

佐藤雄能先生伝

〔解説〕大川周明博士が日本精神研究第一冊『横井小楠』以降・内外幾多の指導的人物の評伝をものにしたことは本全集の隨處に収録されたところで今更説明するまでもないが、国内のしかも現代に近い人物を評伝したものは、前掲の押川方義・八代六郎大將・北一輝と、ここに収めた佐藤雄能翁とである。

佐藤雄能といつても、山形県莊内の郷党や鉄道会社関係以外の人々には、あまりなじみのない名前であるかも知れない。

佐藤雄能は山形県鶴岡の出身、財團法人莊内館寄宿舎創立者の中心的人物であり、終始その監督として、常人の企て能はざる薰陶を郷里の子弟に及し、今日なお綿々として、「雄能はん」として慕い敬愛されている人物である。

或る時は妻子を故国に帰して、二十年間も独居して莊内館に頑張り、公務の鉄道会計の業務は全責任を以て自ら率じたるのみならず、その大会社の間に余暇を造出して鉄道会計数百頁の大著數巻を出版した。その間少しも莊内館学生の指導と郷党人との連絡に当つて倦むところがなく、実に数十年

一日の如くであった。

「大川周明君丈けは館費を滞納しても仕方がない」と、云われ、当時の苦学生大川を庇護したと伝えられているが、真相は參謀本部あたりの翻訳をして居った博士が、稿料がはいると館費はタバコやスキヤキや江知勝の勘定と一緒に払つたもので、右は佐藤、大川の関係が如何に密接であったかを示す一寓話である。佐藤雄能という平凡人は、天分に恵まれ、最上の生涯を送つた人物で、凡ゆる角度から見ていついつ迄も模範とするに足る人材である。

序

佐藤雄能先生は予が郷土莊内の生める偉人である。鉄道省の官吏として、地方鉄道及軌道会社の会計監督事務を担当すること前後四十年、今日我国の鉄道会社の会計整理が抜群に完備し、財政的に堅実なる発展を遂げるに至つたのは、主として懇切丁寧を極めたる先生の指導によるものとして、深甚なる感謝を受けて居る。また鉄道省内に於ても其の経験と学識と人格とを以て篤く上下の尊敬と信頼とを博し、先生の事務室は『佐藤塾』の名を以て呼ばれ、今日鉄道省に在職し又は去つて鉄道会社の要職に在る会計人にして、恐らく先生の直接指導を受けざりし者は一人も居ない。此事は人間は地位の高下を問はず、其の職分に最善を尽すことによつて、如何に偉大なる奉公を遂げ得るかを示す高貴なる例証であり、鉄道省に於ける先生は、まさしく吏道の体現者として、総ての官吏の模範たるべきものである。

先生は鉄道省の官吏たると同時に、郷党青年の寄宿舎たる『莊内館』の監督者として、生涯を莊内育英界のために捧げた。もと莊内館は巨額の基金を財源として設立されたものでなく、有志の寄附金によつて維持されて來たものである。従つて之を經營し且つ監督する者が、他から絶対の信頼を受くるに足る人物に非ざれば、忽ち蹉跌頓挫せざるを得ない。然るに莊内館が、徐ろに堅実なる發展を遂げ既に四百名に余る館生を育成し、搖ぎなき基礎を確立するに至つたのは、先生の一貫至誠の努力が、内には館生の信服を得て慈父の如く慕はれ、外には郷人の深厚なる信頼を博せるによるものである。莊内館監督としての四十五年間、先生は一厘半錢の報酬を受けなかつた。創立以後二十年間

妻子を故郷に留めて単身学生と寝食起臥を共にし、全く家庭團樂の幸福を犠牲にした。而も先生は此の犠牲を犠牲とも思はぬ氣に、淡々として明朗なる生活を続けて居た。恐らく郷党有志の委嘱に応へんとする強き責任觀と、郷土と青年とにに対する濃かなる愛情とが、能く先生をして斯くの如くならしめたものであらう。而して此の誠実にして無私なる精神が、先生の現実の生活の有らゆる方面に現れて居たので、先生の生活そのものが、莊内館々生にとりて如何なる雄弁にも優る教訓となつた。それ故に先生は、教育家または指導者の模範たるべきものである。

加ふるに先生は、多年鉄道省に於て私設鉄道の会計監督事務に当りつつありし間に、起り来る一々の實際問題を解決するに、最も良心的な学者の態度を以てした。些かでも疑点あれば、先例に稽へ、文献を涉獵し、先輩同僚の意見を徵し、真に会心するに到らすば已まなかつた。而して事苟も会計に関する限り、之に關聯する著書は勿論、新聞雑誌の記事に至るまで、細大洩らさず読破して参考資料となし、驚くべき求知心を以て其の研究を進めるうち、いつしか会計学の權威となり、少くとも鉄道会計に於ては、押しも押されぬ日本の第一人者たるに至つた。かくして推敲に推敲を重ねて成れる諸論文が、五十三歳の時に初めて『鉄道会計』の一巻に纏めて刊行されてより、生前の著書既に七冊の多きに及び死後更に遺稿一巻の出版を見た。夫等の總ての著作を貫く特徴は、徹底して帰納的なることであり、常に實際に即して空論に流ることなきが故に、実務家にとりて比類なき参考書として珍重されて居る。政治家・実業家にして一代の学者となれる例は、外國殊に英吉利に於ては珍しくないが、我国に於ては稀有のことである。

斯くの如くにして先生は、官吏として、育英者として、先生を知るほどの總ての人々に親しまれ、慕はれ、敬はれながら、最も緊張充実せる、同時に最も清高靜安なる七十五年の生涯を終へた。そは實に大西郷の所謂敬天・愛人・克己に終始せる生涯であつた。さればこそ先生一たび長逝せらるるや、期せずして先生の遺徳を顕彰する記念事業の計

画が各方面から要望せられ、鉄道関係方面に於ては鉄道省に於ける同僚諸氏の発企により、記念事業の一として夙くも昭和十六年十月三十一日、財団法人鉄道育英会佐藤雄能奨学給費及貸費規則が制定せられ、また昭和十八年十二月には、同じく同事業の一つとして、先生の遺稿『鉄道評価の諸問題』が出版された。而して莊内館関係方面に於ては『佐藤雄能先生追悼記念会』が組織され、三個の事業を行ふこととなつた。その第一は莊内館基本金を十五万円以上に増額すること、第二は先生の追悼録を編輯すること、第三は先生の伝記を編纂することである。第一の件は着々進行中であり、第二の件は既に『故佐藤雄能先生追悼録』として発表せられ、第三の件も『佐藤雄能先生伝』として茲に刊行を見んとするに至つたのである。追悼記念会は佐藤雄能先生伝記編纂の重任を、嘗て莊内館々生の一人たりし予に負はせた。莊内館関係者は雲の如く夥しく、先生の伝記編纂者として、予よりも遙に適任なる諸氏の在ることは、予の熟知するところである。唯だ予は實に海山の恩誼を先生に受けたる者であり、而も先生の生前に於て毛頭此の高恩に報ずることなかつた。それ故に伝記執筆を求められたる時、予は先生の綿々たる眷顧を憶ひ、莊内館に対する因縁の深重に顧み、直ちに承諾して敢て此の重大なる但し榮譽ある任務に服することとした。希くは予の心事を諒とし、不遜を以て予を責められざらんことを。

先生は克明に且正直に自己の生活を記録して居る。また先生の言動を知悉する同僚知友乃至後輩が頗る多く、家族もまた健在である。それ故に先生自筆の諸記録及び先生の諸知己の追憶談を資料として、一応の伝記を書くことは必ずしも難事でない。加ふるに先生の生涯は公私を通じて純一無難、毫も曲筆舞文の要なきことは、巧言令色を至難とする予にとりて無上の幸運である。唯だ夏雲奇峰を描くは易く、田園平野を描くは難い。河の洋々たる如く、道の坦坦たるが如くにして、打ち見たるところは他奇なく、然も一切の高貴なるものを底深く潛めて居た先生の一生を全的に描出して、其の偉大をさながらに髣髴せしめるることは、予の力の到底企及し得るところでない。予は専ら夫人及び

令息を初め、先生に親炙せる人々の談話・文章を藉り来て、忠実なる記録者たらんことを期しただけである。

昭和十九年四月

大川周明

第一章 在郷時代の先生

一家系

佐藤雄能先生は、慶應元年五月三日、山形県鶴岡市に、旧莊内藩士辻新右衛門吉彝の第四子として呱々の声を挙げた。母は都築氏の女五十^{いそ}である。その佐藤姓を名乗るは、先生二十三歳の時、同県東田川郡山添村の名門佐藤家の養子として入籍せるためである。

先生自撰の『家庭年表』によれば、第一代辻伊賀は後光明天皇の正保四年四月十四日に死去しているので、辻家は其頃から興つたわけである。即ち徳川三代將軍家光の時代である。先生の大祖父辻新右衛門良翰は、文政二年から同十一年まで、約十年間酒田町奉行を勤めた。其妻は長坂六之助の妹である。長坂六之助に就ては、先生自身が『長坂六翁を語る』と題して、昭和十二年七月一日以降の『新莊内』に数回に亘つて執筆して居られるが、弓術・槍術・据物斬りの達人なりし上に、将棋・囲碁・和歌・俳句に長じ、その多技多芸と倜傥不羈の行動とを以て聞こえし奇傑であつた。

先生の祖父辻克己柔嘉は、莊内藩の支藩である松山藩の附家老として松山に差遣はされたが、地元の家老と意見が合はず、幾くもなく本藩に帰つた。其妻花陵は、文化・文政の頃に莊内藩随一の鴻儒と言はれし石川朝陽の孫である。石川朝陽は藩校致道館の第二代祭酒であつた。祭酒は一藩学道の指導者たるに足るべき学徳兼備の士を選んで之を任じ、其人無ければ即ち之を缺いた。致道館初代祭酒は名高き白井東月であり、其後は祭酒を置かず、次席の司業

をして祭酒の事を付行せしめて居たのである。当時莊内藩では、水野・加賀山・白井諸氏によつて扶植せられし徂徠学が流行しており、朝陽も初めは之を奉じたが、やがて其説に疑を生ずるに及んで、尾州藩儒塚田大峰や三縄桂林の門に学び、遂に巣然として別に一家を成し、実践躬行を重んじて利用厚生を主とする學問を講じた。先生の祖母花陵は、朝陽の嗣子幹の長女である。幹もまた相当の人物であつたことは、同じく石川氏の血統を汲む杉村幹氏が、其名を『幹』とつけられたのは、同氏の祖父にして莊内藩の兵學師範を勤めし杉村質直が、朝陽の嗣子幹が憂國憲世の士たるに傾倒し、其人に肖らしめるためであつたことによつても知れる。加之先生の祖父克己の祖父新蔵は朝陽の実姉であつた。その体内に石川朝陽の血が流れて居ることは、先生の誇りとするところである。

先生の祖父克己は、少にして石川朝陽に師事し、長じて其の孫女を請ひ得て外孫となつたのであるが、晩年には朝陽の文集を机上に載せて居らぬことが無かつたほど、深厚なる敬意を払つて居た。先生の『年表』によれば、先生十四歳のころ、即ち明治十一年四月より翌年六月まで、其の学友斎藤九兵衛・若松久米吉・秋保親正の三氏と共に、此の祖父に就て漢籍の素読を学んで居る。朝陽の学徳は、祖父を通して大なる感化を先生に与へて居ると思はれる。

先生の実父新右衛門は、藩校致道館の句読師を長く勤めたが、風流心に富める文人墨客的風格の持主であつた。生前自ら『双松院深緑日観居士』といふ戒名を選んで居た。其の理由としては、父からの直話として先生が下の如く記して居る——『自分は此世に生れて来て是ぞといふ仕事を何一つして居ない。若し死後に過分な戒名を付けられるやうなことがあつては面白くないから、自分で適切な戒名を選んで置く。此の部屋から小室・高橋両家の二本の松が見える。朝な夕な、居ながらに一本の松の緑を眺めて居た者があつたさうなと思はれれば、それで自分は満足だ』と。

先生の実父は一面に於て斯様な飄逸な風格を有つて居たが、他面に於ては当時の莊内武士の嚴格をも具へて居た。即ち杉村幹氏の語るところによれば、同氏は少年のころ先生の実弟前森恒治氏の許に通つて日本外史の講義を受けて居

た。一日同氏が学友高橋博雄と共に両手を畳の上につき乍ら外史の講義を謹聴して居ると、前森夫人が便器を室内に持出して子供に大便をさせたので、二人の学生は思はず失笑した。すると其座に居合せた先生の実父は、書物の講義を聴聞している時は、如何なる事があつても心を他に移してはならぬと厳誠されたとのことである。

昭和七年八月十四日、先生は鶴岡市新茶屋に於て、祖母の百年忌及び実父の三十三年忌を兼修した。其時の先生の挨拶は、詳しく辻家近親のことを述べて居るので、重複を厭はず左に先生自筆の草稿を掲げる。

私の実家の祖母淳心院石川氏は、天保四年十月十八日に死去致しましたので、本年は百年忌に当たります。又実父双松院は明治三十三年三月十四日に死去致しましたので、本年は三十三年忌に当たります。それで皆様の御集りを願ひ、昔を偲ぶ御話を承りまして、遺靈を慰めたいと思ひました処、此の暑さの折にも拘はりませず、皆様の御臨席を得ましたことは、真に有り難い次第で厚く御礼を申し上げます。只折角御出でを願ひましたのに何の御もてなしを致し兼ねるを申訳なく存じます。

僭御話を承ります糸口と致しまして、私より此度年忌に当りました仏の事を一寸申上げようと思ひます。淳心院妙順日敬大姉は、石川主膳氏の孫で、小作氏の長女で、名は花陵と申されました。主膳と云はれました方は朝陽と号せられまして、今を去ること九十七年前、天保六年七月十七日即ち私共の祖母の亡くなりました二年後に亡くなられました。此の朝陽先生は旧藩の学校致道館の二代目の祭酒となられた方であります。此の祭酒と申しますのは、今日にすれば校長と云ふやうなもので、学徳共に高き人を選んで任命せられたものださうであります。致道館の第一代の祭酒は夫の有名な白井東月先生で、二代以後には祭酒を置かないで、祭酒の次の司業と云ふ職に在る人が祭酒の仕事を代行して居つたさうであります。朝陽先生の学説は、躬行を重んじ平易を主とし、独創の見地に立たれたものださうであります。近頃大阪に居る早田元道氏は『酒田新聞』紙上に『石川朝陽先生』と題しまして二十五回に亘つて書

いて居ります。それは『朝陽遺集』と云ふ本に基いて書かれたとのことでありますから、私は其本は多分私の祖父の写したものであらうと思ひまして問合せて見ました處、果してさうがありました。早田氏の返事に、其本は美濃紙の野紙に米庵流の厳正なる楷書で書いたもので四巻と成り『辻氏藏書』と云ふ書き印を捺してあるとのことあります。此の『朝陽遺集』は石川繼述君の御宅にも一部あると聞いて居りましたが如何でせうか。此の『朝陽遺集』の外に『朝陽遺草』と云ふ仮名交りの文集が一冊ありました。之は私が東京に持つて参りまして、何か雑誌にでも掲載しようと思つて居つたのですが、故牧頼元翁は之を写されました。然るに大正十二年の大靈火災の際に、私の持つて居りましたのも牧翁の写されましたのも皆焼失致しまして、真に残念なことを致しました。此の遺草には、先生が娘の方を縁付けらるるとき教訓を書いて贈られましたものや、上の山入湯の日記などあつたやうに思ひます。此本又は其の一部分でもどなたか御持ちがないでございませうか、伺ひたいと思ひます。私の祖父は年中殆ど『朝陽遺集』を机の上に載せて居らぬことがないやうであります。私の祖父と先生との関係は、祖父が親しく先生の教へを受けましたのみでなく、妻の祖父であり、又大叔父であつたのであります。私共の祖母が石川氏より來たのみでなく、私共の祖父の又祖父である辻新蔵と云ふ人の妻なる方、即ち祖父の祖母は朝陽先生の姉であられました。『朝陽遺集』に『辻新蔵君配石川氏碑銘』と云ふ文が載つて居るさうであります。此の新蔵と云ふ方は江戸勤番中に亡くなられまして、芝の清光寺に葬られてありましたのを、先年本鏡寺に改葬致しました。此の如く辻家と石川家とは厚い関係があつたのであります。

主膳氏の長男は小作氏で、幹之進・権兵衛・小兵衛などと云はれたことがあります。畏斎と号せられたさうであります。小作氏の長男は小兵衛氏で、初め諸之助と云はれたさうであります。小作氏及び小兵衛氏のことに付きましても私は色々祖父に聞いたことあつたやうに思ひますが、今は確な記憶はありません。私共の祖母は小作氏の長女で、小

兵衛の姉であられます。兄弟は八人あられ、長男は小兵衛氏、長女は私共の祖母、二女は山内五助氏の妻で千代栄と申されたさうであります。山内家も石川家とは重縁の家で、小作家の妻なる方は山内善兵衛氏の娘であられたさうであります。さうしますと山内五助と云ふ方は恐らく従弟夫婦であられたらうと思ひます。三女は早く死なれ、四女は竹浦と云はれ、中島弾四郎に嫁せられました。其の次の次男は圃作氏で、初め猪太夫と云はれ、本家の跡を継がれました。即ち繼述君の御祖父さんであられます。其の次の三男与作氏は、初め藤之尤・与太夫・三郎右衛門などと云はしたさうであります。此方は大熊氏を継がれました。其の次の五女は早く亡くなられました。

私共の子供時分に、父親の従弟寄合と云ふものがありまして、毎月一回か晩食後に各家代る代る宿を致しまして会合し色々な話をして居られました。圃作様は叔父さんで元老と云う格であり、山内善右衛門・石川靜正・石川正庸・中島弾四郎・大熊堯之などの方々が集まり、吉井長昌君の母上も出られました。吉井君の母上は小兵衛氏の長女であります。小兵衛氏の長男畏三氏、二男北橋利盛氏は早く亡くなられまして、従弟寄合に出られたことを知りません。畏三氏の妻なる方は堀巴門氏の娘で、須磨浦と云はれ、鶴岡の女学校の教員を長く勤めて居られました。石川家の当主は精彦と云はれ、現在東京都芝区田村町に住んで居られます。其弟の磐彦氏は大阪市北区堂島浜通りに於て、盛に輸入業を営んで居られるさうで、前に申上げました朝陽先生の記事は、早田氏が同氏の依頼で書かれたものださうであります。

私の祖母淳心院は、幾歳で辻家に縁付いて来られましたか知りませんが、多分十七八歳であらうと思ひます。長男が私の父で、天保元年に生れ、其の上に姉が一人あります。それは堀田正中君の御祖母さんであります。其の方が父と二つ違ひとしますれば、祖母が十九歳の時に生れたと思ひます。二男は関弥三右衛門氏で、天保三年に生れ、祖母は其の翌年の天保四年十月に二十四歳で亡くなられました。何病氣であられたか、遂にそれは聞いたことがありません

ん。其後祖父は百間堀端の中村儀八郎氏より後の祖母を迎へられて、角田俊次叔父が生れました。中村氏の人柄は脂肪に富んだと申しますか、だぶだぶしたやうな方で、角田の叔父は体質上には中村氏の血統を引かれたものと思ひます。私共の祖父は背も高く大柄でしたが、石川氏より来られた祖母は小柄の人とは思はれます。我々の身体の小さいのは石川氏の血統を引いたものと思ひます。

私の実父双松院深緑日観居士は名を吉壽と云ひ、俗名は初め賀三郎と云ひ、後に新右衛門と改めました。私の祖父克己柔嘉の長男であります。父は長く旧藩の学校致道館の句読師を勤めて居りました。祖父の隠居後僅かの間戸主となつて居りましたが、家政を私の兄に譲りまして隠居致しました。祖父は理財の道にも長じて居られたと思ひますが父の方は不得手であつたらうと思ひます。雅致に富んだとも申しますか、生花をしたり、歌を詠んだり、庭を造ることなどに趣味を持つて居り、又器物を好んで居りました。私は東京に居りまして、叔父安弥と何れかが東京に家を持ちましたならば、父を呼んでゆつくり見物させよう、どんなに喜ぶだらうと話し合つて居りました。父は七十になりましたけれども、大丈夫であり、それに九十二迄生きて居つた祖父が其の前にありましたので、まだ大丈夫と思つてゆつくりして居りました処、明治三十三年三月に七十一歳で亡くなりました。後に考へて見ますれば、七十以上の老人だのにゆつくりして居つたのは、全く誤りであつたと後悔しましたが、如何とも致方ありません。父は生前にいくら願つても写真を撮つてくれませんでした。亡くなります少し前に自分が戒名を書いて置いたものがあるから出せと云はれまして『双松院深緑日観居士』と云ふのを示され、自分は世の中に生れ来て、是ぞと云ふことを何もしない、然るに死後に過分に立派な戒名を付けらることは本意でない、此の部屋から向ふに小室氏と高橋氏と二本の松の樹が見ゆるが昔朝夕寝て居つて二本の松の樹を見て居つた者があつたさうだと云はるればそれで十分である、此の戒名で差支ないか、本鏡寺の和尚さんに聞いて来いと申されました。此話で写真を撮られなかつた趣旨も分ります

た。父の死後私は秋保親美氏に頼み、二本の松の樹の写生をして貰ひました。今年は父の三十三周年になりましても写真もありません、ありし日を偲ぶよすがないので、再び秋保氏の前の写生の淨書を頼みました。然し私はあの写生がどんな画になるものかと蔭に心配して居りましたが、秋保氏は精進潔斎して一生懸命に画かれたとのことで、実際に立派な画になり、元の小室氏の赤松と高橋氏の五葉の松は、確にかうであつたと昔を憶ぶことが出来ます。真に嬉しく感じまして早速表装を命じました。経師屋の岡田金次郎と云ふものも鶴岡の出身者であります、秋保様が精進潔斎して御書きになつたものであれば、自分も精進潔斎して秋保様に叱られぬやうにするにて表装をしてくれました。其處に掛けてあるのがそれであります。元の小室氏の赤松も高橋氏の五葉の松も、現在は皆なくなりましたので宜い時に写生をして貰つたと思つて居ります。且又其の写生画が彼の大正十二年の大震火災の際に金庫に入れて置きました為に、幸に無事なることを得ましたのも、亦奇縁と謂はねばなりません。

私が始めて莊内館の監督になりましたのは明治二十九年十二月で、父の亡くなりましたのは明治三十三年三月でありますから、創立後三年余の状況は聞かれた訳であります。父は病床の中に私に対ひまして、あんな者が監督になつたら仕方がないと云はるるなら困るけれど、おまへが監督になつて宜いと言はるるのは嬉しいことだと申されました。私に取りては何より有難いことと感銘して居ります。

近來青年の状況を見まするに、家の系統を重んずるとか、親族關係を明かにするなどと云ふ者へは甚だ薄くなつたやうに思はれます。随つて祖先の祭祀供養などと云ふことも疎かにするやうになつた傾向のあるのは、眞に遺憾のことを思ひます。私は決して大げさなことをするを望むのではありません、其の心持が大切であると思ふのであります。

自分の方に関係しますことのみを長く述べまして眞に失礼でございました。尚皆様が御ゆつくり御話あらんことを

御願ひ致します。終りに臨みまして此の暑いのに態々御出下さいましたことを重ねて御礼申上げます。

次に先生の実母は其名を五十と云ひ、莊内藩士都築一鉄正綽の長女である。正綽の父は十歳知利と云ひ、父子共に学問武芸に抜群の誉れがあつた。泰平の世に祿高を増されるのは稀有のことであつたが、都築父子は幾度か祿高を増された。或年五十石の加増があつた時に、正綽の長女が生れたので『五十』と命名した。即ち先生の実母である。其後また百石の加増があつた年に三男が生れたので、此度は『百之助』と命名した。

十歳知利の四男藤十郎正大は、新に召出されて一家を創立した。当時の制度として、武家の二三男以下のものが士として世に立つには、他家の養子となるか、父兄が藩主の許可を得て自分の知行を分割して一家を創立せしめるか、然らざれば文武に達したる廉を以て新に召出されるか、此の三つの外になかつた。正大は文事に達して居たが、資性剛毅で最も武芸に長じて居たので、新に召出されたものである。正大には子がなかつたので、長兄正綽の三男百之助正順を養子にした。正順は明治四年藩兵を引率して郷里を出で、西南戦争の時には陸軍大尉で出征したが、負傷して後送され、船中でコレラに罹り、神戸に上陸して死去し、大阪茶臼山の陸軍墓地に葬られた。莊内出身者で西南役に出征せるものは、殆ど皆負傷又は戦死して居る。そは莊内人の勇敢義烈の性質にもよるが、当時莊内は大西郷と極めて親懇の間柄であつたので、薩摩と一脈相通じて居るかの如く思はれ、政府の要慎は嚴重を極めて居た。そのためには莊内出身の軍人は、多少無理をしたのでなからうかと噂されて居た。正順の長男正廉の妻は、莊内藩士林源太兵衛秀雅の二女であり、陸軍工兵中佐林秀芳は其の長兄である。而して秀芳の長男は金沢第七聯隊長として昭和七年の上海事変に、江湾鎮に於て壮烈なる戦死を遂げ、軍神として崇められる陸軍少将林大八である。

二 少年時代

先生の生れた慶應元年は丑歳である。然るに莊内藩の習慣として、丑歳に生れた子供は母親の実家の姓を名乗ることになつて居たので、先生も初めは都築姓を名乗つた。明治七年の小学校下級第八級修業免状には都築雄能となつて居るが、翌明治八年二月に本姓辻に復帰した。初めの名は雄之助と云ひ、家人は雄之々々と呼んで居た。然るに太政官の達しでもあつたらうか、旧国名・官名を名前にして相成らぬといふことになり、雄之助も宜しくないといふので『助』の一字を抜き、更に『之』を『能』に換へて『雄能』と改名した。それ故に先生の名は『能』の字を短く『ノ』と発音するのが正しいのであるけれど、何時とはなく『ノウ』と長く読まれるやうになつた。前節に述べた先生の親族長坂六之助も、また『之助』が罷りならぬと聞いて、左様な詰らぬことをいふなら、自分は六でも七でも構はないと言つて、之助の二字を抜いて『長坂六』と改名した。

さて旧莊内藩には、致道館といふ学校があり、藩士の子弟は此處で教育された。致道館には『句讀所』といふのがあり、孝經・論語等の句讀を授けたが、これは今日の小学校に該当するものである。藩士の子弟は十歳から句讀所に入學を許されたが、致道館は明治六年六月に廃止された。當時先生は九歳で、未だ入學年齢に達しなかつたので、致道館には入學することが出来なかつた。

明治七年五月、新学校令によつて旧致道館の建物に、苗秀学校といふ小学校が設けられたので、先生は直ちに之に入學した。入學に際しては、各自平机と文庫とを持参し、之を畳敷の室に排列して勉強した。また生徒は皆大小二本を腰に差して登校し、教室に入れば刀は刀掛けにかけ、脇差だけを差して授業を受けた。但し先生の苗秀学校時代に廢刀令及び断髪令が出たので、其後は大小を差して通学することが出来なくなつた。先生は七十二歳の高齢に達して

から、暑を水上温泉に避けながら『小学校の思出』といふ一文を草して居るが、其中に当時のことを追憶して下の如く述べて居る——『明日から大小刀ともに差して来ては相成らぬと申渡されたが、淋しいやうな気がした。佐藤渡茂衛と云ふ人などは、羽織を着た後ろの方にソツと脇差だけ差して来るなどと云つて居た』

苗秀学校は旧藩士即ち士族の子弟だけを収容し、士族以外の子弟のためには別に市内に数ヶ所の学校が設けられて居た。此の差別待遇は鶴岡市民の甚だ不満とするところであり、喧しい問題になつた。後に森藤右衛門が、県官の横暴を訴へた訴状の中に、『学校を区別して四民平等の御趣意に反する事』といふ一項があるが、それは取りも直さず此の事实を糾弾せるものである。

さて苗秀学校は旧致道館から總穩寺に移り、次で新築の朝暘学校に移つた。朝暘学校は時の山形県令三島通庸が、莊内の民心を一新するため、非常なる英断を以て建築せるもので、明治九年八月二十六日に落成し、當時東北第一の宏壯なる小学校と謂はれて居た。旧致道館時代の小学校では、学科は読書と習字が主であり、読書は孝経・論語などの素読であつたが、朝暘学校に移つてからは、新小学校令によつて学科も多くなり、読書・算術・習字の外に、修身・歴史・物理・化学があり、簿記などもあつた。但し地理の教授に地図を用ひるのでもなく、物理・化学に何一つの機械・器具を使ふこともなく、勿論実験などといふことがなく、唯各科の教科書を、読書と同様に講読するだけであつた。その教科書は阿部泰造著『修身論』中根淑著『兵要地理小誌』田中義廉著『日本史略』を初め、物理階梯、小学化学書、日本地誌略、万国地誌略、万国史略、簿記階梯などであつた。

朝暘学校に移つて間もなきころ、若干の生徒を上京させて、学業を天覧に供することになり、成績優秀なる生徒が選抜されて、特別の教授を受けることになつたが、先生も其中に加へられた。但し此事は西南戦争突発のために中止となり、遂に実現されなかつた。先生自ら『私の小学校時代は、生意氣得意になつて居たものと思ふ。私は両親の

手許で育てられたのみでなく、学校も余り出来ぬ方ではなかつたので、両親は特に可愛がられたことと思ふ』と述べて居るが、先生と同年輩の莊内の故老は、皆先生が既に小学校時代に於て、抜群の学才を示して居たことを認めて居る。先生の竹馬の友なる前酒田市長中里重吉氏は、下の如く言つて居る——『君は幼少時より一些事と雖も苟くもせず、軽々しく事を処するが如きは君の最も悪む所なりき。予が幼時に朝暘学校に学びし頃、君と室を同じくせり。君蒲柳の質なるを以て年々温海に入浴するを常とせしが、時恰も出発の前日、先生（故駒林廣運先生）より湯治見舞文なる課題を与へられ、各自綴文し終りて順々に朗読せしめ、多數佳良と評価せるものを黒板に書して、先生の再朗読の榮を受くるものなりき。其榮を荷ひしは某々二三子にして、予の一文は勿論一顧も与へられざるき。然るに此の瞬間、佐藤君起つて予の一文の再読を需められ、先生に向つて「私は中里の文は簡潔にして要を得たる佳良の部と思はれます。其の理由は云々」と、堂々弁じられたれば、衆生また之に喝和し、遂に予の一文も黒板に列記せらるるの光榮を得たりき。此の瞬間の佐藤君の態度・言論及び検討の細密なる、今尚眼前に髣髴して忘るる能はざる所なり』

作文は先生の最も愛好する学科の一つであつたらしく、朝暘学校時代に顯才新誌といふ雑誌に投書して居た。小学生で同誌に其の文章が掲載されるることは異例であつたので、郷党の間に秀才の名が高くなつた。また先生の記憶力は老年になつても衰えなかつたが、少年時代には一層絶倫であつたに相違なく、書物の一枚位は一回読過すれば間違ひなしに誦誦し得たと言はれている。かやうにして先生は、明治十三年五月、十六歳の春に、第一回卒業生として首席で朝暘学校を出た。

五月五日に朝暘学校を卒業した先生は、同月十日に西田川中学校に入った。当時の中学生は、小学校を卒業せぬものばかりで、学力は不揃ひで且不十分であつた。其頃は毎月末に試験があつたが、入学後一箇月目の試験に於て、先生は各科悉く満点で席順は一番になつた。次で臨時試験を行ひ、成績優良の者を上級に編入することになつたが、そ

の結果先生を初め朝暘学校卒業者数名は上級に編入された。然るに当時辻家は、家族は多く生活は不如意であつたので、先生は中学校で学問を続けることが出来ず、在学僅に三箇月にして同年九月に退学し、朝暘学校の教員となつて家計を助けることになつた。

其頃は教員を志願する人が相当多かつたけれど、鶴岡市内の学校に就職し得た者は尠なかつた。先生が十六歳の若年で母校の教員になり得たのは、其の才学が認められて居たからである。最初の月給は三円で、後に四円から五円に昇給した。当時のことを回想して先生は下の如く語つて居る——『月給を貰へば皆之を一家の大蔵大臣たる家兄に提供し、自分の雑用としては僅に十銭を貰つた。それは風呂銭其他の雑用にするのである。私の宅では其頃毎日六つも弁当を作らねばならぬことがあつた。母は、宅で食事をするのなら香物一つでもよいが、弁当となると香物だけではならぬ、容易な事でないと言つて居られた。宅に大きな胡桃の樹があつたので、母は其实を拾つて貯へ置き、味噌を焼いたのに胡桃をむいて載せたのを弁当の菜にした。煮豆や塩鮭などあれば大に御馳走であつた。家兄は家の財政を持つて居らぬころは、母に向つて弁当に御馳走を入れて下さいと迫り、母は、お前にだけ良くするわけにゆかぬと答へると、兄は先生と生徒とは違ひますと言つて居た。其後家兄が財政を受持つことになつた時、私は学校の教員になつたので、曾て兄さんは先生は生徒と違つて弁当に御馳走を入れるものだと言はれたと言つて、家兄を困らせたことがある』。

少年時代の先生は蒲柳の質で、朝暘学校卒業の直前には、前歯が皆動き始めたので、医師から牛乳を飲んで身体を強健にせよと奨められたほどであつた。そのために先生は、屋敷の畑を耕して身体を鍛錬することにした。先生の甥辻沢吉次氏は、当時のことを回想して『叔父は私宅の貧窮の間に学を修め、よく畑に勤かれ、夏にはジャガイモを採り、秋には大根を播き、畑の草取りもなされたり』と述べて居る。熱心に畑を耕して居るうちに、先生は農業に対し

て大なる関心を有ち初め、農事を研究して其の改良を図り、進んで産業を振興することが日本の急務であると考へるやうになり、小学校の教員時代に亘本会といふ会を設け、斎藤九兵衛・若松久米吉其他の諸友を会員とし、一箇月二十銭の会費で農工商業に関する書籍雑誌を購求し、之を回覧研究することにした。其等の書籍雑誌のうち、最も先生を歓ばしめたのは田口卯吉の『東京經濟雑誌』と津田仙の『農業雑誌』であつた。また此頃に先生自身が、屋敷の畠の耕作方法を述べた『栽培初學』といふ小冊をも書いて居る。

当時士族の子弟は平民とは交遊せぬ習慣であつたが、先生は斎藤・若松諸氏の如き『町人』の子弟と親しくしていたので、いろいろ非難する者もあつたが、先生は少しも意に介するところなかつた。所有の帳面にも自分のことを『遊農園丁』と書いて居た。若松氏は其の帳面を先生の父上に示し、先生が士族の家に生れながら少しも威張らず、自ら遊農園丁などと書いて居るとして、先生の虚心坦懐を賞揚して居たとのことである。かやうに農事にいそしんだために、先生の身体は強壯になつた。

三 養子縁組

先生は朝陽学校の教員をして居ながら、農工商の研究に興味を覚え、他日産業方面に於て身を立てんと考へて居た先生自ら下の如く語つて居る——『私は産業を研究する学校に入りたいと思ひ、官費生の募集がありさうなものとぼんやり考へて居た』然るに茲に端なくも養子問題が起つた。

或時辻家の親戚闇家に、何かの用事で見知らぬ女が来て、自分の山添村に佐藤という旧家があり、其家で養子を捜して居るが、貴家に適当な子供はないかと訊ねた。闇家には養子にやるやうな子供がなかつたので、同家から辻家に此話を持込んだ。調査の結果、佐藤家は立派な家柄があるので、両家の間に交渉が進められた。当時先生は十八歳で

あつたが、長兄は家督を相続し、次兄及び第三兄は既に出でて他家を相続し、先生の次に十六歳になる弟恒治と、十四歳になる養弟安弥が居つた。先生の父は、此等の男児を皆養子にやらなければならぬと考へて居たので、佐藤家の縁組を欣んだが、先生は獨力で身を立てる覚悟を抱いて居たから、養子に行くことを肯んじなかつた。そこで辻家では、弟の恒治を貰つてくれまいかといふ内意を示したが、佐藤家では飽迄も先生を所望した。恐らく調査によつて先生の名声を知り得たからであらう。

さて旧藩時代に於て、武家の二三男の境遇は甚だ悲惨なものであつた。彼等は他家の養子になるか、特殊の技能によつて藩主から召出され、何石・何人扶持を給与されるか、又は生家の知行を分与されて謂はゆる分地分家とならなければ、終身生家の厄介にならなければならず、本妻を有つこと即ち武家から妻を迎へることが出来なかつた。また分地分家は、本家の祿高が減するので容易に行はれず、仮令行はれたとしても、本人一代のみならず子々孫々まで本家に対して頭が上らなかつた。先生の養子問題が起つた頃は、藩政時代を距ること遠くなつたので、士族の二三男で生家の厄介になつて居る者が多かつた。

先生の父兄は其等の実例を挙げて、養子に往くことの得策なるを勧めたが、先生は頑として応じなかつた。而も先生が養子にならぬと頑張つて居れば、弟恒治及び養弟安弥の二人を片づけることが困難となる。殊に安弥は養弟にはなつて居るが、実は祖父の次子即ち先生の叔父であり、先生の父は祖父健在中に其の身柄を定めて、祖父を安心させたいといふ切なる希望があつたので、懇々と先生の承諾を求め且親友斎藤九兵衛氏に説得を頼んだ。よつて先生も止むなく此事を諸友に相談した。友人の意見は賛否々々であつたが、結局父の懇切なる勧告と斎藤九兵衛氏の賛成によつて、遂に佐藤家の養子となることを承知した。先生曰く『叙上の如く其頃の結婚は見合は勿論、写真を見るでもなく、戸籍謄本といふこともなく、唯人を介して聞き詭べ、私自身は将来自分の妻になる人の性質は勿論、容貌も何も

知らない、唯親の命により已むを得ず養子になることを承知したものである。当時の縁談は皆そんな風で、大抵は本人の意志に關係なく双方の親達が決定して、本人には唯宣告するに止まるを普通としたが、私が親の相談を受けたのは、当時の士族の家庭にしては、大いに進歩したものであつたと謂はねばなるまい』さて佐藤家は昔より東田川郡山添村の八幡神社に神官を勤めて來た家である。此の八幡神社は崇峻天皇の御子蜂子皇子の創立されたもので、羽黒山を開かれるよりも前のことであると言はれるから、今を距る千三百年の昔である。古き記録は總て失はれたが、十四代前の佐藤戸之内正覚以後累代の死亡年月は、靈屋にある靈牌に記載されている。正覚は寛文四年に長逝して居るから、今を距る約二百七十年である。其の以前のことは、三百三十年前即ち慶長十七年に、最上義光から神前掃除料を受けた墨付があるだけで、其他は全く分明でない。其の以後のことも歴代京都に赴いて神官相続の認許を受けた書類の外は、何等の記録も残つて居ない。但し佐藤家の家督を相続した者は、旧藩主酒井家に御目得を仰付けられ、また貫通門とて両方の柱に孔をあけて横木を通したこと、及びブッサキ羽織を着用することを許されていたから、士以上の待遇を受けて居たことは明かである。先生の養父は佐藤正孝、養母は玉代と言つた。養母は佐藤常陸少輔正重の長女で、正美・正方といふ二人の兄があつた。正重は養母が四歳の時に死し、兄正美は其後八年にして子なしくして死し、次兄正方もまた幼児正記を遺して死んだので、養母は此兒を養育して佐藤家を立てるつもりであつたが、正記もまた慶応四年十歳にして死去した。茲に於て養母は明治二年十一月、勝福寺村佐藤式部の二男佐藤正孝を迎へて結婚したが、此時は齡既に二十九歳であつた。然るに恰も其頃、八幡神社に關して紛糾があつたので、養父は郷里を出でて東京に遊学し、明治七年二月岩手県水沢塩釜村の駒形神社に権禰宜として赴任し、一時養母も同地に行つて居た。明治十三年六月には養父も職を辞して帰郷した。夫婦の間に二女一男が出来た。此月八月、養父は、一旦隠居して三歳になる男千秋を戸主にしたが、翌月千秋が死去したので再び戸主となつた。

先生の養母は、以上の如く若くして二人の兄を失ひ、次兄の一子を守り立てようとしたけれどそれにも死なれ、更にまた戸主にした自分の長男にも死なれたのである。養母は如何にもして地方の旧家である佐藤家を維持し、又之を振興せんと多年の間苦心し、重なる不幸にも屈せず昼夜精励し、前途の方針を立てて着々之を実行し、漸く其の曙光を認められるに至つた時に、長女重子のために養子を求めて先生を得たのである。

因に養父正孝氏並に重子夫人については、芳賀剛太郎氏が下の如く書いて居る——『佐藤君の家は山添村大字下山添に在りて、我荘内地方にて有名なる八幡神社の神官たりし名門なり。佐藤君の養父正孝君は、深沈寡默にして頭脳極めて明晰、侵すべからざるの威厳を具ふ。しかも寛容にして人を容れ、徳望全村に洽く、村人より推されて山添村助役となり、後村長に進む。村人悦服し、村治大いに挙がる。余其時職を山添学校に奉せしを以て、其の厚意に預りしこと尠しとせず、感謝の念は余の忘る能はざる所なり。重子夫人は、父祖の血統を承け、操行端正、学術優秀、山添学校に在りて模範生の称あり。當時余年少教員にして、其の教授を担任せざりしと雖も、毎に同僚の交々嗟称せしを聞知せり』。

さて先生の承諾によつて縁談が成立し、明治十六年五月十六日に結納が取換はされた。而して翌六月九日、先生は父に伴はれて山添の佐藤家に往つた。時に先生は十九歳、重子夫人は十四歳である。先生は当時のことを追憶して下の如く述べて居る——『私は父に伴はれて山添の家に行つた。直ちに座敷に通されたが、茶間の炉の辺に黄八丈といふか黄色いやうな着物を着た女の子が居つた。私は之が自分の将来の妻になるのか、余りにも子供らしいと思つた。其後御膳など出て、重子は母に連れられ、紋附か何か黒いやうな着物を着て来て、御酌をさせられた。見ると背は高いし、着物は長く引きすつっているので私は、はあ之かと驚いた』

翌明治十七年八月十一日には、戸籍上の手続も済み、先生は佐藤正孝の養嗣子といふことになり、直ちに重子夫人

と結婚したことになつてゐるが、実際の結婚は明治二十二年八月、先生は二十五歳、重子夫人は二十歳に達した時に行はれた。養母は先生の入籍後一週間目、即ち明治十七年八月十八日に死去したが、先生の入籍が確定したことを知つたので、佐藤家の将来について安心して永眠したことであらう。

四 修 学 時 代

かかる間に先生の徴兵適齢が近くなつた。当時は小学校の訓導になれば徴兵免除になつたので、先生は訓導の試験を受けた。及第は置いた物を取るやうに易々たるものと思つて居たのに、修身科の試験に全く予期せぬ問題が出たので、流石の先生も落第した。然るに其後試験による訓導は徴兵免除にならず、其為には師範学校を卒業せねばならぬことになつたので、先生は県費支弁である同校に入学し、普通学を修めて将来の素地を作るに決し、明治十七年二月折柄真冬のこととて風雪に悩まされながら、三十里の道程を四日かかつて山形に到着し、入学試験を受けることになつた。それは徴兵令改正後初めてのこととて、応募者の数は非常に多かつたが、先生は見事に首席で入学した。此時は佐藤家と養子縁組の話が決まつた後であるので、養家では大いに喜び、実家でも面目を施した。而して先生は山形師範在学中を通じ、各学年とも学業成績は同級中の首席なりしのみならず、常に全校中の首席であつた。多少とも先生と競争し得た学生は、後年奈良女子高等師範学校長を永く勤めた米沢出身の横山栄次氏だけであつたと言はれる。

当時山形県下には、中等程度以上の学校としては、米沢や鶴岡に旧藩校の延長ともいふべきものが二三あつたけれど、学校らしい設備を有して居たのは山形師範学校だけであつた。従つて師範学校に学ぶ人々は、強ち教育家にならうと志せる者のみでなく、他に学問する所がないために入学する者や、徴兵免除の特典に沿るために入学する者が多かつた。県令三島通庸の嗣子弥太郎の如きも、叙上の理由で師範学校に入つて居た。先生が入学したころは、武士

階級が尚未だ全く崩壊せず、社会の一角に余喘を保つて居た時代であり、同窓生のうちには士族の子弟が多く、従つて質実剛健の風が漲つて居た。生徒は全部寄宿舎生活で、学資として県から毎月金三円を支給され、其内から一円四十銭の賄料を支払い、其余を小遣にして居た。固より一定の制服などではなく、短袴高履、衣はに至り袖は腕に至る風態であつた。

先生が入学した当時の校長は、後に学習院教授となれる斎藤篤信で、経史に通じ詩文に長じたる高名の漢学者なりしのみならず、戊辰戦争当時に米沢藩の參謀を勤めたる文武兼備の士であつた。体躯は偉大、風格は高く、生徒は皆畏敬して居た。其下には斎藤一馬・肝付兼武・松岡太愿・大繩久悠・木滑痴翁・伊佐早謙等の漢文漢詩に長じたる教師が多かつたので、当時の山形師範学校は宛も漢學塾の如き觀があつたが、先生の入学後幾くもなくして斎藤校長が退職し、野尻精一其後を承けて校長となるに及んで、学風頓に一変し、漢学全盛時代から歐米思想尊重時代に移行し始めた。野尻校長は高等師範の前身たる中学師範学校で新教育を受けた年少氣鋭の学者で、年齢は三十歳に満たず、自ら教育学と心理学を担任して科学的思想の鼓吹に努めた。幻燈を用いて諸種の講演を開き、県民の啓蒙にも骨折つた。生徒のうちにも外国语學習の必要を認める者が現れ、また東洋学芸雑誌などが読まれ初めて、ダーウィンの進化論に共鳴する者も生じた。当時の日本の主潮たりし文明開化の波が、遅ればせながら山形県にも押し寄せて來たのである。野尻校長は明治十九年一月に転任、相良守典之に代つたが、在職一週間にして伊村則久が校長となつた。先生は伊村校長時代に師範学校を卒業したのである。

当時の師範学校は現在の中学校と師範学校とを混合せるようなものであつた。即ち師範科には初等・中等・高等の三科があり、其外に中学師範予備科とて、今日の高等師範学校の前身たる中学師範学校に入學する予備校のやうなものが設けられて居た。此の予備科は今日の中学校と略ぼ同様のものであつた。先生が入学した明治十七年七月には、

此の予備科を廃して、新に県立山形中学校を設立する旨の発令があつたが、別に校舎があるわけではなく、また専任の校長も教員もなく、師範学校の校長や教員が之を兼ねて居た。両者が確然と分離するに至つた事情に就ては下の如き逸話が伝へられて居る。

伊村校長が山形師範学校校長に任命されたのは、明治十九年三月であるが、赴任に先立ち文部大臣森有礼に挨拶に往つた。大臣は病臥中であつたが、伊村を病室に引見して下の如く告げた——『今回子を抜擢して山形県師範学校長兼中学校長に任じたのは、子の手腕を信頼して、師範学校令改正の実施を行はしめるためである。いま地方では師範教育の何たるを知らぬもの多く、目的を異にする中学校を師範学校内に併置して、職員は皆兼任させて居る状態である。これでは師範教育の目的を達成すること覚束ない。子が赴任したならば、直ちに県知事に謀り、中学校を師範学校から分離させ、教員の兼任の如きは絶対に禁止しなければならぬ。予もまた近く山形県に視察に赴き、成績の如何を見るであらう。そのつもりで奮励努力して貢ひたい』と。伊村は全力を尽して期待に背かぬやうにすると告げて山形に赴任した。

当時の山形県知事は、地方長官中でも有力であり且教育に理解ある柴原和であつたが、中学校を独立させるために多額の経費を要するので、伊村が屢々進言したに拘らず、直ちに実行しようとはしなかつた。然るに翌明治二十年十一月、果して森文相は山形に視察に来た。時に山形中学校には、専任校長だけは任命されたが、依然として校舎はなく、教員は殆ど師範学校よりの兼任であつた。森文相は知事以下の属僚を随へ、終日師範学校を視察し、終つて貴賓室に入つて休憩した。此時伊村校長は、鞠躬如として職員名簿其他を文相に提出した。文相は暫く職員名簿を眺めて居たが、突如大喝して校長を叱咤した——『子が赴任するに際し、師範学校教員をして中学校教員を兼ねさせることは、絶対に相ならぬと申したでないか。本県知事は地方長官中出色の人物である。子が熱心に説けば必ず理解する

答である。然るに今尚斯くの如き有様であるのは、子が知事に向つて相談しなかつたからであらう』と。而して後刻宿舎に来れと言ひ棄て、足踏み鳴して帰宿した。

文相の権幕に、伊村校長は無論のこと、柴原知事も色を失ひ、文相を旅館に訪問する勇気さへ失ひ、悄然として帰郷した。校長は心中深く決する所あり、辞表を懷にして先ず知事官舎に到れば、知事は懇懃に之を迎へ、『今日は意外の失態であつた。何卒貴官は之から大臣の宿舎に参り、文相の本県滞在中に、師範学校教員の兼任者は、總て之を解除すべき旨を申伝へて貰ひたい』とのことであつた。そこで校長は文相の宿舎後藤屋に到れば、文相は晚餐の食卓に就いて居たが、刺を通して直ちに其座に招き、破顔一笑『どうだ、少しは効目があつたか。まあ一杯やれ』と言つて盃を校長に差した。校長は又もや事の意外に仰天したが、文相の真意を悟りて漸く我に帰り、安堵の腕を撫で下ろしながら知事の決意を告げたので、文相も大いに欣んだといふことである。

先生は山形師範学校に入学して、郷里を出ることの運かつたことを後悔した。極めて保守的な庄内に育つた先生は山形に来て初めて新しき時代の空氣を呼吸したのである。先生は山形師範を止めて東京の高等師範に入りたいと思ひ之を願つたけれども許されず、また師範の高等科に入ること願つたけれど、養父は先生が一日も早く帰郷することを切望して居たので是亦許されず、遂に中等科で学ぶこととなつた。先生の師範学校生活に就いては、先生と同時に入学し寄宿舎の同室に起居せる前新庄中学校長佐藤孫六氏は下の如く述べて居る――『君と同室に起居して私の特に感じたことは、思慮の周密なること、几帳面なること、克己自制心の強きこと、勉学に一心なることなどであつた。私は郷里に在るところ感ずるところあつて自ら晩翠と号して居つたのでありましたが、君と同室して君も亦晩翠と号して居らるるを知り、私の晩翠号は止めにしましたことでありました。……私は山形師範を出て後も、当時の恩師先生にお目にかかる機会に比較的恵まれた方であつたと思ひますが、それ等の先生が山形の懐旧談に及ばれると、雄能君

の頭脳の良かつたこと、堅実なりしこと等を語られ、其後の君の情況をお尋ねにならるる方が段々ありました。……君は邊幅を飾られなかつた其の如く、亦知能に於ても修飾することはなかつた。あれ程の知識才能を有されながら、少しもペダンティックなところなどはなかつたのみならず、私などにも原稿を示され、意見を徵せられることもあつた。眞の黄金は鍍金せずとも人皆之を尊重する。先生はまさしく最善の意味に於ける特待生型の学生であつた。先生の人物と学問が既に入學当初より学校當局の属目するところとなつて居たことは、先生が同級生に示せる次の『回章』によつても知ることが出来る。

『我二十余名の同級諸君、諸君は本年二月を以て入校せられしより茲に四閱月、謹慎怠らず勤勉倦まず、能く校規を遵奉して旨に違ふことなし。誠に感佩に堪へざるなり。曩には小生山下監司の訓令を受け、親ら諸君と後來のこととを約したりき。是れ自ら進んで甚だ傲慢なるに似たりと雖、如何せん不幸にも上席に在るを以て、勢ひ然かせざるを得ざるなり。小生自ら以為らく、我全級の名譽を得んには、固より一人一己の能くする所にあらず、全級挙つて協同契約せば能はざるなり。而して其上席にあるもの主として尽力せざるべからず、上席にありて而して尽力せば、是れ其尽すべきの職を欠くものなりと。茲に於てか小生自ら計らず、他人の毀譽を顧みず、上席に在る間は力の及ぶ限り我全級の事を負担し、名譽を失はざらんことを勉めんと欲するなり。其後又鈴木監司の訓命を受く。茲に於て乎、再び諸君と契約したりき。爾來諸君は大いに注意せられ、苟くも校規に触ることなく、肯て師命に逆ふことなし。是れ實に師範生生徒たるに恥ぢずと云ふべし。其後小生が山下鈴木両監司に我同級の謹慎勉強を賞讃せられしこと實に數回に及べり。是れ諸君無上の名譽にして、小生等に至るまで其余沢を蒙るは、誠に欣喜に堪へざる所なり。然れども事總て初あらざることなし、而して能く終あること鮮きは、古今の通嘆なり、因て更に相協同して、後來此名譽を失はざらんことを冀望するなり。言新しきに似たりと雖、入校の際野尻校長が演述せられたる如く、師範生徒は他

校生徒と異にして、卒業の上は最も貴重なる教育に従事するものなれば、学術の勉強は勿論、殊に品行を謹慎せばあるべからず。而して本校の如きは規則厳なるにあらず、諸君に於て之を守る何の難きことかあらん。只永く注意し、忽にせられざらんことを望むのみ。古人言はずや、終を慎む初の如くすと。諸君にして後來永く今日の如くなれば、將た何をか加へん。冀くは後來猶ほ協同一致、永く今日の名譽を保たれんことを。謹で山下鈴木両監司賞讃のことを告げ、併せて諸君に望むと云ふ。

明治十七年五月十日

辻 雄 能

既に述べたる如く、先生は此年八月十一日佐藤家に入籍したが、其後一週間にして養母が長逝した。其時先生が重子夫人を慰めたる文句があるが、情理兼備はりて二十歳の青年の文章とは思はない。左に之を掲げる。

『生者必滅は仏者の説けるが如く世の常のならひにて、まぬかれ難きことわりなり。されば親にしてられ子におくれ、同胞兄弟に別れるも、げに止むことなきことぞかし。されど情愛の深き思ひきられぬこと多かる中にも、御身はいまだ稚き年にして母君にしてられ給ひ、幾何か口惜しく思ふらん。十五の永き年月に、あけくれと育て教へられたながら何の報ひもなさざるに、此世をすてられ給ひしとは、くやしいといふも愚なり。せめては久しく病み臥して、思はせ給ふことどもを残りなく聽き申さば、また思ひあきらむこともありぬべし。折ふしよそに詣として、なきそのあとに俄に此世を去られしことの口惜しさ、御身の嘆も無理ならず。誠にのがれ難きことわりとは言ひながら、孝子の思ひきられぬ所なり。されど古き聖の申されしも、哀しみて傷ふに至らずとや。げに眞の孝子てふものは、あきらむべきには思ひきるものならんかし。我身は父母の遺体とか昔の人も言ひおけり。父母の遺体を護り得ず、破り傷ふことあらば、かへりて不孝の子となるべし。消えにし跡は追ふも及ばず、今よりは孝行せんとほりするもなど得べき。亡き母君への孝行は其身を破り傷はず、常々の教を守り、為しおき給へる後を継ぎ、父君に事へまつり、姉をい

つくしみ、親族に疎しく、此家を護り居ることは、御身がこよなき孝行ぞ。ただに悲しみにふし沈み、病みつくこともあるならば、母君にはいかでかこころよく上天ましますべき。幼き時に父母に別るものも數多し。今去り給ひし母君が幼き時に父母にすてられ給ひ、豪きにあはれしこどもも、御身の親しく聞き給ひしことならずや。賢きふみを学ぶも、我身に行ふためならずや。まして御身は、稚き時より学びの窓に心をくるしめ、賢きふみを明らめ給ふ。近くは母君の御身の上、皆もて鏡となしぬべし。ただ悲しみにふし沈み、身を傷ふことあらば、亡き母君への不孝にして、学びも教へも何かせん。とても及ばぬことなれば、よくよく明らかめ給ふべし、御身が母上への孝行は、身を保ち家を守るのほかはなし、よく慎み給へかし』。

かくて先生は師範在学の二年有半、全校の模範学生として終始し明治十九年四月、抜群の成績を以て中等科を卒業し、翌五月に天童小学校の五等訓導として赴任した。在職僅に一年八箇月にすぎなかつたが、最も熱心親切なる教師であつたことは、山形中学校の入学試験合格者中、十番までのうち六人が、先生が担当せる組の天童小学校卒業生なりしことによつて知り得る。先生が着任当時に自記せる『天童学校奉務記録』と題せる小冊が遺つて居るが、其中には当時の職員の氏名、校内整理規定等が書かれて居る。その規定の如きは周密を極め、先生の面目が躍如として現れて居るので、試みに其の第五条を掲げる。

第五 着席・放課及び物品出納の時は左の順序に従はしむべし

着 席

- 一の令にて右或は左に面せしむ
- 二の令にて其席につき机に面して立たしむ
- 三の令にて椅子に倚らしむ

放課

- 一の令にて着席のまま右或は左に面せしむ
- 二の令にて机隅に立つて一定の方向に面せしむ
- 三の令にて進行を始む

物品出方

- 一の令にて生徒左手を蓋上に置く
- 二の令にて蓋を上げ右手にて物品を取り蓋上に置く
- 三の令にて蓋を覆ひ物品を机上に安置す

物品納方

- 一の令にて左手を蓋上に置き右手物品を持つ
- 二の令にて左手蓋を開き右手物品を取りて机中に納む
- 三の令にて左手蓋を覆ふ

先生の熏陶を受けて山形中学校に入った諸生徒は、先生の天童在職中は常に先生を訪ひて其教へを受けて居た。先生は『大童小学校の思出』と題する小篇の中に下の如く記して居る——『当時は汽車もないで、莫蓮を着、草鞋をはいて通学して居つた。諸氏は其の服装のままで屢々私の下宿を訪ねてくれられた。私の早稲田に居つた頃、同中学校の修学旅行で上京したとて、大勢訪ねくれられた時には實に嬉しかつた』。先生が生徒から敬慕されて居たことは之によつても知ることが出来る。

生涯を通じて総ての職務に誠実であつた先生は、教師としても立派な教師であつた。さり乍ら先生の志は教育家た

ることでなかつた。先生は是非東京に出て今一度勉強したいと養父に願つたが、容易に許諾を得なかつた。先生は熱心に願つたので、まだ結婚せぬ重子夫人が、中間に在つて苦しい立場となり、自ら小学校の教員となり、其の俸給全部を先生の学資として送金すること、先生の修学中は一切衣粧髪飾も新調せぬことを条件として切に願つたので、養父も漸く承知し、先生は明治二十年十二月、天童小学校を辞職して直ちに上京し、翌二十一年三月、早稲田大学の前身たる東京専門学校に入学した。

先生は驚くべき筆ままで、先生自身の記録によつてその生涯の各時代の消息を仔細に知り得るのであるが、東都修学時代に関しては何等詳細の記録を遺して居ない。唯先生の親友にして早稲田の同窓生であり、寄宿舎に同居し下宿屋にも同宿せる若松久米吉氏の日誌に、屢々先生の事が出て来る。此の日誌は先生が晩年『若松久米吉伝』を書かれた時に参考資料とされたものである。明治二十二年十二月一日の項に、下の如き興味ある一節がある。此日は在京庄内学生十数名が遠足会を催し、先生も若松と共に之に加はり、寄宿舎に帰つたのは、夜の十時であつたが、土産に買つて来た菓子を喰ひながら、兩人と白井重任氏との間に、下の如き興味ある議論が交はされた。白井氏は後に高等女学校長として教育界に令名を馳せた人である。

白井『儒教は之を適切に教へれば、当令でも決して不都合でない』

先生『儒教は封建時代に適した教へだと思ふ』

白井『封建時代にだけ適するといふわけではない』

若松『儒教は道德と政治とを混合して居るから、当節には不都合だ』

白井『何うして封建時代に適して現代に適しないといふのか』

若松『封建制度は一種の宗教制度と言つてもよからう。左様な制度の時代には道德と政治を合したもののが適當でも

あるが、当節の如き法律制度の時代には不都合だ。併し其長を採り短を補つて、一つの倫理として教えることは賛成だ』

先生『僕も同意見だ』

白井『無論もう云ふことや。併し僕は儒教を宗教と思はない』

若松『宗教は感情に基づくものとする定義によれば、儒教は宗教でない。併し此の定義はもともと耶蘇信者が下したものだから、総ての宗教を律するわけには行かぬ。宗教は安心立命を与へるものとすれば、儒教も仏教も宗教だ』

先生『宗教の定義などは吾々には解し得ぬ問題だ。吾々は唯良心の命令によつて行ふだけだ』

唯良心の命令によつて行ふといふ此の言葉は、實に先生が其の生涯を貫きて守り通した座右銘である。先生は生れながらの君子人で、他人の難しとする道徳的生活を、大なる努力なしに、極めて自然に営み続けた。それ故に最も良心的に生活しながら、毫も他人に道徳家らしい窮屈さを感じさせなかつた。早稲田に於ても、同級生の一人新井智三郎氏が述べて居る如く『實に温厚な学生であり、又善く勉強』した。

若松氏の日誌には当時に於ける東都の学生に就て興味ある批評を述べて居る。先生の観るところも恐らく同一であつたと思ふ。そは憲法發布前後の私立学校及び学生氣質の一端を知る好個の資料なるが故に、之を下に採録して置く。

『公立学校は知らず、私立学校なるものは、規則のみ立派なれども、内幕實に甚しきものにて、其の最も主なるものを挙ぐれば、教員の休むこと、教員の勢力なきこと、校紀の正しからざること等にして、生徒は従つて勢力強く、我儘勝手なること實に驚くべきものあり。東京書生の多く浮薄軽躁なるも其故怪しむに足らざるなり。乍併専門学を修

むる人は止むなれば上京するも可なれども、普通科ならば田舎にて修むる方幾らか勝るならん。一年の学問は都の三年位に当るならんと思はる。

『書生は学資の方より見ると、学問の方より見るとによりて異なるが、先づ学資の方よりすれば四大級に分つを得。』上級の書生は一箇月十五円より二十五円までの学資金にて、出入車に乗り、八丈とやら何とやらいふ柔かなる着物にて帶・風領（ふみき）は縮緬なり。吉原に通ふもあり。妾を蓄ふるものあり、下等官吏の及ぶべきものにあらず。中等なるものは九円より十五円まで。出するには柔かなる着物にして、怪しき帶をしめ、鞭（スチック）に帽、牛屋の二階・蕎麦屋の二階にて接顔、折々には吉原にも行くならん、車にも乗るならん。客には茶・菓子等も饗應する位なり。

『下級なるもの、七円より八円まで。着物は田舎出の儘にして縦横縞、天竺木綿のヘコ帶なり。……出づるに下駄、入るには焼芋、牛屋は一年に二度位、蕎麦屋に上りても五錢以上は決して遣はず。客来るも茶もなく菓子もなく、甚だしきは火もなく煙草もなし。教科書もうまくは買はれず、湯錢も乏しき方なり（先生は此の日誌を読んで、若松や自分は此組だつたと笑つて居たとのこと）。

『最下級に居るものは、無理に上京せるものと、放蕩より身を破りたるものとよりなる。或は新聞売となるものあり或は占卜者となるものあり、風の骨を削るあり、活版の植字工となるものあり。……衣類は恰も車夫の如く然り。『学芸上にもまた四大級あらん。上級に居る者は交際も少く、只散歩の外遊戯せず、能く時間を守り、勉学するものなり。中級の者は休日・食後に遊ぶのみ（トランプ・雑談）。下級の者は昼夜トランプに耽り、或は常に小説に馴染み或は只交際是れ事とするものなり。最下級に至りては、娼とか妓とかを相手とするものにて、言ふに足らぬものなり。

『實に書生の恐ろしきものは金の乏しきと試験とのみなれば、我儘に流るるは自然の勢なり。現に本校少年舎の生徒

などは、十四五歳より十八九歳のものが、折々貸座敷に行かるる由。其為衣類は勿論、教科書なども質屋に放り込みりと。概嘆の至りなり』。

明治二十三年四月、再三の賄征伐のために寄宿舎は閉鎖された。それは此月から食料が値上げとなり、食物が之に伴はぬためであつたらしい。若松氏の日誌に『三月三十一日午後三時頃、米価騰貴につき来月より食料三円三十銭とすと貼出せり、一時に三十銭上げたれば大いに驚きたれども、諸物価高値になりたれば仕方なく思ひ居れり』とある。賄征伐の有様も實に面白く書かれているが、それは省略する。とにかく寄宿舎閉鎖のために、一同下宿せねばならぬこととなり、先生は若松氏と一緒に若松町の素人下宿に移ることとなつた。其間の経緯を書いた若松氏の日誌は当時の下宿屋の実情を知るべき好資料なるが故に、之を下に採録する。

『明治二十三年四月十九日。……午後より下宿屋を捜しに出でたり。先づ学校近傍に於て十軒許り尋ねたるも、一軒も空室なし。漸く十三軒目に見出したり。家は平屋にて、南北に開き五畳半なり（註、半畳は押入）。尤も新しき家なば凡て清潔なり。室料・食料共二人にて七円五十銭なり。学校より十町許りなり……。

『同二十九日。下宿屋の模様は、毎日二度づつ通学、雨天など甚だ困難なれど、運動のためには至極結構なり。朝は汁と香物、外に煮豆とか佃煮とか、何か一品あり。汁は学校の如く四五杯も吸ふこと出来ざれば、少し不都合のこともあるれど、毎日同じ汁にあらざれば甚だよし。昼は塩鮭とか筍とか、夜は二品なることもあります、或は一品なることがあります。けれど、色々の物を喰はする故に学校よりは優れり。且学校は朝は七時、昼は十二時半、夕は三時半の食事なる故、夜は菓子とか蕎麦とか、何かの議論ありしが、今は七時・十二時・六時に食する故、菓子・蕎麦の話は少しも出ることなし。佐藤君は本年七月卒業にて、今後引続き下宿する故に、先づ茶道具を買はせ、来客には茶を饗することに定めたり。茶道具の代三十七銭、私は茶のみ分担と取り極めたり。去る二十日より出し始めたが、四半斤十銭の茶、今

二十九日にて最早尽きたり。其の来客は……夜は大抵十時まで談話、尤も佐藤君に来る人と私に来る人とは同一なれば、来れば必ず二人共相手になり、少し勉強の妨げとなると思ふこともあり。然しながら交際も一学問なれば、余り悪しきこともなからんか。十時床に入れば、何分十年來の友なれば、色々の昔語り出で、三十分が四十分は話すなり』。

かやうにして先生は、明治二十三年七月、東京専門学校行政科を卒業した。重子夫人との結婚は、卒業後にしたいといふのが先生の希望であつたが、祖父が頻りに速かに結婚せよと奨めたので、卒業の前年即ち明治二十二年八月に先生は二十五歳、重子夫人は二十歳の時に結婚した。

学校を卒業した翌明治二十四年六月、先生は日本郵船株式会社事務員となり、長門丸に乗組んで、神戸・小樽間を往復した。東京の神田区淡路町の下宿屋に一室を借り、船が横浜に入港した時は、いつも此の下宿に帰つて居た。同郷の後輩が先生を訪問して、茶菓の饗應を受けたり、航海中の面白い話を聞くのを楽しみとした。其の訪問者の一人であつた黒谷了太郎氏は下の如く語る——『其時の話で記憶に遺つて居ることは、事務長の仕事も大いに計画を要するもので、仲々簡単には行かない。ボテトーや玉葱は小樽で買へば一番安く買へる。鶏卵は萩ノ浜が一番安い。されば船内用品の各港に於ける相場を予め調査して置いて、一番安い所で一航海分を買つて置くことが必要だといはれたことである。其の御話は、今日の所謂計画化又は合理化が、先生の当時の頭に往来して居たことを示すものである』。而も海と言へば日本海の荒波のみを知つて居る当時の莊内人のことなれば、郷里では先生の海上生活を常に心配し父は毎月善宝寺に参詣して無事を祈願するといふ有様であつた。そのために先生は同社を辞任しようとしたが、間もなく陸上勤務に転任させられた。但し仕事は思ふやうに行かず、且其頃実母の健康が勝れなかつたので、一と先づ帰郷しようと思ひ、明治二十五年十一月、同社を辞して郷里山添村に帰ることになつた。

先生は秋保親正・長尾景義の両友と共に帰途に就いたのであるが、東京を発して莊内に着くまでの旅行を記した『引上覚書』といふ一文が遺つて居る。之を読む時は当時の交通が如何に不便なりしかを知るに足る。即ち一行は十二月九日午前十一時三十五分上野駅を発し、午後六時七分白河に着して一泊。翌十日午前八時白河を発し、午後二時五十九分仙台着一泊。白河を発する時、一車中僅に五人とある。十一日午前八時五十分、人力車一輛を傭ひて三人の荷物を載せて仙台を発し、徒步して午後三時五十分作並温泉に着し一泊。十二日午前八時四十分作並を発し、午後四時三十分樋岡に着し一泊。十三日は風雪激しくして樋岡に滞在。十四日午後零時三十分樋岡を発し、午後四時最上川河畔大石田に着し一泊。十五日午後七時五分大石田より川船に乗り、最上川を下りて午後一時半清川に着して川船を捨て、徒步して午後五時藤島に着し一泊。十七日午前十時藤島を発し午後二時帰宅。

因に『引上覚書』は、膝栗毛もどきの戯文であるが、其の序文は立派な文章である。先生晩年の文章は、平易簡明淡々として水の如く、些の粉飾もない。よつて右の序文を次に採録して、青年時代の先生の文藻を知らしめることとする。

『逢ふ事毎新にして而もあはれを感じずるは、獨行の旅にますはなかるべし。故旧に辞して時漸く移れば、身亦漸く相遠ざかるを知る。迎ふるものは山か雲か、送るものは水か樹か。淡靄綠樹の間に轉る禽、緩流曲浦に遊ぶ魚、心独り静なるが如く、鋤を荷ひつづうた謡ふ野人、草を刈り馬を率ける牧童、意独り闇なるに似たり。日には崎嶇羊腸たる山坂をよぢ、夕には渺茫たる曠野をいそぐ。密雨深く閉づる時は飛鳥も翼を歛め、疾風烈しく掃ふ時は天地も震動す。千仞の谷に臨みては心悸き膝震へ、幽林の中に彷ふては日光をも猶慕はしく思ふ。況や積雪路を埋め、幽谿人なくして手足凍ゆる時をや。日暮れて漸く逆旅に入れば、憧婢百方媚を呈すれども、色恬として情の掬すべきものなし。凡そ見るとして聞くとして、心を傷ましめ意を悲ましめざるはなし。然れども一旦知己朋友相携へて旅節を引く

に及びては、峰巒の景に足を留め、流水の清に礫を数へ、寒天にも花を賞し、旅窓にも月を讀すべし。然るときは喜憂は逢ふ所の景によるにあらずして、之を共にするとせざるとにあるのみ。此行の如きは相共にするもの三人、窮と言ひ敗と評せんも、又何の関はる所ならんや。予嘗て聞けるに曰く、世路の險は山路の嶮なるよりも險に、人心の危は狂瀾の危よりも危しと。我等志を同じうするものと相共にするにあらずんば、はた誰と共にかせん。明治二十一年十二月』

五 山添村の四年間

郷里に帰つた先生は、小学校の嘱託となつたり、土地測量の手伝をしたり、米穀取引所の設置、鉄道の敷設、米穀倉庫の建設等の計画をしたり、友人若松久米吉氏の主宰せる研法会雑誌の論説を書いたりして居た。而して明治二十九年九月、先生の生涯の仕事となる莊内館寄宿舎建設のために再び上京することになつたが、先生が山添村に居住したのは此時の四年間だけである。此間に長男正雄氏と長女かう氏が生れたが、長男は先生の上京前に三歳で夭折した。

さて先生が山添小学校の嘱託教員となつたのは、村長五十嵐九兵衛氏の懇請によつたものであるが、在郷四年を通じて其職に在つた。故山の子弟にとりて、先生が如何に善き教育者であつたかは、當時親しく先生の熏陶を受けた人の言葉によつて知ることが出来る。山添村の渡部久右衛門氏は『五十年前のことになつてしまつたのであるからあれほどの強い印象も、随分と忘却してしまつたことであるが』と冒頭して左の如く語る。

『その当時の山添小学校の教員は七八名居られたやうであるが、佐藤先生の出勤は誰よりも早く、且如何なる時でも生徒の登校以前にちゃんと学校に出て居られた。教授の内容はまことに興味深いものであつて、生徒は皆非常に喜ん

で先生の話に聞き入つたものである。放課になつても生徒等は先生を離さず、せがみにせがんで又一時間位学校に残つて居て御話を聞くといふやうなことが幾度もあつた。先生の宿直の夜などには、学校に出かけて行つては御話を聴いたものであるが、其時には歴史上のこと、物語、実社会のことなど、幾らでも興味深く話して下さつたものであつた。

『修身の授業などは非常に興味あるもので、実社会の事例や物語などを豊富に話されて、之を修身の教授に用ゐられるといふ風であつた。明治二十七年十月二十四日の酒田の大地震のあつた時など、県か郡かからの命によつて、被害状況や之に対する本間家の慈善行為の調査に参られたやうで、その調査に基いて自分達生徒にも、東田川郡内の被害状況を話して下さつた。其時の御話を筆記して置いたものが今でも残してあるやうな訳で、当時の先生の面影を偲んではまことに感慨に堪へないものがある。其時の御話の中には、被害者に対して本間家が施された米・味噌其他の金品について調査しようとしたところ、本間家は其事について一切語らず、そのため之は全然調査し得なかつたと申して居られたことなども、強い感激と共に今によく記憶して居るところである。

『組の中には随分ひどい乱暴者が居りました。学校三百余人の生徒のうち第一の乱暴者で、且又成績の悪い評判の者であつたが、この生徒が相手の生徒の背中に小刀を突き刺して、負傷させたことがあつた。其時など先生は少しも怒らず、静かに昔の物語など引いて其者を教へ誨されたのであつた。其時には傍で之を聞いて居た組の者までも感激の極み泣いてしまつた。此人は今京都で病院を経営して居るとかに聞いて居るが、或は一昨年あたり亡くなられたとも聞いて居る。あの乱暴者があんな仕事をするやうに転向して行つたのも、佐藤先生の教育の力によるものと思つて居る。

『一体先生は、授業時間中に生徒が悪戯をするのを怒つて叱責するといふやうなことはなかつた。併し決して之を打

捨てて置くわけではなく、悪戯をする者のあつた際には、組全部を放課後教室に残して置いて、そして之を訓戒されるのを常とした。そのため皆々が注意し合ふやうになり、それでも悪戯の止まぬ者をば、仲間外れにするといふ組の申合せが出来たのであつた。

『それからずつと後のことになるが、大正六年の春、初めての伊勢参宮の途次、東京で黒井安五郎氏と私が、幼い頃に受けた先生の御話の印象を新にしながら、わざわざ月島まで出かけて行つたことであつた。それは山添学校で、同じ組で同じ教へを受けた二人が、佐藤先生の郵船会社御勤務当時の、あの月島の話、月島でのボート漕ぎ、月島の渡しの話などが、懐しいものに思ひ出されてならなかつたからであつた』。

此時の生徒の一人に、京城帝国大学教授文学博士宮本和吉氏が居る。温順な農村の一少年が、学問に志を立ててカント研究の一権威となるに至つたのは、實に先生の鼓舞激励によつたもので、宮本博士は小学時代の思出を次の如く語つて居る。

『……佐藤さんはいつも和服に袴でしたが、教室でもよく白い左の手を帯の間に突込んで居られました。私達村の子供は、いつも村の人達の真黒な手の節くれ立つた指などを見慣れて居ますので、佐藤さんの本の頁をめくる際のきやしやな・白い・すんなりした指が、特に印象深く眼底に残つて居ます。他の先生達とは何処か型の異ぶ自由な態度と考へとを持つて居られ、異彩を放つ先生として私達の目にも映じて居ました。一体に自由な寛大な方でしたが、何処か厳しいところがあり、或時私が昼休の時間に、二階教室の屋根に出て、他の友達と将棋をさして遅刻したので、ひどく叱られたことがあります。「屋根の上で将棋をさすなんて、まるで車夫馬丁のやることだ」と言はれました。教科書にはあまり頼らず、自由に生きた現実から教材を取られ、生徒の知見を磨かうとする教授の仕方で、其点他の先生達のとは異つて居りましたが、これは佐藤さんの学殖と識見とによつて初めて出来ることでした。作文の点が非常

に辛く、中々甲をくれない。私は何とかして甲を貰ひたいと思ひ「梅」といふ題でしたが、いろいろ苦心惨澹して作つて出しました時、やつと甲をつけてくれましたが、しかもそれは甲の上でなく甲の下でした。

『修身の時間が一番感銘深く、私が志を立てるについて非常に影響が多かつたといふことを、今でも感謝を以て想ひ起して居ます。とかく田舎の子供は向学心がない上に気力に乏しく、少しの艱難辛苦にも堪へ得ず、あくまで其志を貫かうとする氣魄に欠けているのですが、佐藤さんは私達のそういうふ点を見抜かれて、それを匡正するやうな御話を当代の政治家や、学者或は又御親友の行動から取られて、私達を鼓舞激励してくれました。

『私達は子供でしたから、当時の佐藤さんの胸中に去来せる抱負や理想といふやうなものを知ることは勿論出来ませんでしたが、併し今から考へて見ますと、佐藤さんはまだ御年若く、せいぜい二十そこそこのであられた上に、人生の新しい出発への待機の時機でありましたから、さういふ時に私がたとひ一年でも、壯年の抑へ切れないやうな情熱を傾注された薰陶を受けましたことは、其後の私の生涯を根本的に決定するやうな、實に重大な意味を持つた出来事であつたと思ひます。

『私は今でもしみじみ私の生涯の運命の転機に、はからずも佐藤さんの感化を受けましたことの幸福を、感謝せざるは居られませぬ。若しあの当時の弱き心に、佐藤さんの精神的薰化による一種の毅然たる志操が植ゑつけられて居ませんでしたら、私は中学への志望をさへ、周囲の困難と反対とに対して押し切ることは出来なかつたと思ふのです。後年佐藤さんはあの当時のことについて語られ、「とにかく君が中学にはいりさへすれば、後はどうにかなると考へて居た」と言はれました。師を思ふ心にまさる師の心を、此時ほど深く感じたことはありませんでした』。

さて先生が夙くから経済方面に関心を有つて居たことは前述の通りであるが、郷里の教員時代に於ても此の方面的研究を怠らなかつた。後に先生は鉄道業務に従事すること三十四年、生涯の大部分を之に献げることになつたのであ

るが、既に此頃から莊内地方に於ける鉄道の研究をなし、線路の得失などを調査して地方新聞に掲載して居た。明治二十八年の夏、鶴岡地方の有志者が鶴岡・酒田間の鉄道敷設を出願しようとするや、最適任者として先生に調査を依頼した。先生は欣んで之を引受け、学校の授業を終へると直ちに一里余の道を急いで鶴岡町役場に出て、毎日調査に没頭した、旅客・貨物に就ては、各町村役場に調査を依頼し、之を綜合して数量・収入等を計算した。また建設費に就ては東京經濟雑誌所載の両毛線建設費の科目別金額や他の文献を参照して一哩平均の建設費を作成した。先生は調査書類を自宅に持帰り、山添小学校の上級生徒に筆写を手伝はせ、時には徹夜までして、予定期日に事業計画書を完成した。有志家は之によつて酒田・鶴岡間の鉄道敷設を正式に出願した。

然るに此年の冬に至り、当局から此の鉄道を鶴岡から加茂まで延長したら宜しからうといふ注意があつたので、有志家は亦復調査を先生に懇請した。山添小学校の方には、鶴岡の教員を代理にやるし、また助手が必要ならば幾人でも差出すといふ熱心な依頼であつたので、先生は『調査は引受けるが学校の方は代理の人を頼むことは面白くない、退校後直ちに雪路を櫓で鶴岡に参り、役場で夜業をやらう』と答へ、翌日から学校の授業終れば直ちに鶴岡町役場に至り、夜の十時乃至十一時まで調査を為し、夜は鶴岡の生家に泊り、翌日早朝山添小学校に出ることとした。北国の大雪のことを考慮して、或時は股の辺までの雪を踏み分け、或時は面も向けられぬ吹雪を冒して出勤した。斯やうにして予定の期間内に調査完了し、願書を東京に送ることが出来た。而て鶴岡鉄道即ち酒田・加茂間二十二哩三十二鎖の仮免許状が、明治三十年六月十四日に交付された。此の鉄道は資本金八十三万円で建設する見込であつたが、其後経済界が不況となつたので会社を成立することができず、遂に実現を見るに至らなかつた。

鶴岡の実業家が、此の調査に対しても先生に与へた報酬は、實に一日三十錢の割合であつた。先生は晩年に至り、當時のことを回想して下の如く書いて居る——『櫓の片道は二十五錢で、私は実家に泊つたからよいやうなもの、旅

館に泊ればそれだけ持出しどなる訳である。それに雪を冒して早朝山添まで帰らねばならぬ。代理をやるの、助手幾人でもやつて泊めて置くのと言ひながら、本人には実費自弁で三十銭の日給、之が当時鶴岡実業界有数の人々のなしたる行為であつた。先生の友人は『人を馬鹿にするも程がある、こんなものは突返せ』と憤慨したが、先生は静かに言つた。曰く『私は今回の事は自分の研究のため又地方のためやつたので、報酬を目的としてやつたことでない、且御礼として包んでよこしたものを見せて下さい』と返すべきでないと思ふ。只地方の有志者が、知識を有する人を遇することを知らないのは困つたもので、この迷夢は早く覚ませたいものだ』

先生の此の調査が如何に真剣であり、従つて其の出来栄えが如何に見事なものであつたかは、昭和十五年二月十九日丸ノ内鉄道協会に於て開催された莊内館関係在京有志の佐藤先生追悼会席上、鉄道省の藤川福衛氏が演説された一節によつて知ることが出来る——『日清戦争の時分のことでありまして、先生はまだ鉄道に御入りになつて居ない時であります。その時分に酒田・鶴岡間の鉄道の事業計画といふものを、外の方とも御相談になつたのであります。その時に酒田・鶴岡間の鉄道の事業計画といふものを、外の方とも御相談になつたのであります。それを御宅で拝見致しました。夫を拝見致しますと、専門的なことになつて恐りますが、鉄道建設費の款項目の立て方、それから営業収支整理の款項目の立て方、さういふことに就てちゃんと会計の方面から、綿密に行届いた事業計画を御樹てになつて居たのですが、その款項目の名稱といふやうなことまで、今私共が用ひて居りますものと、殆ど変らないのです。……心誠に之を求むれば中らずと雖も遠からずといふ大学の言葉でござりますが、佐藤先生が何事につきましても、全精力を打込んで御やりになる結果であらうと思ふのであります。佐藤先生は今は日本に於ける陸上交通の会計の権威者として、総ての人が許して居る第一人者であられます。明治二十八年といふ時分には、佐藤先生はまだ鉄道といふものに御関係にならない前に、御郷里を開拓するために鉄道の計画をされたといふその時の先生

が、御書きになつた事業計画書なんありまするが、……素人であられたに拘らず、心誠に之を求めて、この事業計画を自ら御樹てになつたからして、ちゃんと肯綮に当つて立派なものが出来たと思ふのであります】

第二章 荘内館監督としての先生

一 荘内館の創立

明治十七・八年頃、莊内出身の学生は、俣野時中氏を中心として莊内同郷会を組織し、同郷人の親睦を計り、一致協力に努める傍ら、人材養成のため学資貸与及び寄宿舎設立の計画を樹てて居た。先生が初めて上京したのは明治二十年の暮であるが、明治二十五年七月に至り、赤谷達郎・石川貞吉・小倉正夫・大沼惣太郎・加藤幹雄・熊谷直太・小松林蔵・佐藤孫三・佐藤孫六・田中周得・寺島成信・長谷部良助・平山保雄・本間与吉・俣野景義・若松久米吉・渡会慎也の諸氏に先生が加はり、莊内出身学生のために東京に寄宿舎を設けようといふ具体的相談が進められ、先づ資金を得ることが必要だといふので、寄附金を募集することに決した。然るに当時は郷里の莊内人に育英の必要を解すもの少く、また在京の先輩といふべき人も極めて少なかつたので、寄附金は殆ど集まらなかつた。蓋し此等の発起者は、當時皆学生であり、社会的地位ある有力者は一人も居なかつた。次で明治二十七年八月、前記の赤谷・石川・加藤・熊谷・渡会の諸氏及び諏訪部栄吉・高山林次郎・三矢重松・渡辺文敏の諸氏に先生も加はり、再び 文を飛ばして寄附金を募集したが、此度も寄附者は極めて少数であつた。

翌明治二十八年八月六日のこと、當時東京帝國大学法科の学生であつた熊谷直太氏が、山添村に先生を訪ね、予て

計画して居る寄宿舎設置を是非実現したいので、相談にやつて来たとのことであつた。同氏は暑中休暇なので湯野浜温泉に来て居るといふので、先生は寄宿舎経営のことならば自分よりも若松久米吉氏の方が精しい、君がいま湯野浜に居るならば、自分も近いうちに若松氏と一緒に湯野浜に行くつもりであるから、其時よく相談しようと語り、其日は熊谷氏は帰つた。其後先生は若松氏と共に湯野浜に赴き、八月十七日熊谷氏の旅館に会合した。此の会合には偶々入浴中なりし赤谷達郎・高山林次郎・渡辺文敏・富権良三の諸氏及び熊岡より来れる加藤幹雄氏も出席した。段段相談したが、寄宿舎経営の事は若松氏が最も精しいので色々意見を述べた。出席者のうち熊谷氏だけは熱心であつたけれど、其他の人々は格別の意見もなく、また熱意も少なかつたので、遂に具体案を得ず解散した。そのうち暑中休暇も終り、帰国学生は前後上京し、其年はそれきりで何の話もなかつた。

先生は小学校時代から若松久米吉・斎藤九兵衛・秋保親正三氏と別懇で、先生の祖父辻克己翁に漢籍の素読を受けた間柄であり、其の親交は一生を通じて最も濃やかであった。青年時代に四人一緒に撮つた写真の裏には『鶴岡四雄』と書いてあることである。従つて先生の在郷時代に、四人は毎日のやうに往来して居た。明治二十九年の夏先生が例の通り斎藤九兵衛氏の宅に遊びに行つて居る處に熊谷直太氏が偶然立寄つた。斎藤氏は熊谷氏に向ひ、昨年の寄宿舎設置の話はどうなつたかと訊ねた。熊谷氏は、資金を出してくれる人がいないので出来ないと答へた。すると斎藤氏は先生を顧みて、若し佐藤君が監督になつてくれるならば、倍家料位は自分が出してもよいと言つた。熊谷氏は之を聞いて大いに欣んだが、今日は余儀ない約束のため是非某処に行かねばならぬから、改めて又来ると言つて帰つた。

然るに其後幾もなく先生の祖父が病気になり、先生は看護のために外出することを得ず、八月三十日には祖父が長逝したので、諸氏と面談する機会がなかつた。其の引籠り中の先生に、或日斎藤氏から手紙が来た。大事件がある

ので徹夜をしても議論を試みなければならぬから、しつかり揮を締めて来られたい、本来ならば祖父上様の前で議論すべきであるが、既に亡くなられたので已むを得ない、就ては辻安弥叔父に祖父上様の代理として出席して貰ひたいといふ文面であつた。そこで先生は辻安弥氏と同道して斎藤氏の宅に行くと、やがて若松・秋保両氏が来た。さて用件はと言へば、三氏は口を揃へて是非先生が上京して学生寄宿舎の監督になれと言ひ、そのために上京後の就職口も決めたことであつた。蓋し此等の三氏は、先生の引籠り中に熊谷氏と交渉して寄宿舎の相談を進め、先生が上京しても寄宿舎から俸給を出す訳に行かず、孰れかに奉職して傍ら監督して貰はねばなるまいとのことで、熊谷氏から犬塚勝太郎氏に相談し、同氏から月給十五円ならば引受けるといふ返事を得たので、此日の膝詰談判となつたのである。

先生は三氏の提議を聴き、三条項を挙げて其の推薦を断つた。第一は寄宿舎の監督に不適任なること、第二は月俸十五円では如何ともし難きこと、第三は熊谷氏とは迄話を運ぶ間に一言も自分に相談せぬことの不都合なること。先生の此の反対に対し、三氏は交々論じた。第一の点に就ては、先生が監督になる資格がないといふのは無用の謙遜だといふことで片付いた。第二の点は、当時先生は家計のために一箇月少くも五円は負担しなければならないので、二十円ならば毎月五円宛郷里に送金出来るが、十五円では致し方がないといふ先生の主張に対し、秋保氏は自分の経験を楯に、非常の決心でやれば十五円でも内五円を送れぬことはないと言ふ。斎藤氏は、十五円で五円の送金は無理だから、若し一年以内に五円昇給しない場合は、自分がそれだけ出すから、兎に角一年間辛抱してくれと頼む。第三の点は、斎藤氏は只管詫び入つて、話をしなかつたのは如何にも悪いが、取込み中で忙しからうと思ひ、悪い氣でしたことでないから勘弁してくれとのことである。秋保氏は先生が若松氏の言ふことなら何でも聞くと思ひ、若松氏が宜しいと言ふから宜しいと思つて居た、今後若松氏の言ふことでも聽かぬというなら其積りで居らうと言ふ。秋保氏

は予ねてより健康を損じ、上京すれば必ず再発すると言つて居たが、此夜は大いに興奮して、事茲に至つて実行が出来なければ吾党の面目に關する、若し何うしても佐藤が承知しなければ自分が往く、自分の生死は問題外だとまで激論した。若松氏は毎もならば最も多く議論するのであるが、此夜は口を緘して多く弁じなかつた。

そこで辻安弥氏は先生に向ひ、此の相談は先生一身の将来を考へてのことでもあり、又郷里にとりて最も有益なる事業が先生の諾否によつて成否を決することでもあるから、迷惑でも聴き入れては何うか、取運び方の悪い点は我慢されたいと熱心に勧告したので、先生も遂に承諾した。それは午後十一時頃であつたが、若松氏は『佐藤君は漸く細君の側に來たばかりであるのを、また引離さうとするのだから、頑張るのも無理はない、徹夜かと思つたが案外早く決まつた』と空嘯いて居た。

先生の承諾によつて寄宿舎創立のことは決定し、直ちに具体的な相談が始められた。当初斎藤九兵衛氏は単独で借家料を負担する意図であつたが、其後に至り事業の性質を考慮して、自分一人で出資するには過分に立派な仕事であり、且將来拡張する場合にも自分で出資して居たのでは宜しくないから、誰か一緒に出資する人が欲しいといふことになつた。当時秋保氏は渡前小学校の校長を勤め、同村の素封家斎藤三郎右衛門氏と別懇の間柄であつたので、此事を同氏に交渉して直ちに快諾を得た。両斎藤氏は、最初から大きい計画を樹てて資金を集めると、寄附者が多数となりて意見の衝突もあるべく、創立の際に不便が少くないであらう、故に先づ十人前後を寄宿させることとし、如何にして之を監督すべきか、また幾何の程度に拡張すべきかを研究するが宜い、創立費と拡張までの借家料は兩人で寄附する、監督や維持の方法が立ち、拡張の程度が研究された時に、弘く同郷有力者の贊助を乞ふが宜しいといふ意見であつた。其他の人々も異議なく之に賛成し、先生は養父の同意を得て、愈々上京と決定した。

明治二十九年十月下旬、先生は司法官試験を受けに行く若松久米吉氏と同道して上京の途に就いた。先是犬塚勝太

郎氏は、先生の就職口につき一箇月十五円と約束したが都合により十二円しか出せることになり、其旨を熊谷氏に言つて来た。熊谷氏は之を斎藤氏等に通知したところ、若松氏は佐藤君は十五円でもあんなに強硬に不同意を唱へたほどであるから、今度十二円と言へば必ず上京を思ひ止まるに相違ない、此事は自分に一任せよと言つて、先生には知らせぬことにした。

さて其頃犬塚勝太郎氏は、宮城控訴院検事長をして居た父盛魏氏の病氣看護のため仙台に来て居た。先生と若松氏は、まづ仙台に行つて犬塚氏に面会することになつて居た。今日は仙台に着くといふ其日の朝、作並温泉の旅館で食事をして居る時に、若松氏は先生に向つて半ば独言のやうに、犬塚氏にも困るなあ、初めは十五円と言つて置きながら、後には十二円しか出せないと言ふんだからと呴いた。先生は之を聞き咎め、十二円しか出せないつてと言へば、若松氏は平然として、其通りだ、其事は君に話したらうと言ふ。先生は事の意外に驚き、實に怪しからん話だ、自分は實に左様なことを聞かぬと詰寄つたが、若松氏は話した積りであつたが、それぢや言はなかつたかなととぼける始末である。先生は又一杯喰はされたなと思つたが、作並まで來た以上は今更帰るわけにも行かず、若松氏を責めても蛙の顔に水で如何ともしやうなく、遂に意を決して其日仙台に至り、犬塚氏に会つて東京鉱山監督署長島田剛太郎氏に宛てた紹介状を貰ひ、とにかく上京した。

其頃先生の叔父辻安弥氏は堀田武三郎氏と二人で、貴族院議員日向三右衛門氏の養父日向光俊氏の本郷区元町二丁目六十六番地の自宅の傍に在る同氏所有長屋の一戸を借りて自炊して居た。着京の後、若松氏は受験すめば直ちに帰郷するので、二人の自炊生活の厄介になり、先生は其の隣家の清輝館といふ下宿に落着いた。鉱山監督署に往けば十円しか貰へないことが明かであるので、先生は何處か良い就職口は無からうかと、方々訪問したけれど更に無い。当時は同郷出身の先輩は甚だ少く、依頼する人も真に少かつたのである。後年若松氏は先生に向ひ、あの時は君を欺

いて連れ出しては来たものの、白井重任氏には猛烈に攻撃されるし、また君が終日奔走して今日も良い口がなかつたと疲れ果てて帰つて来るのを見た時には、いくら自分でも余り氣の毒で、穴あらば入りたしとは此事であらうと思つたと述懐したさうである。斯様にして十一月一日、已むなく東京鉱山監督署に島田氏を訪ね、月俸十二円の雇員となつたが、十二月に至り島田氏の好意で、月俸十五円で農商務省特許局に転じ、翌年三月には農商務属に任せられ、月俸二十円となつた。

先生の就職もきまり、愈々寄宿舎の創立に取りかかることとなつたが、先づ第一に適当の建物を借り入れなければならぬので、莊内同郷会の人々は、本郷・神田・小石川を範囲として、熱心に貸家を搜した。同郷会相談人の石原重魏氏は、當時衆議院の守衛長をして居たので、部下の守衛に極力捜させてくれたが、適當の家が見当らなかつた。そこで結局辻・堀田両氏の借りて居る日向氏所有の四戸建長屋全部と、長屋とは離れて一戸建であつた二階家を借りようといふことになり、小林誠義氏に託して日向氏に交渉して貰つた。其の二階家には日向氏の碁の師匠が住んで居り、長屋の三戸分にもそれぞれ借家人が居たのであるが、日向氏は快く承諾し、現在四戸の借家人を立退かせて全部を貸してくれた。そこで十二月十四日に愈々創立ということになつた。

寄宿舎の名称についても、種々相談が重ねられた。今日は莊内館と云へば下宿屋か旅館のやうに響くけれど、当時の寄宿舎は概ね館と称へて居た。広島の久徴館、金沢の明倫館、諏訪の長善館などの類である。今日は塾とか寮とかいふ名称が多く用ひられるやうになつたが、其頃も杉浦重剛氏の称好塾といふのがあつた。但し之は杉浦氏の家塾といつた風のもので、普通の寄宿舎とは違つて居た。当時の代議士秋保親兼氏は、鳳藻館としては如何と主張した。それは鳳岳と藻江、即ち鳥海山と最上川とに因んだものである。然るに先生は、俗ではあるけれど解り易く莊内館としたいと提議し、遂に之に決することになつた。先生が生涯の事業となりし莊内館は、かくして誕生したのである。

二 長屋時代の荘内館

創立当初の荘内館は、前に述べたやうに、本郷区元町二丁目六十六番地所在の建物二棟で、その一棟は四戸建の長屋であり、一戸分は六畳と三畳の二室、それに台所と便所が附いて居る。その便所を使用すると臭気が烈しいので、家主の日向氏に頼み、屋外に便所を建てて貰つた。其頃は水道がなく、又長屋の方に井戸がなかつたので、水は日向家の井戸を汲まして貰つた。その井戸が甚だ深いので、女中を雇ひ入れる時に、他の条件は總て良いけれど、何分にも井戸が深くて勤まらぬと言つて、去つた者があつた位である。また二階の方は、下が玄関の二畳と四畳半と六畳之にも小さい勝手が附いて居る。その四畳半を監督室とし、六畳を舍生の食堂にした。二階は六畳で、此處には学生が二人居り、玄関の二畳には女中が寝ることにした。長屋の方も、六畳には学生が二人づつ居り、入口の三畳には一人居つたが、此室は玄関の土間を前にして甚だ薄暗かつた。入館志望者は甚だ多かつたが、定員十四名に過ぎないので、熱心なる申込者も欠員を待たねばならなかつた。寄宿生は、毎朝の洗面には日向家の深い井戸から自分で水を汲む。食事の時には折木を打つと、長屋の方から下駄をはいて食堂に集まつて来る。雨天の日には洗面にも、食事にも傘をさして歩かねばならなかつたのである。食事の如きも如何に粗末であつたかは、先生自ら記せるところによつて知られる——

『当館の食物は至つて粗末なものであつた。私は上京するときに、創立準備一途と題した半紙四つ折の帳面を作り、出資者との約束事項其他参考になることを記載して置いた、炊事上のことを若松氏に聞いて、其の帳面に書いて持参した。朝は汁の実一人に付き二厘、昼の魚菜費は一錢二厘、晩は二錢二厘、合計一日三錢六厘で、香の物は一食一人二厘と云ふのである。朝の汁は豆腐汁が最も高く、一人二厘では間に合はぬと云ふことであつた。各室順

番に献立表を作るのであつたが、其通りに実行出来ぬ場合に、堀田武三郎氏の炊事掛の時は、それなら塩引のせんばん煮でもせよと云ふ。阿部鉄藏氏炊事掛の時はそれなら蜆貝汁にせよと云ふ。それと香の物だけである。当時の統計を見るに女中の分を各人が分担して、明治三十年上期には一人一日平均の魚菜費は三錢三厘七毛、同年下期には三錢二厘四毛、同三十二年には三錢四厘〇毛、同年下期には三錢五厘四毛、同三十三年には三錢八毛であつた。衣食住には何れも余り頗着しなかつた。後年館の出入の洗濯屋は、往年此の寄宿舎には生活の豊かでない方のみ居られたけれど、監督さんが能くやつて下さつたので追々良い家の方々も入らることになつた。それは洗濯物で分ると語つて居つた』

斯様に建物は甚だ不完全であり、食物は極めて粗末であつたに拘らず、在館者は何の不平をも言はず、且入館希望者が次第に多くなつた。初め先生は成文の規則を以て館生を拘束することを好まず、実行習慣を以て館則としようと考えて居たが、入館者が館の規約を知るに苦しみ、また館内の事情を知るために内規を示さんことを希望する者が少くなかつたので、先生は莊内館内規を作成した。此の内規は先生の綿密なる性格を最もよく示すものであるから、之を左に掲げることにする。

○甲 入館の規定

- 一、入館を請ふものは相当の紹介人を以て申込ましむること
- 二、入館を許すものは左の三項中の一以上に該当するものたるべきこと
 - 1、徳を研ぎ身を修め奮ひて莊内學生の中堅たらんと欲するもの
 - 2、学資欠乏なるも忍びて苦學せんと欲するもの
 - 3、年齢幼弱にして本館の保護を要するもの

三、左の三項中の一以上に該当するものは當分入館を許さず

1、不品行なるもの

2、不勉強なるもの

3、身體健康ならざるもの

四、入館を許さるるものは館の規約を遵守し所定の経費を負担すべきこと

五、在館者に欠員ある時は監督は申込人名簿に就き適當の人を入館せしむること

○乙 経費の規定

一、食料は當分一ヶ月金四円のこと、但し三疊に居るものは三円七十銭のこと

二、各自使用の炭油は自辨のこと

三、毎月金十銭ずつ積立金をなすこと、學資最も少きものは監督の見込により之を免除することあるべし
四、食料其他の諸費は毎月二十八日までに監督に納むること

五、予め断り置きて館内にて食事せざること三日以上に及ぶときは一日金十銭の割にて食料金を減ずること

六、月の中間に入館若くは退館するものは食料は日割を以て計算し積立金は全額のこと

七、入館後一ヶ月未満にて退館するものの食料は客膳に準じて徵收すること

○丙 消費物の規定

一、石油及びマッチは本館にて購求し置き各自之を使用するときは所定の帳簿に記載し置くこと

二、各自は相当代価により毎月支払ふこと

三、本館の分は取出したるもの帳簿に記載すること

- 四、食堂より火種を持参せしときは同量の炭を返し置くこと
- 五、洗濯物は営業人と特約し本館に於て一時代価を支払ひ置くこと

○丁 取締規定

- 一、火の元第一注意のこと
- 二、夜は十一時までに帰館すること、止むを得ざる場合には前以て監督に断り置くこと
- 三、外泊はなるべくせざること、止むを得ざる場合には前以て監督に断り置くこと
- 四、夜は十一時前に消燈就寝のこと、止むを得ざる場合には厳に静謐にして他室の妨害とならぬやう注意すること
- 五、音読其他他室の妨害となることをなさざること
- 六、室の内外とも清潔になし置くこと
- 七、館外の人は宿泊を許さざること、止むを得ざるときは監督の許可を受くべきこと
- 八、下婢を私用に供せざること
- 九、来客には止むを得ざる場合の外応接所にて接すること
- 十、非常の節は別に定むる所の役割に従ひ尽力すること

○戊 食堂取締規程

- 一、火の元取締に最注意すべきこと
- 二、畳建具等を破損若しくは不潔にせざるやう注意すべきこと
- 三、外来の客人なきときは深更まで集会雑談せざること
- 四、夜間一人も居らざるときは燈火を小くなし置くこと

五、一定の食時以外に器具を使用せしときは必ず取片付け置くこと

六、新聞紙は乱雑ならざるやうにし前日到着の分はなるべく綴り置くこと

七、備付器具は總て整頓し置き室内を清潔齊整ならしむべきこと

八、火及び湯を使用せしときは其の不足を補ひ置くべきこと

○己 食事規定

一、食事の時間を確守すべきこと

二、不在其他の事故にて定時に食事せざるときは魚菜は保存せざるを原則とす、若し残品あれば次の食時に請求することを得

三、外出にて食事せざるときは成るべく予め断り置くこと

四、食卓に就くときは袒褐他不作法のことを慎むこと

五、食物につきて意見あるときは賄主任若くは監督に陳述すべく食堂にて非難すべからざること

○庚 賄予定表調製規定

一、各室にて輪番に左の標準により賄予定表を調製すべし

朝	汁の実	平均一人	二厘以内
昼	魚 菜	同	一錢二厘以内
晩	魚 菜	同	二錢二厘以内

合計一日一人平均三錢六厘以内若くは一人一週平均二十五錢二厘以内

二、賄主任は予定表を金曜日に当番の室に送り当番の室にては土曜日の晚までに主任に返す」と

- 三、他室にて調製したる予定表を非難すべからざること
- 四、賄主任は予定表を取捨斟酌すべし之に對して苦情を唱へざること
- 五、獸肉は一週四回以内のこと

○辛 客膳規定

- 一、客膳は遠来の客人等止むを得ざる場合に限り本館に於て不都合なき時に供するものとす
- 二、客膳を供せんとするものは先づ賄主任若くは監督の承諾を受け直に規定の帳簿に記載し然る後に客人を食卓に就かしむべし

三、本館に助力し居らるる先輩若くは相当の寄附を為したるものは監督の見込により客膳料を徵収せず

四、客膳料は物価の高低により時々之を定む当分は朝四錢・昼五錢・晩六錢とす

○壬 屋外掃除規定

- 一、本部の周囲は本部に居るもの及下婢受持掃除すること
- 二、支部の前後は支部に居るもの一週代りに左の規定により掃除すること
 - 1、毎週三回以上支部の前後を掃除すること
 - 2、受持期日は月曜日に始まり日曜日に終ること
- 3、室内より室外に塵芥を掃き出さざること
- 4、等・塵取等は一定の場所に置くこと
- 5、交替の日に次の室に報知し木札を渡すこと
- 三、各室前後の雑草は各室にて分担して時々取去ること

創立時代の莊内館生活は實に不便なものであつたが、實に在館者が不平を抱かなかつたのみならず、入館希望者が続出し、中には玄関の土間に筵を敷いて居つても宜しいなどいう人もあつた。そのために開館直後から改良・拡張の必要が痛感せられ、郷里及び在京の有志者は種々研究を重ねたが、いづれにしても先だつものは資金であるので、関係諸氏は其為に苦心して居た。その具体案の樹たぬうちに、家主の日向氏が他に住宅を求め、本郷元町の家は他の五棟の所有建物と併せて他に売却することになった。左すれば莊内館も立退かねばならぬことになるが、今直ぐ立退けと言はれても行く所がない。莊内館の場所は各学校に近く、概ね徒步で通学が出来るので、位置としては申分なく、周囲に下宿屋があるけれど、土地は高燥で比較的閑静な処である。それ故に適当の家があるまでは是非借りて置かねばならぬといふので、在京有志が幾度か会合し、石原重魏・熊谷直太・佐藤鉄太郎三氏及び先生の四人を委員として日向氏父子に交渉し、後には半ば強迫的に懇願した。そこで日向氏も遂に莊内館に貸して居る二棟は、本館の都合つくまで貸して置くことを承諾した。斯様にして莊内館は最初の二年十箇月を日向家の長屋で過ごした。

三 元町旧館時代

日向家の長屋が寄宿舎として極めて狭隘であり且不完全であることは一目瞭然であつたので、在京の莊内出身者及び上京して実情を目撃せる郷里の有志者は、漸く真剣に拡張改善を考慮するやうになつた。殊に日向三右衛門氏の如き、新築または拡張に就て十分尽力すべきことを先生初め四人の委員に約束した。明治三十年七月中旬、先生は暑中休暇を利用して帰省し、同じく帰郷中の辻・熊谷諸氏と共に、秋保・日向・両斎藤・本間長治の在郷有志と熟議を重ねた末、約三十名の学生を収容するに足る建物を借入れることとし、その借家料は両斎藤・日向・本間の四氏及び小

山太吉氏が寄附することを約束した。かくて帰郷せる諸氏は、前後上京して貸家を物色し、館員及び莊内同郷会の職員も熱心に助力してくれたが、遂に適当のものが見当らなかつた。

明治三十一年三月、辻安弥氏が郷里に帰つた時、在郷有志と酒田及び鶴岡に会合し、無尽講を設けて三千五百円を莊内館の新築費に充てることを決した。同年五月斎藤三郎右衛門氏が上京したので、先生を初め大塚勝太郎・熊谷直太・秋保親兼・小松林蔵・加藤正英諸氏が、日向氏の寓居に会合して拡張計画を相談し、前議に基き三千五百円は新築費として無尽講を設けて募集する外、加藤正英氏の発議により、二千円の維持金を莊内三郡から募集することを決議し、地方の諸氏は帰郷の上に維持金募集に尽力すべきことを約束した。而も明治三十・三十一両年は凶作であったので、米を唯一の產物とする莊内では、金融の逼迫甚だしかつたので、諸氏の熱心なる努力に拘らず、事は思ふやうに運ばなかつた。

かかる苦心の最中に、莊内館と同番地の向側に在る下宿屋が売物に出た。丁度斎藤三郎右衛門氏を初め郷里の有力者が上京したので、在京諸氏と相談の結果、右の建物を購求することになり、幾回か所有主と交渉の末、千三百三十円を以て買入れる約束をなし、明治三十二年八月二十八日、右代金を渡して買受の登記を了した。

右の購求金千三百三十円は、年一割の利息を付し、年賦辨償の法により、斎藤三郎右衛門氏が所有の古金銀を担保に提供して、鶴岡の富豪風間幸右衛門氏から借用せしものである。而して斎藤氏に対しては日向三右衛門・小山太吉・斎藤九兵衛・真島明文の四氏から約定証を入れ、右の債務に対し連帶責任を負ふこととし、且借用金皆済まで建物は斎藤氏の名義として置くことにした。此等の人々は皆莊内有数の素封家である。千三百三十円の資金を調達するのに、名だたる資産家が相集まつて五箇年賦とし、担保品を提供して一時借入れしなければならなかつたことは、種なる意味に於て興味ある事柄である。

購入の建物は、移転の前に修繕を要したが、先生は八月三十日、右の資金のことを決めるために帰郷したので、小林誠義氏が其の不在中修繕工事の監督の任を引受け、また地主との交渉にも当った。九月三十日には工事略々成ったので十月一日を以て一同移転した。

元町旧館と呼ばれる此の建物は瓦葺三十七坪二五、内二階建二十七坪七五であり、学生の居室としては四畳半五、六畳二、十畳一、三畳一、併せて十室で定員は十八名であった。外に十畳の監督室、六畳の女中室、六畳・三畳の応接室、二間半に二間の板敷の食堂があり、暗くて使用の出来ぬ四畳半を物置とした。炊事場は三坪七五で別に一棟をなして居たが、油虫の多いので困らされた。

敷地は百十七坪余で、旧小倉藩主小笠原家の世襲財産なりしたため、借地料は隣地に比べて甚だ低廉であった。初めは一坪一ヶ月一錢五厘であつたのを、漸次増して五箇年後には五錢にする約束であつたさうであるが、莊内館で建物を購入した当時は坪二錢七厘八毛であつた。其後追々増加されて、大正十二年即ち莊内館が滝野川区中里に移る前には、坪十四錢であつた。

学生は十畳に三人、六畳及び四畳半には二人同室した。押入は高さ三尺・幅六尺しかないので、二人分の夜具を入れれば、外には何も入れる余地がない。それで各室の上方の回りに棚を作り、また毎日使用するもの以外は物置に入れて置く外なかつた。押入が狭いだけでなく、四畳半に二人の机と本箱を置き、そこに二人が寝るのであるから実に窮屈なものであつた。其上に南向の部屋とては四つしかなく、其他は皆北向であり、而も北方一間幅の小路を隔てて隣家が高さ二間半の板塀を建てて居るので、階下の北向の部屋は常に薄暗かつた。二階に昇る階段も甚だ危険で、西方のものは殊に勾配が急であり、墜落する人が多かつた。此の階段について、當時館生であつた文学博士宮本和吉氏は、後年（昭和十二年五月十一日）先生に宛てた書簡の中で、次のやうに追憶して居る――

『……私にとつて荘内館とは本郷元町の旧館を意味するのですから、報告を頂く毎に、歴々とあの時代のことを想ひ出し、懐旧の情に堪へません。さういへば私はあの時代に、旧館の玄関のそばの梯子段の二段位のところから、一度滑り落ちて腰の上の背骨をしたたか撲つたことがありました。それが、三十余年を経た今日になつて、どうした拍子かに痛むことがあります。大したことではありませんが、多少心痛の種になつて居ります。……あの旧館の梯子段といへば、玄関のと反対の、便所のところの梯子段などは、急でもありましたが、いかにも滑りよく、黒光りをして居ました。恐らくあの梯子段から滑り落ちない人はないでせう。大谷豊頭君などは変な恰好をしてよく滑り落ちて居ました。だから梯子段の直ぐ前の板戸はたまりません、いつでも大きく破れて居ました。そしてあの梯子段のある食堂で、薄縁を敷いて私達は飯を喰ひました。今では總ては懐しみの種です』

当時は電燈がないので館生は各自石油ランプを使用した。また明治四十一年までは水道も引かれなかつたので、使用の水は例の深い井戸から汲み上げなければならなかつた。まことに不完全な不便な建物ではあつたが、従来の長屋に比ぶれば金殿玉楼であり、館生は非常に喜んだ。

さて前述のやうな経緯で創立されたのであるから、荘内館には初め基本金がなかつた。館用の通信費や集会費は、皆先生が乏しい収入の中から自費で支辨して居たのである。或時会議の席上で、相談人の医学博士栗本東明氏が、館用の経費は如何にして支辨するか、例へば今此処に薪が出て居るが、この費用は何処から出るかと訊ねた。熊谷直太氏は、之は監督の負担であると答へた。栗本博士は、然らば監督は名譽職といふわけかと言ふ。すると熊谷氏は否然らずと答へたので、一座の人々が意外に思つて居ると、熊谷氏は監督は名譽職に非ず迷惑職だと言つたので、一同共笑したことなどもあつた。

いまや建物も購入したのであるから、其の修繕費・保険料・税金等も必要となる。そこで在京の関係者は、不敢

各自月俸の百分の一づつを出捐して、その費用に充てることにしたけれど、何時までも左様な姑息のことをしては居られない。何うしても基本金を作り、其の利子で経費を支辨せねばならぬといふことになり、同郷人に寄附を依頼することに決めた。熊谷氏其他の人々は、帰郷する毎に有力者に寄附を頼んだ。先生自身も明治三十三年以降、暑中休暇で帰郷する毎に、斎藤九兵衛・若松久米吉・秋保親正三氏と共に、寄附金印込帳を携へて莊内三郡を巡回することにした。後年先生は当時のことを回想して、自ら次の如く筆録して居る――

『現在の鶴岡・酒田二市は勿論、東西田川・鮑海の三郡、殆ど至らざる所なく巡回した。一冊の所得税調べを携へ凡そ納税額何円以上の家を訪問することとし、其の金額により誰には幾何を求むべしと予定して行くこととして居つた。然るに先方では、当方の要求通りに承知してくれぬので、五十円を求めるとする人には、先づ百円と言ひ出す。先方では二十円とか三十円とか言ふ。双方問答の末、次第に歩み寄つて五十円に決定する。秋保氏はそれを甚だ不快とし、君等のやり方は縁日商人の掛けのやうなものである。五十円を求めるとするなら、初めより五十円と依頼すれば宜しい。然るに先づ百円と言ひ出すなど甚だ面白からずと言はれる。併し先方も成るべく少額にて済ますとする故、自然さうしなければならぬと、色々説明したけれど、秋保氏は容易に納得せられなかつた。……地方の人は、資産家に対して強きことは言ひ得ぬものであつた。それは是迄も度々寄附を依頼し、又今後も依頼せねばならぬことあるからである。我々は是迄依頼したこともなく、又今後も依頼せねばならぬことあるからである。九氏は吾々と異なり、先方にて将来こちらから斎藤さんに御願ひすることは甚だ不得策で、即決することが必要である。尚考へて返事すると云ふ人あるときには、今回私が帰郷して寄附金を纏め、之を東京に土産にせねばならぬから甚だ無理な御願だけれど直に決定して貰ひたしと言ふ。又親や子に相談するとか、同村の誰々に相談すると云ふやう

な場合には、貴君ならばどの位と思はるるか、さらば記帳願ひたしと言ひ、即決することに努めた。中には心中寄附すべく決心して居りながら、一回の訪問では承知せず、度々足を運ばせ頭を下げさすれば、寄附の価値が多くなると思ふ人もあるやうに思はれた。此の寄附募集に当り、若松氏が例の奇策を用ひたことが甚だ多く、實に愉快なことが数々あつたけれど、今はそれを述べない。農家などに行き、主人が田畠に働いて居るのが家人に迎へられて帰つて来て、藁筵の上に坐り、如何なる御用かと恭しく言はるるに対し、五十円又は百円を出してくれよと言ふのは、余りに氣の毒で、私用ならば逆も言はれぬ氣持がした。斎九氏は、寄附事などというものは、集金の何割とかを運動者が貰ふを常とするけれど、莊内館のは運動費は總て自弁でやるのであるから、其辺も御察しの上などと言はれた。實際運動費は全く自辨で、一金も莊内館よりは支出せぬのである』

當時郷里では莊内館の性質を知らぬ者が多く、先生が一つの私塾を建てて有志の学生を収容し、自分は塾長といふ風にやつて居るもの如く考へて居た人も少くなかった。先生が屢々帰郷して莊内館の設立趣旨や内容を説明するに及んで、郷里の有力者も漸く正しい認識を抱くやうになり、寄附金も集まつた。海軍大佐西川速水氏の嚴父は、当時東田川郡役所に勤務して居たが、西川氏に向つて一度ならず『佐藤雄能君とは喧嘩の出来ない男だ』と語つたさうである。独り西川氏の嚴父のみならず、郷里の心ある人々は、莊内館に対する先生の熱誠と無私の人格に対しては、議論や喧嘩が出来なかつたことであらう。

昭和六年の秋、軍人志願者の指導並に育成を目的とする莊内奉公会を創設するため、西川氏が東京方面の軍人代表として帰郷するに際し、先生を莊内館に訪ねて寄附金募集の苦心談を所望した。其時のこととを西川氏は下の如く述べて居る——『先生は細い点まで手の届くやうに説明してくれた。實に数多く話されたが、いまだに記憶に残つて居る數項は、（イ）車や自動車には成るべく乗らない事、（ロ）説明は丁寧に述べる必要はあるが決して理窟は言はぬ事

(ハ) 議論に勝つたからとて寄附は思ふやうに出してくれぬ事、(ニ) 反対に黙つて言ふ事を聞いてくれる人の方が共鳴してくれるものである事、(ホ) 事業が立派でありさへすれば必ず賛同を得るものなる事等である。そして最後に言はれるには、困難な仕事ではあるが、これ位相手方の人間を良く知る方法は無いし、案するよりは生むが易いとの諺の通りであることを説かれたので、大いに力を得て其年の秋勇躍して帰郷し、莊内奉公会の寄附金募集に従事したのであるが、先生の示された通りであつた。』

かくて明治三十七年には、風間氏から買入れた建物購求費も元利皆済となり、基本金も四千六百余円になつたので先生は莊内館を財団法人にする計画を立て、同年の暑中休暇に帰郷して、鶴岡及び酒田で関係者の集会を求め、共に満場一致の賛成を得た。そして上京後に数回相談人会を開き、慎重に協議を重ねた後、明治三十八年二月十三日、先生の名を以て文部大臣に寄附行為設定認可を申請し、同年三月二十二日に許可を得た。法人の設定成るや、從来斎藤三郎右衛門氏の名義となつて居た建物は、同氏から寄附を受けたこととして登録した。法人設定当時の資産総額は、僅に八千五百五十七円にすぎぬ微々たるものであつたけれど、先生を初め関係者一同は、之で一段階がついたと喜んだ。また此の組織変更に際し、從来莊内同郷会内に学生への貸費を目的として設置されて居た育英部を、莊内館に合併することになつた。

莊内館の創立より後れて、同じ山形県の米沢有為会及び村山同郷会もまた寄宿舎を設けた。莊内館は此等の団体と相談して、山形県から補助を得る計画を立て、或は同道して県庁に赴き、或は県知事上京の際に訪問して交渉に努めた結果、大正元年に至り、山形県から叙上三团体が各一万五千円宛の基本金補助を受けることとなつた。但し其の利子は之を学生の貸与に充てよといふ条件であつた。其後再び同一条件の下に各団体三万円宛の補助金を受けることとなつた。次で莊内三郡からも補助を受ける交渉を始め、遂に一郡五千円宛大正二年度より五箇年賦で補助するという

決定を見た。

当時地方新聞は何故か莊内館に對して全く同情がなかつた。殊に鶴岡に於ては、帝大・早稲田・慶應三大学出身者聯合莊内館郡費補助反対期成会なるものが組織され、屢々會合して反対運動をした。表面の理由は、国民辛苦の結晶よりなる租税を以て、私立の育英事業などを補助すべきでないといふことであつたが、内実は先生に對して反感を抱く者の策動であつたらしい。先生の如く家庭生活をさへ犠牲にして、全く無私の心を以て終始されても、尚且かやうな邪魔が入ることを思へば、世に立つて事を成すの如何に難きかを想はざるを得ない。其等の障礙に拘らず、郡費補助も確定し、莊内館の基礎も漸く堅くなつた。

明治四十四年十二月で、莊内館は創立第十五周年を迎へた。此時には曾て一度入舎し、成業其他の理由で退舎した館友は既に百十二名を算へ、其等の人々は皆先生を心から尊敬し且親愛した。莊内館十五年の成績は、他府県の同一事業に比べて決して劣る所なきのみならず、当初旧藩主から多額の天降り金を拝領して開始した地方は兎も角として毎月僅に十円の補助金を以て創設し、多年粒々辛苦の結果、最も堅実なる発達を遂げたること莊内館の如きは、殆ど他に比類を求め難い。それは偏へに先生の人格の反映である。さればこそ熊谷直太氏は、第十五周年記念会の席上で下の如く述懐した——『今夜万感の胸に去來するうち、特に著しき二つの感想がある。其一は自分が心ならずも大罪を犯したこと、其二は聊か其罪を滅す結果を目撲して居ることである。先刻佐藤監督は、或は強ひられ或は瞞されて遂に莊内館の監督を承諾するに至つたと申されたが、そは確に事實である。然も監督を強ひたり瞞したりした本人は誰あらう斯く申す自分である。當時吾々は莊内館創立の必要を痛感して種々その計画を立てたが、結局佐藤君を定して監督の任に當らしめ、試験的に宿舎を設けるに決した。然も佐藤君は當時更に東京に出る意志がなかつたので、止むなく策士若松君を初め吾々一同が智慧を絞り、佐藤君を欺いて遂に郷里からおびき出した次第である。見られよ諸

君、佐藤君の鬢髪は既に白きに非ずや！十五星霜の苦心慘澹果して幾何ぞ。此の十五年の努力を他に用ひたならば佐藤君は実業家としても、また学者としても、立派な成功を遂げられたであらう。若しまた郷里に在りしならば、幸福なる家庭の団楽を楽しめたることであらう。吾々が強いておびき出したばかりに、並並ならぬ労苦を嘗めさせ、遂に鬢髪を白きに至らしめたことを想へば、斯かる罪を犯したことに対しても陳謝の至情に堪へない。然も翻つて考へれば、本館の出身者は既に百余名に達し、皆佐藤君を敬愛せざるはない。然らば即ち佐藤君は百余名の子供の慈父である。人生の快樂は固より之を多方面に求めることが出来る。大臣宰相となるも快であらう。富んで金殿玉楼に住むのも快であらう。乍併人生至高の快樂は精神的快樂である。いまや佐藤君は済々たる百余名の多士の慈父と仰がれて居る。十有五年の苦心が、佐藤君に此の至高の快樂を与へたことを想へば、吾々の犯した罪障は消滅したのみならず、却つて善根を施したことになるのではないか。今夜荐りに胸中に去来するものは、實に此の二つの感想である』これは友人として且協力者としての熊谷氏の偽りなき感懷であつたに相違ない。

この十五周年記念会を機として、莊内館の拡張と完備とを図りたいといふ希望が、先生を初め関係者の間に頓に強くなつた。偶々小石川区表町伝通院裏に、米沢有為会及び村山同郷会の寄宿舎に隣接して、東亞同文書院所有の四百坪内外の空地があつた。土地は高燥にして静閑、前には加州金沢の明倫館があり、寄宿舎の位置としては絶好の場所であり、米沢・村山西会の当事者も、荐りに其の購入を勧奨し、三地方相互の便宜を計らんと勧告した。この土地は犬養毅・柏原文太郎二氏の名義となつて居ると聞いたので、前記二氏への交渉を伊東知也氏に託した。然るに該土地は千有余坪の一筆で、之を分割することを得ず、且種々の事情ありて全く交渉進行の余地ないことが判つたので、遺憾ながら購入を思ひ止まつた。外に相当の敷地を捜したけれど適当の地なく、結局朽敗甚だしき莊内館を取毀ち、其跡に新築する方針で進行することになつた。

当時の本郷元町に於ける莊内館の敷地は、折曲つて矩形をなして居り、一角に石田某氏の住宅があつた。之を合併すれば敷地は方形となり、万事好都合であるので、何とかして石田氏の家屋を購入したいものと、色々人を介して懇請したり、また小松林蔵氏は其の取締役たる東京建物株式会社の社員をして熱心に交渉させたけれど、石田氏は頑として承知しない。つひには先生と小松氏が連れ立つて直接交渉に行つたけれど、何うしても聞き入れなかつた。よつて止むなく現在の矩形の地に、木造の寄宿舎を新築することとなつた。

この寄宿舎新築のことは大正三年七月十日の評議員会で正式に決定し、建築委員として市原卯之助・小林誠義・鈴木幾弥太・小松林蔵及び先生の五名が推薦され、同年十月十一日には旧寄宿舎を解散し、館生は親族又は下宿屋に移ることとし、建物を取毀ち、先生は近所に一戸を借りて館生二名と其の借家に居り、之を建築事務所とした。明治三十二年、古下宿屋を購求してから其の取毀しに至るまで、實に十五年五個月である。此の時期の当初こそは、長屋生活から移転したこととて、大いに発展したやうに感じたものの、實際は前に述べたやうに設備不完全で、後年先生は當時を回想して『後に考ふれば能くもあんな処に十五年余も居たものと思はれる』と述べて居る。筆者が東京帝国大学文科の学生として、四年間先生の薰風に浴したのも、實に此の元町旧館時代である。

四 元町新館時代及び巣鴨坂寄宿舎時代

前に述べたる如く、莊内館の敷地は何分にも狭隘で光線の具合が悪く、そのために設計が甚だ困難であつたが、漸く成案を得たので工事は直営の部分請負とし、設計監督を真水工務所に依頼した。十一月二十八日に新築の棟上げをなし、翌大正四年二月十一日、紀元節の佳辰に同郷出身者を招待して開館式を挙げるに至つたが、現場監督を担任せる建築委員市原卯之助氏が、起工より竣工に至るまで、毎日早朝から日没まで熱心に監督せる励精振りには、何人も

感嘆の外なかつた。

さて新築の莊内館は木造瓦葺二階建で、總建坪百七十七坪七五、内階下九十二坪、階上八十五坪七五、学生の居室は二十三、定員を三十人とした。外に食堂・応接室・炊事場・浴室があり、また寄宿舎に接続して会議室・事務室・監督室及び監督住宅五室を附設した。寄宿舎の廊下は幅一間余、外部には硝子戸及び雨戸を設け、内側の戸は上下は板、中部は摺硝子として、光線を通し音響を防ぐに意を用ひ、且浴室及び便所は特に完備した。建築費は約九千六百円であつた。其後に至り前記の石田氏が、その建物の売却を申込んで來たので、直ちに之を購入し、取毀しの上その敷地を運動場にした。此為に東南に面せる寄宿舎の各室は採光・通風共に頗る良好となつた。かくして莊内館は漸く寄宿舎らしい寄宿舎となつた。

当時在京の莊内出身者の中で、最も熱心に莊内館の發展に尽力して居た一人は、小松林藏氏である。氏は夙くから莊内館について三つの希望を抱き、その実現に努力して來た。希望の第一は寄宿舎の拡張新築であつたが、之は大正四年の新築落成によつて一応遂げられた。第二は基本金を五万円とすることで、小松氏は五万円の基本金があれば之を年六分に運用して三千円の利子を得べく、之によりて一通りの経費が出ると考へ、基本金五万円に達するまで自ら毎年一千円宛寄附すべしと申込み、且之を実行して來た。然るに其後山形県庁から補助を受けることになり、大正十一年には基本金五万円に達したので、第二の希望も充たされた。第三の希望は莊内館に於ける先生の永年の心労に対して、何等かの方法で酬いたいといふことであり、之は独り小松氏のみならず關係者一同の衷心の希望であつた。恰も大正十年は莊内館創立第二十五年に當るので、此の機會に希望の一部分なりとも實現したいものと考慮した結果先生の寿像を建造して莊内館に寄贈し、百年の後尚ほ学生をして先生の風貌に接するを得せしめようと發案した。然るに館生及び館友も、創立二十五周年の記念に何事か実行したいと考へて居たこととて、一議もなく小松氏の案に賛成

し、館生及び館友が発起人となり、小松氏を後見人として直ちに実行に着手することになった。

小松氏は、自分の首唱したことのために多くの人に迷惑をかけたくないと言つて、一人の出捐額を最高十円とし、不足の分は全部自分で引受けることとした。かくして寄附金の募集に着手したところ、最高額十円との制限があつたに拘らず、二十円乃至五十円の出捐者が六人あり、小松氏は六百十円を出捐して、寄附総額二千三百余円となつた。よつて小松氏は山形県米沢出身の帝室技芸員新海竹太郎氏を訪問し、仔細に寿像建設の趣旨を説明し、学生が発起人となり零細の資金を集めてのことなればとて、その製作を依頼したところ、新海氏は欣然快諾し、翌大正十一年六月見事なる先生の胸像が完成したので、同月二十五日、地久節の佳辰を下して披露会が開かれた。館友岡本幹輔氏が司会者となり、発起人總代阿部叔郎氏が贈呈の辞を述べ、莊内館理事石田弘吉氏は寄贈の寿像を受領する辞を述べ、次で小松林蔵・熊谷直太・寺島成信・石川貞吉諸氏の祝辭や、各地より送られたる祝電の披露ありて後、茶菓の饗應あり、芽出度く式を終へた。大正十二年の大震火災の時、寄宿舎の建物は灰燼に帰したが、此の胸像は館庭に出すことが出来たので、幸ひに焼失を免れ、其後新築された現在の寄宿舎の食堂に安置されて今日に及んで居る。

また大正十一年以来、先生は米沢有為会及び村山同郷会と相図り、再び山形県知事に対して補助金交付を申請することとなり、数回当局者に陳情し、兩度山形県庁に出頭して懇請した。そのために大正十二年八月二十七日に、大正十二年度より同十八年度までの間に於て、金三万円を交付する指令を受けた。

かくして先生の苦心は次第に酬いられ、莊内館は順調に発展して來たが、大正十二年九月一日の大震災に遭ひ、地震の被害はさまで大でなかつたが、砲兵工廠より発したる猛火は、瞬時にして莊内館寄宿舎を灰燼に帰せしめ、多年の苦心の結晶たる建物は、一朝にして鳥有に帰した。寄宿生は暑中休暇のために帰郷し、残留者は唯だ一人だけであつたので、館生の所有物は一も之を持出すを得なかつた。但し莊内館の重要書類は金庫に藏めて居たので、幸ひ

に無事なるを得た。新館落成より焼失に至るまで実に八年八箇月である。

此年は先生にとりて誠に不幸なる年であつた。三月三日には先生の叔父にして一族の長老たる角田俊次翁を失ひ、六月三十日には弟前森恒治氏を失ひ、七月十七日には親友三矢重松氏を失ひ、九月一日には類焼に罹りて有形財産の

全部を失つた。罹災当時の状況は、先生自ら目に見る如く書き遺して居る――

『九月一日に私は何時ものやうに鉄道省に出勤して居りました。然るに午前十一時五十八分にあの地震です。私は騒いででも仕方ないと思ひ、ちつとして居りました。役所の被害は格別のことはありませんでした。此日は土曜日でもあります。附近の人々が沢山館庭に避難して居つたので、私はもう大丈夫ならんなどと慰めて居りました。此の当時館生は暑中休暇で皆帰郷し、殊に九月五日頃郷里で徴兵の点呼があるので、例年ならば八月末に七八人は帰らぬことなかつたのが、本年は一人も帰りません。残つて居つたのは北郷哲郎氏一人であります。又私の宅では、八月三十日に荆妻が郷里より次男正能と四男正己と同道帰京したので、三男正久は郷里に残り、其日正己は学校に行き、女中は斎藤イシ一人しか居らず、甚だ手不足でありました。

『私は万ーのためと思ひ、会計帳簿其他重要書類は金庫に入れ、又必要のものは万ーの時に取出すやうに、荆妻に渡して風呂敷に包ませました。又避難する場所を定め置かうと思ひ、風呂敷包二つを持つて、出て行きました。附近的永戸屋の主人は、火事は大丈夫です、此辺で見て居られよなど申しましたが、私は壹岐坂を下り、砲兵工廠の土塀が倒れて自由に入出し得るので、足湯の好き処を選んで其中に避難することとし、風呂敷包を置きました。其時北郷氏

と婆やも参り、都合六包があるので、誰か番をして居らねばならぬことになつた。已もなく私が番をして居つた。そのうち三崎町の火が水道橋脇の松平伯爵邸に飛火し、烈風に煽られて外濠線に沿ひ、順天堂病院の方に焼け抜けたので、莊内館附近は焼け残ることと、皆さう思つたさうである。併し荆妻は衣類を風呂敷包にし、正能と北郷氏が之を運び出した。向ひの小柳館の主人はさう出しては後に困るならんなど止めたさうである。其頃は焼けるとは誰も思はなかつたのです。

『そのうち砲兵工廠から発火し、非常の勢ひで壱岐坂下電車通りの馬肉屋かに燃え付き、忽ちの間に山の上に燃え上つたので、衣類の一部分を出したのみで、夜具・器物・書籍などは一品も出すことが出来ず、館生諸氏の所有物も全部出すことが出来なかつたのは、眞に氣の毒に堪へぬ次第である。

『砲兵工廠から発火すると同時に、私の看守して居つた荷物に、ばらばら火の粉が落ちて来て、又他に運ばねばならぬ状況となつた。私は此の有様では何処まで焼けるものか判らぬ、小石川柳町に私の姪の斎藤清美というのが居るから、そこまで二つの風呂敷包を持ち行き、尚手伝を頼まんと思ひ、駆け出した。併し風呂敷包が重いので、途中で之を講道館に託し、单身行つたところ、同家には男の人々は居らぬ。已むなく姪を連れ出して講道館の荷物を渡し、私は元の荷物を出した処に帰つて見れば、積んである荷物は盛んに燃えて居る。困つて火を消して又二包を持つて来た。春日町交叉点附近の道傍に家族の居るのに逢ひ、其辺まで運ぶなら、今二、三回も運び得しにと後悔しても仕方ありません。其後は火が盛んで、元の処に行くことが出来ません。そのうち北郷氏は荷車を借り来り、二度目に運び出した物を積み、柳町の斎藤氏に引上げた。然るに其処も危険だといふので、更に小石川林町の斎藤氏の親族の家に運んだ。米沢興譲館及び村山同郷会を訪うたら何れも無事である。因つて村山同郷会の斎藤五吉氏に、数日間家族共厄介になること出来得べきかを頼んだら、快く承知してくれられた。兎に角其晩は斎藤氏方に泊つた。

『正己は府立第四中学校から帰つて来たところ、本館附近の人が、御宅の皆さんは下の方に避難されたと云ふので、それは必ず斎藤氏方ならんと思ひ、そこに行つたところ、私共のまだ行かぬ前であつたから、誰も来ぬと云はれ、再び元町に来た時には、もう近所に行くことが出来ず、其辺をさまようて居つたら、学校の友達に逢ひ、内の人々は行方不明だと語つたら、さらば内の家族と一緒に居れと云はれ、其夜は右京ヶ原に野宿したさうである。私の方では、同人が学校から無事に帰つたことが判つたので、多分友達の内に居るならんと思うて居つた。併し随分心配した。翌朝焼跡に行つたら、彼は学校帰りの姿でカバンを下げ、やあと声をかけ走り寄れるを、一同より今迄何をして居つたと叱られた。後に彼の日記を見しに、漸く皆に逢ひ、やさしい詞でもかけられるかと思つたら、口を揃へて叱られたには困つたと書いてあつた。

『一日の夜に泊つた斎藤氏方も、家は傾き屋根は破れ且狭く、逆も一同居るわけには行かぬ。翌早朝私は市原卯之助氏を訪ひ、本郷附近に貸家なかるべきかと問ひ、又旧同僚を尋ね、其人と色々貸家を求めたけれど更にない。因つて村山同郷会に行つたが、尚靈動するので、安心して屋内に居ることが出来ぬ。同会の庭には何百人かの避難者が居り出入口は一箇所故、若し火事でもあらば逃ぐるに困難である。荆妻は斯かる危険なる処に居るよりは本館の焼跡に居らんと云ひ、細引やら毛布などを持つて焼跡に行き、焼け残つた体操器械の柱や青桐などを利用して細引を張り、之に焼け残りのトタン・ブリキを載せて屋根とし、又之を敷き、其中に寝ることにした。風が吹けばブリキが落ちる。頭を怪我してはならぬと思ひ、手拭を頬被りした。その当時は半股引に半袖のシャツといふ服装で、實に異様のものであった。其夜は四方皆火事で、附近も尚盛に燃えて居り、實に悽惨な状況であつた。深夜数十人の騎兵が、電車通りを駆くる音など、實に凄いやうであつた。翌日金庫を開くべしと金庫屋を捜したけれど判らず、焼跡から鍋・釜・磁器類などを掘り出した。

『館の運動場は、火災の際に烈風に煽られて、はき清められたよりも綺麗になつて居つた。前日荆妻は、衣類を簾笥より出し、運動場に張板を敷いて、其上に空簾笥を並べて置いたさうである。それで簾笥の金具は、秩序正しく並んであつた。いつも床の間に置いた写真函を簾笥の中に入れたさうだが、此日其中に在つた私の写真が、縁は焼けただれど肖像は完全に只一枚館庭に残つて居つた。青銅製の器物は影も形もなくなつた。銀製の物は地金が残つた。瀬戸物類は平生使つて居つたものは皆毀れただれど、一つづつ紙に包んで箱に入れて置いたものは、こはれぬ物もある。茶器など一揃完全なものもある。小松氏に御貰ひした清朝乾隆時代製の何百円かした花瓶は、形は変らぬけれど、素焼の蛸壺のやうになつた。九谷焼は鮮かな色彩はなくなり、伊万里焼の物は変らなかつた。岩手焼とかいふ万古焼のやうな物は、火にかかると黒くなり、却つて良くなつた。近頃二三の人々に、之は支那出来の物かなど問はれた。

『三日と四日とは村山同郷会に泊つた。食事は斎藤氏に行つてたべたり、又は送つてもらつたが、其頃は鮮人騒ぎで各町の警戒が厳重になり、斎藤氏と村山同郷会との間は僅に二三町なれど、往来が甚だ困難で、印をつけばならぬとか、棒をもたずばならぬとかで、正能は鮮人と間違へられ将につかまらうとした。私が弁解したので漸く免れた。夜などは連も往来することが出来なかつた。

『四日に、郷里に居つた正久が、留守宅を管理して居る佐藤与助氏と同道上京した。郷里に於ける親戚知人の心配は並大抵のことではなく、占者などに聞いたら、何れも死んだもののやうに言はれたさうである。与助氏は、莊内館は崖の上だから崖は崩れ、私は役所に出て居れば幸に免れたかも知れぬが、内に居つた者は皆死したるならんと思つて來たさうである。正久はそんなに思はなかつたと云うだけれど、携帶して来たものは幾日分かの食糧と、繻帯とか、即効紙とか、何れも負傷用のものであつた。両人とも川口駅に下ろされ、それより徒步上野に至れば、一面の焼野になつて居る。先づ驚いて館は何うなつたかと、尚幾分の望を嘱して湯島の坂を上れば、九段上の大鳥居が見ゆるので落

胆し、館の焼否は最早問題でない、家族の安否は如何と、急いで来たさうである。三日に阿部叔郎氏が焼跡に見舞はれ、焼杭やトタン・ブリキなどを利用し、針金を以て、小屋を作られた。私は熱いので裸になつて、その乞食小屋のやうなものの中に居つたので、後に正久が、あの時の父上の様子は達勝五郎といふ体であつたと笑つて居つた。正久は私の顔を見るや否や、おかあ様はと云ふ。私は無事で村山同郷会に居ると答へたら、彼は大いに安心して、僕は今夜郷里に帰ると云ふ。之は郷里の人々が余りに心配して居るので、一日も早く無事なことを知らせたい考へであつたらしい。……

『本郷附近には貸家がないので、四日に正能を目白方面にやり、三矢・田倉諸氏に貸家の有無を聞かしめた。然るに館友菅原良吉氏が、池袋大原に一戸あるが明日ならでは判らぬと云はれるので、五日朝正能は又聞きに行き、幸に承知を得て其處に移ることにした。焼跡より掘出した物や、此の両三日に買ひ集めたものや、持出した物を取纏め、又北郷氏のものと女中のものと、寿像などを併せて荷車で二度運んだ。それで私の家財は、五人の家族で荷車一台に足らぬのであつた。寿像は罹災当時に、正能が館庭に持ち出したので、火中に入るを免れた。それで色は変つたけれど形には異状がない。私は荆妻と女中とを連れて池袋に行つたが、荆妻は祖先以来の位牌を包んだ風呂敷を負ひ、両手にバケツや薬罐を持ち、焼くが如き熱き日に、知らぬ道を聞きながら行つたので、何里歩みたるか二度と東京に出られぬと思つたと云うて居つた。

『借りた家は壁落ち、家中は塵埃に埋もれて居り、菅原氏の奥様と女中とが掃除をしてくれて居られた。私共が着ぐと、荆妻は早速菅原氏の奥様に歸つて戴き、自分等が掃除に取りかかつた。田倉八郎氏が手伝に来られたので、籌と塵取りと炭一俵とを貰うて貰つた。晩に菅原氏では、御飯を差上ぐべきところなれど、米がないとて食パン何斤かを下さつた。私はそれを食べて二階に休んだ。荆妻は荷物を牽いて来る人達には何とかして御飯を喰べさせたいと思

うても、如何とも仕方がない。それに与助氏には酒の一杯も飲ましめたいと思つても、夜警がやかましいので酒を貰ひに出ることも出来ぬ。然るに正久は、市原さんから米を戴いて來たと云ふ。荆妻は、それは宜かつた、鍋は持つて來て居る、焼跡から掘つた七輪がある筈だが持つて來たかと言へば、持つて來たと云ふ。それは宜かつたと、早速米を磨き飯を炊かうとしたが、鍋はあるけれど蓋がない。新聞紙でもかけようと思つても、それもないといふ有様である。漸く何とかして飯を炊き、掘出した茶碗などを畳の上に並べて食事を終へた。畳を拭かうとしても雑巾もない。夜は電燈がなく、数日間は小指より小さき數本の蠟燭あるのみであつた。正久と与助氏とは、当地の状況を郷里の人人に通知すべく、六日に出発した。汽車が混雑して、屋根に乗つて漸く行つたさうである。

『館の金庫は倒れずにあつたが、中は何うかと心配した。本館は東海銀行本郷支店が近いので取引をして居つたが、同支店も焼けたので、帳簿は大丈夫かと問合せたら、何とも言ひ兼ねることである。若しも本館の金庫がダメで東海銀行の方も焼ければ、取引関係が全く判らなくなる、困つた事だと思つた。二日の晩は家族一同焼跡に居つたが三日には金庫を其位にして置いては危険と思ひ、私と正能と半夜代りに附いて居やうと思つた。けれど夜中の往来が真に物騒で困る。三日には遅くまで居つたが、翌日は向ひに仮小屋を建てて居る人があつたから、其人に注意をして貰ふことにした。販売元の竹内金庫店に再三交渉したけれど、早速には来られぬと云ふ。因て山内一次氏が鉄工場に勤務して居るので、同氏に頼んだら、同氏は焼けぬ金庫屋を知つて居ることで、それに頼んでくれ、漸く七日を開いたら幸に全く無事であつた。中の桐箱は完全で少しも焦げて居らぬ。只皮類の物は絶て焼け焦げて居る。それで金庫の中には皮類は入るべからざることを悟つた。金庫の無事であつたことは眞に不幸中の幸で、若しも金庫の中が焼けたら、会計の整理上どんなに困つたか知れぬ。金庫が無事なために、現金・通帳など總て無事で、其点については本館は何等の損害を受けない。尤も公債証書や市債券・社債券などは、總て日本興業銀行に被封保護預けとして置

いたから、此等の心配はなかつたのである。本館附近の明華歯科女学校で、倒れた金庫を開き居つたのを見たが、中は全く焼けて悲惨な状態であつた。早速中の物を持ち帰り、翌日之を某氏に託さうと思つて、一里余の途を徒歩で頼みに行つたら、同氏方には金庫はないと言はれ、空しく帰つた。この当時は役所に出るにも、焼跡に往復するにも、

誰を訪問するにも、皆徒步せねばならぬので容易でなく、足には沢山の豆を出した。

『現在の借家に落着いたのは五日の晚で、六日に持出した風呂敷を開いた。私は焼失前に取出した書類があるものと信じて居つたのに、一つもない。考へて見れば此等の書類は第一着に持出し、砲兵工廠内に運んだので、下積になつた訳である。然るに二度目に運ぶ時は急速の際で、上方より遅んだので、下積になつたものは皆焼失したものと思はれる。其中に本館報告書の原稿其他の帳簿もあつた。十余年間地方新聞に寄稿したものを切抜き纏めて置いたものもある。特に惜しきは、昨年内又は年を越さば刊行すべく企てて居つた著書の原稿五冊全部を失つた。そこで未練の心を起し、初め取出した砲兵工廠内に、一冊でも散乱して居ながらうかと、翌朝早速一里近きところを行つて見た。併し既に一週間も経過したので、砲兵工廠内は綺麗に取片づけられてあつた。書籍は一冊も出ない。一日の夜に鐵道省も焼け、私の事務室のものは一品残らず焼けたので、私は職務の研究上に関する書籍は總て役所に置いて、同僚の人々に随意に使用せしめて居つたが、それは全部焼失した。二十余年間蒐集した資料は皆なくなり、論文のまだ雑誌に出さないので焼けたものも沢山ある。再び作製蒐集することの出来ぬものも少くない。然るに鐵道関係の有力者には、私の資料焼失に深く同情せられ、從来通り研究を繼續するを望まる趣旨の下に、多額の資金を寄贈せられた。之は真に感謝に堪へぬと同時に、責任の加重を感じざるを得ざる次第である。

『罹災當時私は只避難所を見定むるために出たので、直ちに帰る積りのところ其便帰ることが出来ぬやうになつた。現在の場所に立退いてから、荆妻は百円足らずの現金しか持つて居らぬ。金庫の安否は判らず、取引関係ある銀行も

郵便局も焼け、何時現金を得らるるか知れぬので、所持金を如何に使ふべきかを考へたさうだ。食物のないのも困るけれど、夜具は一枚も出さなかつたので、夜具がなくては次第に寒くなつて困るだらう。菅原氏は沢山の夜具を貸してくれられたけれど、荆妻の性質として借用したもの汚しては済まぬ、子供などはどんな事をするか知れぬ、借用の夜具全部を洗濯して持へ直して返すは容易のことではない。それ故第一に夜具を作らうと決心し、日向方面を捜して出来るだけの綿を購求した。送り届けた者に、これだけの綿を何うすると言はれたさうである。それより昼夜蒲団を作り、次に縫入を作り冬の用意をした。其後綿は高くなり、品物は無くなつたさうである。世帯道具は六日の朝に小松林蔵氏より五十何点かを送られ、中にも釜や籠を贈られたのは何より幸福で、御蔭で不自由なく食事することが出来た。其後各方面より過分の御見舞を受け、吾々は罹災者中の殿様の如きものだと言うて居つた。器具は成るべく増加せぬ方針を採つて居つても段々と増加する。併し借家が狭いので置き所がなく、又一品を取出さんとするには、多くの物を取除いて出さねばならず、大いに困つて居る。併し、パラックに居る人のことなどを考ふれば、どれだけ幸福か知れぬ。皆様の御蔭で、家族一同風もひかず冬を凌ぐことが出来た。誠に不幸中の幸福と言はねばならぬ』

筆致は淡々として居るが、まことに千情万緒を籠め尽した記録である。荘内館は、先生の性格そのままに、忍耐と勤勉と誠実との結晶であり、日を重ね月を迎えて徐々に然も堅実に育て上げられたものである。それが今や一朝にして灰燼に帰した。役所への勤務、館生の監督、館内外の繁瑣なる事務一切を独力で引受け、多忙を極める生活の零細なる時間を擰げて書き上げた著書の原稿、並に多年苦心して集めた資料も、共に鳥有に帰してしまつた。真に先生に取りて深刻無限の打撃でなければならぬ。然も先生は悲しんで傷まず、平静なる心を以て震災直後の混乱と騒擾の渦中に処し、直ちに荘内館の善後策を講じ始めた。

先づ大正十二年九月三十日に臨時評議員会を開き、寄宿舎新築については場所及び設計について更めて慎重に研究

することとし、差当り借家を求めて寄宿舎を継続することを決議した。この決議に基いて直ちに借家を捜索したけれど、容易に適当の建物を得ることが出来ず、止むなく辻安弥氏の所有に係る西巣鴨町大字巣鴨字宮仲二六二五番地の一戸を借受け、十月二十九日から仮寄宿舎として学生七人を収容した。そして池袋大原の先生の仮住居を仮事務所とした。

さて從来最も熱心且有力なる莊内館の後援者の一人は小松林蔵氏であつたが、大正十一年に大患を病んでからは往年の元氣がなく、万事消極的になつて居た。今度の新築計画についても、捲土重來の大々的復興は覚束ないと考へ、基本金の中から精々二三万円を割き、それで粗末ながら本建築を構へ、十年乃至十五年の歳月の流れる間に、逐次建築費を募集して再興を計りたいといふ意図であつた。臨時評議員会の時にも、小松氏は無理算段はしたくない、事をなすには時機といふものがある、伸びる時には大いに伸び、縮まる時には縮まらねばならぬといふ意見であつた。然るに理事三矢宮松氏は極めて積極的な復興計画を立て、熱心に關係者の賛同を求めた。三矢氏は、雨滴を貯へて池水を造つたやうな先輩の苦心が、むざむざと烏有に帰するを坐視するに忍びなかつた。また故郷の莊内と東京の莊内館とが、南北呼応して漸く莊内の天地に啓蒙發展の曙光が訪れて来たのに、館の焼失と共に再び暗黒の淵に落ちるのを遺憾とした。かくて三矢氏は、今度の災難を好機として、禍を転じて福とするために猛然として奮起せねばならぬと主張し、極めて積極的な計画を立て、その決心と熱意とによつて小松氏以下の關係者を動かし、先生と共に率先して復興運動の陣頭に立つことになつた。

当時三矢氏は内務省監察官兼參事官であり、十月には社會局部長になつたので、官庁方面との交渉には甚だ便宜の立場に在つた。それで臨時震災救護事務局に対する寄宿舎再築についての補助申請や、山形県庁に対し予て基本金として大正十二年度より同十八年度までの間に交付する指令を受けて居たものの繰上交付、並に再築についての補助金

増額の申請など、主として三矢氏が交渉陳情の任に当つた。かくて内務省からは復旧費として三万円を交付せられ、山形県からは基本金補助の繰上交付は許可されなかつたけれど、再築費として五千円を交付されることとなつた。

また三矢氏は郷里三郡からも再築費の寄附を受けるため、山形県知事県忍氏・同内務部長久米成夫氏に尽力を依頼した。両氏は此の依頼に応じて熱心に援助し、大正十二年十二月、莊内三郡選出の県会議員と三郡有志の震災復旧寄附金のうち、三万五千円を莊内館の復旧費として指定寄附とする相談を進め、先生の帰郷を求めた。よつて先生は直ちに帰郷したけれど具体的な成案を得ることが出来なかつた。其後復旧費を指定寄附とすることは実行不可能となり、新に寄附を求めねばならなくなつたが、久米内務部長は莊内三郡郡長に其の趣旨を訓示し、尽力大いに努めた。そこで莊内三郡の有力者より成る莊内会を開催し、その協賛を求めることとなり、大正十三年三月二十三日、西田川郡長司会の下に、鶴岡町に於て莊内会が開催され、三矢氏及び先生が特に帰郷して説明の任に當つた。同会は各郡五名宛の委員を設けて協議の上、金三万五千円中二万円は特別資産家の寄附を仰ぎ、一万五千円は三郡五千円づつ平等に負担することとし、之を同会に報告して満場一致の賛成を得た。後に特別資産家の寄附を一万五千円、三郡の負担を二万円に変更し、酒井伯爵家より二千円、本間光弥氏一万円、風間幸右衛門氏三千円寄附の承諾を得た。建築の計画斯の如く順調に進行したのは、三矢氏の熱誠なる尽力に負ふこと最も大であつた。かくて大正十三年四月十三日、評議員会に於て阿部叔郎・市原卯之助・加藤得三郎・小松林蔵四氏を建築委員に選舉し、理事及び監事と協議して、敷地の選定、建物の設計、建築等を委任することになつた。

さて当初の計画は、内務省補助金二万円、山形県補助金五千円、莊内三郡寄附金三万五千円、之に基本金二万円を加へ、合計八万円を以て旧敷地に再築する見込であつた。然るに從来の敷地は僅に百六十九坪に過ぎず、甚だ狭隘であるので、隣接する借地の譲渡を受けんことを交渉したが、一も之を承諾するものなかつた。然も其の譲渡代は一坪

八十円乃至百円の相場である。そこで方針を一変し、郊外の地は多少交通不便であつても、一坪六・七十円を以て購求することが出来る、他人の所有地に新築することは永久の策でない、寧ろ現在の借地権を譲渡し、新に土地を購求して建築しようといふことになつた。そこで旧敷地の借地権を、一万五千円で社団法人桜蔭会に譲渡し、新に購求すべき土地の搜索を開始した。其間理事・監事及び建築委員は、会を開いて協議すること幾回、実地に就て土地を調査すること二十余箇所、遂に滝野川区中里三〇六番地の土地六百三十九坪四合一匁及び建物二棟を、四万三千六百円にて購入することに決し、大正十四年四月七日登記を了つた。此の購入代価は建物其他を包含して一坪平均六十八円余に該当する。購入したる建物のうち一棟は監督住宅とし、他の一棟は後に之を売却した。

此の土地は竹内某氏の所有で、隣接地を坪九十円にて鉄道省に売却したことであれば、六百余坪で五万五千円が相場であり、五万円以下では手放さうとしなかつた。そこで先生は買収の交渉を大滝由次郎氏に頼んだ。其時の経緯を大滝氏は左の如く述べて居る――

『先生は、本郷には近し、眺望もよし、学生生活には申分なしと熱望すれども、金額の点折合はず、何とかならぬものかとの御相談を受けたれば、先づ竹内家の内部を取調べたるに、同家はもと築地の杉田・日本橋の竹内と称されたる宮内省諸官衙の御用達として、建築・家具・装飾店として屈指の商店なれど、主人の病死・震災の痛手に加へ、遺家族の葛藤などありて、内部の事情頗る困難と聞き込みたれば、何とかなるべしと考へ、早速鉄道省に先生を誘ひ、談判せんと竹内家に乗り込みました。先づ主人に面会して左の条件を提出した。

- 一、土地の面積正確ならず、坪に多少の無駄坪が出来ること。
- 一、道路狭隘にして自動車の通行出来ぬにより、邸宅地にならぬこと。
- 一、裏に寺の墓地あり、縁起の悪きこと。

一、停車場・電車停留所の距離遠すぎること。

一、小住宅を建築しても、右の条件の如く借手の付かぬこと。

右の五点を挙げて、三万五千円位に折合はぬかと申し入れたるに、佐藤先生は吃驚して、売人の竹内より先に、鞆より莊内館の預金の現在表を取り出し、そんなに安くなくとも、茲に四万三千円ありますから、此位で折り合つてくれまいかと申し出でられたるに、今度は私が吃驚致したことありました。売主も先生の隨意な誠意に感じまして即時に相談纏まり、今日のやうな立派な建築も出来、将来共に堅固な基礎上に莊内館が出来上つたことは、偏に佐藤先生の神魂を籠められたる賜と厚く感謝する一人であります』

かやうにして敷地が確定したので、復興局の技師であつた建築委員加藤得三郎氏が設計を担当し、公務の余暇全部を挙げて事に従つた。即ち日曜には終日現場に出張し、夜は深更まで製図に従事し、其他工事請負人との交渉、警視庁への建築認可申請などに劳苦を厭はなかつた。大正十四年八月十七日、警視庁より建築を許可せられ、八月二十日神奈県川崎市鈴木栄吉氏をして金五万二千円を以て請負はじめ、セメントは莊内館より供給することとし、同月二十三日地鎮祭を行ひて工事に着手した。加藤氏は専ら工事監督の任に当り、雨の晨にも風の夕にも、日曜日にも其姿を工事場に見ざるはなかつた。而して阿部叔郎氏もまた殆ど毎日現場に出張して熱心に工事を監督した。

寄宿舎の建築に着手するに先だち、監督住宅を修繕して、七月二十六日、先生は家族と共に池袋大原の仮住居より之に移転し、同時に莊内館事務所を同所に移転したので、爾來建築委員会を此處に開き、工事監督上にも大いに便宜を得た。建築委員の会合を開くこと前後三十四回、其他一部の理事及び委員の会合したこと幾回なるを知らず、先生を中心として何れも熱心誠実に尽力し、大正十五年四月には、多少の附属工事の完成せざるものがあつたが、建築略々落成したので、定員三十人の学生を収容し、茲に一年六箇月の仮寄宿舎時代を終つた。

五 滝野川時代

新築莊内館は、土地高燥にして遙に本郷・小石川の高台を望み、三方は道路にして附近に緑樹多く、西方は円勝寺と称する寺院の境内に接し、数株の櫻は高く空中に擢んで、全く都下の雰囲を離れて居る。唯だ南方は僅に道路を隔てて鉄道省の山手線線路に臨んで居るので、電車の往来頻繁なるため、之に慣れない間は喧騒を感じる。敷地は約六百五十坪で、その一部をテニスコートとし、また本館と離れて九坪の物置を建て、その一部をピンポン室として居る。位置は省線駒込駅に八分、田端駅には十分、都電駒込橋停留所には十分であるから、学校への往復は極めて便利である。

寄宿舎の総建坪百九十三坪四六、内階下百一坪六五、階上九一坪八一、全部鉄筋コンクリート建であり、外に木造トタン葺平家建九坪の物置がある。本館には学生室二十六、四疊半を単位として坐式を採用し、食堂だけを椅子・テーブル式とした。学生が出来るだけ静粛に勉強し得るやうに、共通の用に供せられる食堂・台所・浴室・便所・事務室・会議室等は全部建物の一隅に纏め、学生室は全部南向又は東向とした。之は採光と通風とに留意した以外に、北向や西向の室があると、室に差等を生じて室替毎に室の選択に苦情が出るのを防ぐためである。建物内外の色彩については、陰鬱の感を与へず、また軽佻の風を避けるために、苦心して考慮された。食堂の卓子・椅子・窓掛・電燈は西海幸一郎氏が『どうせ碌な御馳走もないだらうから、せめて部屋だけでも宜い気持にして、同じ御馳走でも甘く食べるやうに』とて意匠を凝らし、請負人鈴木氏が『幾ら金がかかっても食堂だけは設計者の意匠通りにおこります』と奮発して出来たものである。先生の胸像は火災の際に持出したが、台石は焼毀したので、再び新海竹太郎氏に託してチーク材で台を造り、此の氣持よい食堂に安置した。請負人鈴木氏は良く莊内館の性質を諒解し、柱や建具の材料

は仕様書以上の良品を使用したのみならず、中庭の泉水や食堂内周囲の装飾などを無償にて寄贈した。

監督住宅は四十七坪余の木造瓦葺平家建で、中に大小八室あり、構造頗る佳良で門内に空地あり、庭園また広くして樹木庭石も立派である。寄宿舎とは廊下を以て接続して往来を便にした。敷地の西南隅に奥美なる稻荷社があつたが、旧所有者が之を持去つたので、新に小祠を建てた。

斯様にして莊内館は、悽惨なる焼跡から、恰もフェニックスの如く更生した。そは位置に於て、規模に於て、また設備に於て、此種の学生寄宿舎として都下屈指のものとなつた。この再築復興が、各方面の同情と援助、わけても三矢・加藤・阿部三氏を初め直接関係者の献身的努力に負へることは言ふまでもない。復興の計画・資金の調達・土地の購入から、建築の設計・工事の進行・新築の落成に至るまで、其処には如何なる無理もなく、在るものは温情と忍耐と思慮と義徳と勤勉とである。而して斯くの如く世にも美しき一致協力を見るを得たのは、實に先生の徳である。

大正十五年即ち昭和元年は、明治二十九年初めて莊内館が本郷元町の長屋に呱々の声を挙げてから、正しく三十年に當る。當時三十二歳の先生は、今や六十二歳となつた。此間の先生の無私精進に対しては、何人も肅然として襟を正さざるを得ない。三十年を一貫して、其の徒ふ所の事に忠なるは、唯誠の人のみ之を能くする。在京者と在郷者とを問はず、莊内の心ある者は皆先生の誠に動かされたのである。それ故に如何なる無理算段もなくして莊内館は復興された。此の復興は先生を欣ばしめたに相違ない。それは宛も愛する子供が幼稚園から小学校・中学校と、次第に発育成長して遂に大学を卒業したのを見るが如き感懷であつたらう。

此の見事に成人した莊内館に於て、先生は依然として日中は鉄道省に出勤し、夜は來訪者の応対や、手紙書きや、館務の整理に忙殺されながら、零細なる時間を惜みて著書の原稿や、雑誌への論文の執筆を続けた。此頃は莊内館出身者の数が三百人に近く、其等の館友や郷里よりの上京者の訪問が夥しく、日曜日には二十人以上に及ぶことさへあ

つた。従つて書簡の往復も頻繁であつたが、さつさと之を処理して往く。先生の親友田倉孝雄氏は、莊内館に於ける先生の生活を『規律ある生活』と呼び、下の如く説明して居る——『例を以て言へば談話中に郵便が来る。館友若しくは莊内館關係者からの移転通知だとすると、直ちに帳簿に記入する。館友の通信だとすると、其の書類入れの中に挿入する。万事が秩序的に整頓されて居るから、あれは後刻整理しようの、明日片付けようのと言つて、それがするずする不整頓に終るのとは違ふ。事務を執ると、読書すると、著書をなすと、皆此の筆法であらうと想像する。要するに規律ある生活、換言すれば頭の中が整頓されて居る生活であると信する』これは極めて適切な觀察である。山積せる仕事を、他目には格別忙しさうにも見えず、静かに而も確實に処理して、常人の企て及ばぬ成果を挙げて居るのは、まさしく先生の頭の中が整頓されて於り、寸刻をも無駄にせぬ規律ある生活を続けたからに相違ない。

昭和五年の初夏、大阪の久島文吉氏から先生に宛てて、五拾円の郵便為替を封入した一通の書簡が来た。その内容は斯うである——先月突然久村清太君から電話で、大阪に来て居るが病人が出来たから診察してくれとのことで、久村君に会へるのが嬉しくて早速出かけた。然るに其後久村君から往診料として五十円送つて來た。自分は友人久村君からの依頼で往診したのだが、それにしては過分の謝礼である。自分は帝人重役久村清太殿を得るよりも、友人久村を失ふのが寂しいから、前記の一封を久村君に返却しようと思つたが、考へて見れば久村君はとても受取るまい。そこで之は莊内館に寄附するのが上策だと思ひ、茲に為替券を以て差上げることにした。よつて無名氏の寄附として此金を莊内館の維持費に御使用下されたいと云ふのである。書簡の末尾は『小生も久村君も、此金に關係は無之、此点御間違なき様御願申上候』と結んで居る。久島氏は莊内出身の医学博士であり、久村氏は元町旧館時代の莊内館生で、今の帝國人絹株式会社社長である。かやうな美しい風景は、先生を中心とせる莊内館に於て初めて見得るところであらう。

但し同じく昭和五年六月二十二日、先生の大切な相談相手であつた小松林蔵氏が、三回目の脳溢血で長逝したことは、痛く先生を哀しませた。小松氏は最も熱心なる莊内館の後援者であり、元町新館の建築の時の如き、自分の家を新築すると同様の心づかひであつた。大正十五年三月滝野川新館が竣工を告げた時には、莊内館百年後の改築資金に充てるために、金一千円を安田信託株式会社に百年据置の信託預金とした。先生は此の熱心なる協力者の長逝に遭ひて、片腕を失つたやうに感じたことであらう。同氏の追悼録は主として先生が編輯に当つたが、自分の著書の場合は体裁其他總て本屋ませで無頓着であつたのに、此度は表紙は、箱は、写真は、説明はと、一々自ら指図した。印刷屋が毎晩十時頃に校正を持って来るので、先生が仕事を整理して寄宿舎から住宅に引上げて来るのは、いつも十二時過ぎであつた。このやうな緊張した幾日かを経て、いよいよ完成した幾部かを或晚印刷屋が持参した。先生は其晩直ちに小松家に届けた。翌日の夕食の時、一家団欒の食卓で先生は『昨夜小松さんでは初から終まで皆読んだらうか』と言つたので、重子夫人は『あんなに晩くなつたのですもの何うしてすつかり読めるのですか』と笑つて答へた。すると先生は『さうだらうか』と言つて、傍の長火鉢に肘をついて、微笑を浮べながら、天井の一部をぼんやり見て居た。

莊内館は昭和六年を以て第三十五周年を迎へた。其の記念会は盛大に行はれた。而も最も深刻に莊内館関係者を感じ動せしめたのは、重子夫人の金一千円寄附であつた。その経緯については、重子夫人の『金一千円を贈呈するに就いて』と題する有難い文章を次に掲げねばならぬ。

『私は此度莊内館に一千円を贈呈するに致しました次第を一言申上げ度いと存じまして、貴重な余白を押借致しました。今更事新らしく申上げますのも如何かと存じますが、私は最初より莊内館監督の妻に相違ないので御座いますが事情の為に、働き盛りの二十代より四十五歳初老の年齢に達するまで二十余年間は、國元留守宅に別居の止むなき境

遇が続いて居りましたので、直接荘内館の為には寸毫も尽し得ぬので御座いました。然るに大正四年本郷元町に新館落成当時のことで御座いましたが、主人より突然に、自分は別に強ひてといふことでもないが、役員皆様よりの御すすめだから、郷里を引上げて上京せぬかとの報を得ました。あまりの思ひがけなさに、私の興奮は絶頂に達し、嬉しいのか悲しいのか只々両眼より涙がとめどなくはふり出でてどうしてもおさえ切れず堪へかねたので御座いました。心を鎮めて再三再四熟考を重ね、猶又平素よりの主人の態度について考へて見ましても、全く単身家庭を離れて、複雑極まりなき留守宅の出来事などは少しも知られず、一意専心に館務に尽瘁せられ、幸にも皆様の御援助により、格別の過失もなく、良い監督として認められて居ります処に、なまなか不束な家族が上京した為に、あたら監督に傷をつけるやうなことがあつては、以ての外の一大事で、又自分一人ならず四人の子までひきみて、何の功もないのに、只監督の家族といふだけで、皆様の御丹精に依り落成したる新住宅に住まはせられたとて、私の性分としては、其れだけすべてに氣兼ねをせねばならず、無邪気な子供を抱へて終始居候氣分に過ごさねばならぬのは、如何にも苦痛で堪へ兼ねることと思ひ、且又第一に主人が心から強ひるのでないことが、妻の身としてしみじみ心に響きましたからきつぱりと御断り申上げたので御座いました。

『然るに其の建築に最も尽力せられました市原卯之助様は、成るべく私共家族に不便のないやうにと、何から何まで細心の御注意を払はれて、炬燵の炉までも設計して下され、幾らか無理な事情があつたにしても、第一番目の居住者は、どうあつても佐藤監督の家族でなければならないとの、動かし難い御熱誠を籠められて御すすめ下さつたのを始めとし、故三矢重松様や其外の役員御一同の御意見も御同様にて、今となつては是程迄の御厚意を空しくする訳にも行かず、此上の御辞退は出来かねるから、至急に取り片付けて上京するようとの再度のたよりを受けました。其後も色々夫妻の間には、あれのこれのと数回手紙の往復を重ねました結果、よくよくの田舎者にて世間不馴れの私も、

よぎなく決心致しまして、大正五年一月一日郷里を出立、二日に着京、直ちに新館に迎へられまして、其日より親子六人が始めて同居することになつたので御座いました。

『其頃より私は、毎日々々何の功もないのに家賃なしの住宅に起臥するの心苦しさを、しみじみと味ひましたので、断然将来の家賃を蓄積するに如かずと、堅い堅い決心を致しましたが、さりとて私には少額の恩給の外、別に収入の道はなし、且主人よりは月々切詰めた生活費の一部分を渡されて、其ささやかな分度を守り、女中も使はずに台所でやりくりして居るのみで御座いましたから、五円十円と纏つた余裕は、逆も出来ないので御座いました。それで私は、家内中の何物によらず一々利用の方法を考へ、決して廃物を出さぬやうに、又天物を暴殄せぬやうに、大人の着物の膝がぬけたら短い着物に仕立直し、四ツ身が破れたら三ツ身にでも一ツ身にでも作りかへ、小切ならば縫ひ合せて物にするといふやうに、終始暇なく何かしら持へて置きまして、毎年郷里に墓参に帰ります時など持參致しますと土産物の補助品ともなり、其れを縫ひ手のない農家などに贈りますれば、すぐ役に立つと申して、其喜びは又格別なもので御座います。又御親しき御宅の御病人などを御見舞する時には、態々高価の品物を取りませず、一寸した手料理の一品を持参して御免していただき、又不時の御客様方に御飯を差上げます時でも、成るべく他より取りませず有合せの手料理で召上つていただきて居りますが、それが又隣の糧飯のたとへのやうに、却つて御喜びに預ることで御座いました。斯うして喜ばれた上に多少の矢費を省き得るので御座いますから、天物を無駄にせず、又時間を浪費せず手を動かすといふことは、誠に限りのない貴いことと存じまして、外に何一つ善事をなし得ぬ私には、せめては一意専心に万物を粗末にせぬやうにと、只其れだけを毎日の役目と致しまして、いささかづつの余裕を持へ、猶恩給には一切手をつけず、それを今の本郷一丁目本郷座通りの左角に、もと帝国貯蓄銀行といふのがありましたので、其処にだけは決して人を煩はさずに自分が参りまして預けて居つたので御座いましたが、或時などは何時もの如く少額

を持参して差出しましたら、今度は永楽銀行といふ普通の銀行になりましたから、十円未満はお預かり出来ませんと
はね返されたことも御座いましたが、どうやら都合して矢張り引続き其の銀行に預けて居りました。塵も積れば山
となるで、少しほまとまりも見えて参りましたが、不幸にして大正の大震災後間もなく高田商会破産のため、永楽銀
行も解散致し、ここに積年の辛抱も一朝にして水泡に帰してしまひ、真に残念で堪まりませんでしたが、自分以上に
猶悲惨な預主の多いのを思ひますと、諦らむるより外はなかつたので御座いました。

『斯うしたつまづきに遭ひましても、年来の希望を捨つるに忍びず、益々心を張り詰めて、相変らず貯蓄を続けて今
日に至りました。其の結果の金額は、全く永年家賃御免の監督住宅勝手許の隅っこに結晶した粒々辛苦の淨財で、今
更自分の使用に供しますにはあまりにも勿体なく思はれ、猶又私共母子が上京以来、指折り数ふれば已に十七年の長
き春秋をくり返して居りますので、今更夢のやうに思はれます。其の間長女を嫁がしめ、次男二男には嫁を迎へ（長
男は三歳の折死亡）、四男は現在帝国大学在学中で御座いまして、主人は最早古稀に近く、私もまた已に六十路の坂を
越え、いよいよ老境に入りましたので、近来は余儀なく女中を使つて居ますが、主人は終始一貫館務に没頭し、昭
和八年度末までには、十万円の基本金完成の義務を果さなければならぬと、寝食を忘れて居る日頃の苦心を思ひます
と、只今こそ永年の家賃を納めますのが最も適当の好時期かと考へまして、突然監督に申出でて、快諾を得ました訳
で御座います。若し之によつていささかなりとも本館の御用に立ちますれば、年来の望みも叶ひ、誠に此上もない満
足にて、これも全く神仏の御加護と皆様方の御力によることと、茲に改めて厚く御札を申上げます。どうぞ微衷を御
察し下さいませ。尚皆様の御援助を得まして、一日も早く十万円の基本金を完備したいものと、切望して止まない次
第であります』

先生は数年以前から後進に路を拓くためとて、辞意を鉄道省に洩らして居たが、此頃は後に述べる如く先生は鉄道省の至宝となつて居たので容易に聽許されなかつたが、昭和八年三月二十五日を以て漸く免官となつた。まことに円満な退職であるので、莊内館関係者は此年五月十九日に祝賀会を催した。任官祝賀会は普通であるが、退官祝賀会は多くはないであらう。また從来在京莊内人の会合と言へば、殆ど總て先生が司会者で、末席に坐して勞を執られるのが常であつた。此日のやうに主卓の中央に坐を占める先生を見出だすことは誠に珍しいことであり、主賓たる先生の顔にも自ら欣びの色が溢れて居た。七月十八日には鉄道同志会が先生のために慰労会を開き記念品を贈呈したが、是亦同志会としては先例なきことであつた。然も鉄道省は先生の懶々自適を許さず、七月十一日に地方鉄道軌道及自動車運送業の会計事務を嘱託した。日勤嘱託といふことであつたが、別に事務を執らなくとも宜しいとのことで、月水金の三曜日だけ出勤することにした。但し役所は先生の書齋の延長ともいうべき有様で、或は先生自身の研究をなし或は会社の人々に質問に答へるのが仕事であつた。

昭和九年には先生は七十歳となりて所謂古稀の齡を迎へ、重子夫人は六十六歳、夫婦共に無事息災があるので、此年十一月五日、赤坂幸楽で役員館友聯合の祝賀会を開きて先生夫婦を招待し、席上夫婦の立体写真像を贈呈した。出席者の中には、郷里莊内は言ふに及ばず、遠く満洲から來り会せる者もあつた。館友を代表して述べた三矢宮松氏の祝辭の中に、下の如き一節がある——「御存じの如く吾莊内より未だ一人の大将を出しません。陸海軍の大將さへないものであります。又実業界・学界にも多數有為の士を出しては居りますが、未だ必ずしも全國に誇るに足りませぬ。只一つ社会の土台になる所の人材の育成方面に於ては佐藤雄能先生の在るあり、是れ實に吾人莊内人が全日本に誇るに足るべきものと信するのであります。莊内には大臣も大將も大富豪もありませぬが吾等は佐藤雄能先生を有する。私はこれで立派に莊内は面目が立つと思ふのであります」富貴は浮べる雲の如く、大臣大將もやがて世に忘れられる

かも知れないが、先生の名は必ず不朽に伝はることであらう。否な先生は、其名をさへも欲せず、唯其の仕事の永く遺ることだけを欲するであらう。

昭和十二年十月、日本通運会社が創立された時、同会社の資本金の半額を鉄道省が持つことになつたので、鉄道当局は先生に向つて同会社の監事となるやうに交渉した。時の鉄道次官喜安健次郎氏の如きは、先生に対する並々ならぬ好意から、熱心に就任を懇意した。先生は予て操守する主義主張を述べて固辞したが、喜安次官が飽迄も希望するので、先生は情理を尽して漸く一日間の猶予を請ひ、翌日女婿泉崎三郎氏に、次官との問答記録並に承諾の場合の条件を示して意見を求めた。泉崎氏は、先生の態度は甚だ立派で、唯々尊敬を深くするだけであるが、斯様にしても尚ほ懇請される上は、応諾されるのが至当であらうと勧めたので、先生も遂に就任を承諾し、毎月一度宛出社することとなつた。其の問答記録並に条件手記は、現に佐藤家に保存されて居り、先生が如何に出處進退について自重したかを知らしめる。

既に述べたやうに先生の体質は決して頑丈でなく、小学校時代には屋敷の畠を耕して身体を練らねばならぬほどであつたが、青年時代以後は病氣らしい病氣にも罹らず、鉄道省勤務三十余年間、病氣欠勤や早引・遅参など皆無と言つてよい位であつた。それは先生の健全なる精神生活が、肉体の上に良好なる影響を齎したものに相違ない。さり乍ら寄る年波は争はず、古稀の齡を越してからは次第に健康が衰へ始めた。最初に健康を損じたのは昭和八年二月中旬に感冒に罹つた時で、此時は肺炎になりさうとの診断であつたが、幸に数日にして熱も下り、二週間後には全快して常態に復した。此年十月初旬に、再び同様の状態で病床に就いたので、此度は最初より看護婦を付けて専門の手当を尽したが、幸に経過は順調で、二十日目には床払ひをすることが出来た。

其後は引続き健康で、昭和九年は風邪一つ引かずに一年を送つた。翌十年五月には医師の意見にて健康の上にも健

康をとの用心から、湯ヶ原温泉に転地し、入湯一ヶ月にて六月帰京、更に七月より避暑かたぐ、監督住宅の離れ改築工事の済むまでと、約四ヶ月間水上温泉に転地し、工事完成後の十月中旬に帰京した。然るに此月二十三日に突如發熱し、また肺炎になる惧れあるといふので非常に警戒したが、此度も無事に回復した。翌十一年七月には例年の行事にて水上温泉に転地、一ヶ月余転地して九月上旬帰京、健康にて秋冬を過ごし、日出度く昭和十二年を迎へ、此年は全く無病で過ごした。但し此年十一月十日、竹馬の友斎藤九兵衛氏が長逝したことは、痛く先生を哀しました。

前にも述べた如く秋保親正・若松久米吉・斎藤九兵衛三氏は、先生の少年時代よりの朋友で、四人の友情は終始最も濃やかであり、交友二十五年の時には、四人の紋章を半分づつ重ね合せたものを内側に彫刻せる銀杯四対を作つて銀交式を挙げた仲であつた。而も此の四人は互に相異なれる性格の持主で、秋保氏は令弟親美氏が言つて居るやうに『蛇が棒を呑んだ様な男』と評された直情径行、狷介不羈の人であつた。若松氏は奇策縱横、磊落放縱の人で、例へば或時先生に向ひ、米沢で袴地を買つて郷里の重子夫人に送ると言つて、差当り必要がないといふ先生を強要して其の代金を持つて行つた。其後幾月経つても袴地を送つたといふこともなく、先生も忘れて居たが、数年後に何かの話の折に想ひ出し、先年の袴地は何うしたかと訊ねると、若松氏は壁にかけてある数年使用した袴を指して、袴はあれだが要るなら持つて行つても宜いと平氣で答へた。斎藤氏は青年の頃に漢の高祖を以て任じて居たといふから、其の人柄が略々想像されるであらう。先生が在郷時代に、東京の若松氏から斎藤氏に向つて、金三十円借用したい、且今度の暑中休暇には必ず返すからと頼んで來た。何うして返すかと言へば、休暇に帰省した時に百円借用、其のうち三十円だけは間違なく返すといふのである。先生は斎藤氏から其話を聞き、それならば相違なく返せる方法だと笑つた。斎藤氏は、馬鹿なことを言ふ男だと言つて居たが、それでも其の三十円を送つてやつた。先生は『若松久米吉氏の事』の中に、下のやうに述べて居る——『私は曾て考へた、若し死ななければならぬ事があつたら、第一に早く死

ぬのは秋保氏であらう。同氏は元氣で思ひ切りがよかつたからである。其の次には私が死ぬであらうと思つた。若松氏は屁理窟屋であるから、あれこれと理窟を並べて死に後れるであらう。斎九氏は鈍重で、待て待てと云ふことを特長として居つたので、最後に残るであらうと思つた。然るに秋保氏は大正六年二月二十八日に五十八歳で死し、其の次は若松氏で六十一歳、其の次は斎九氏で昭和十二年十一月に七十三歳で死し、今は私一人となつた。私共が諸氏と祖父の前に談論して居つた頃、祖父は「憶昔行」と題した長い詩を作つたので、我々は之を愛誦した。其の中に「親朋交友同携手、瓊筵花月相追随、……早晚朋友逝不返、勝地高興与誰題詩、人事回環幽明隔、須臾各為泉路客、孤存弊々亦蕭々、相思如夢空陳跡」といふ句があつたが、今は自分の身の上となり、真に感慨無量に堪へないのである」さて昭和十三年には、例年の如く八月三日水上温泉に転地した。上に引用せる『若松久米吉氏の事』は、實に此の入湯中の執筆にかかるものである。然るに此月二十三日に、突如發熱して体温三十八度三分に上り、先生自身は左まで苦痛を感じぬ様子であつたが、二十八日朝見舞のために水上に出向いた重子夫人は、先生の呼吸の唯ならぬに気付き、先生に勧めて三十日に帰京した。本間英史・小柴健治郎両博士の診断の結果、病氣は左上方肋膜炎と決定、相当の重症であつた。然るに其後の経過は意外に良好で、年末ごろには身まはりの自由もきき、昭和十四年元旦の雑煮を家族と共にいただくやうになつたので、一同愁眉を開いた。三月に入りては病床を離れ、下旬には莊内館の理事監督会に出席して、その司会に当る程度に達した。然るに四月下旬に至り、旧病に加ふる腹膜炎の発症を見、然もそれが急激に且高度に來たので、腹は太鼓の如く張り切り、滲出液も何千瓦といふほど溜つたが、是亦奇蹟的に漸次回復に向ひ、無事に夏を過ごして秋涼に向へば、或は快癒するかと期待したが、宿病相重なつて衰弱の加はるを如何ともする能はず、十月三十日午前三時二十分腸出血を起し、同五時三十分遂に永眠した。叙上の如き重症に在り乍ら、肋膜炎の全経過、腹膜炎の全経過に於て、睡眠も食事も常に佳良、意識は明晰、加ふるに未だ曾て一回も苦痛苦悶を訴ふ

ることなく、臨終は極めて安らかに又神々しかつた。享年七十五である。

六 二十年間の夫婦別居生活

莊内館創立当時から、先生は家族を郷里に残して、大正五年までの二十年間を単独で生活した。それ故に先生夫婦は、青春時代の過半を別居生活で過ごした。昭和八年の執筆にかかる『我が家』と題する先生自身の手記には、此間の事情を左の如く述べて居る——

『養母は死に至る迄、佐藤家を振興せんと一意に考へて居られた。重子も亡母の遺志を継ぎ、家を守り且振興せんとの念慮が、實に強かつたと思ふ。私は養母の遺志を継がうとする重子の意思を尊重し、自己の不便を忍び、彼の行動を束縛せざるやうに努めた。家族共棲は人倫の道で、又人情の当然とする所である。然るに私は上記の趣旨に依り、家族を郷里に残し、二十年間夫婦別居の生活を為した。尤も上京当時は収入が少く、家族を養ふことが出来なかつたが、数年之後には何とかすることの出来るやうになつた。併し私は、妻子を東京に招く時は、山添の家は支離滅裂に帰するは明かで、養母の遺志を空しくすることになる。故に私は重子の意思も其処に在るものと信じ、且事實彼が居なければ山添の方は何うにもならぬと思ひ、自分の不便を我慢して居つたものである。私の親族友人は、或は其の事情を知らないで、重子が我慢で東京に行かぬと思つた者もあるかも知れぬ。家族を東京に招けば、私は寄宿舎内に学生と寝食を共にすることを得ぬことになる。併し莊内館の関係者も、家族は郷里に置いて私に単身寄宿舎に居れとは言はぬと思ふ。故に彼に上京の意思あると知らば、私は家族を招いたかも知れぬ。大正三年に元町新館を建築するに當り、家族の住居を造られた。其時は養父は既に死去し、留守宅を他に委託すれば、家族は上京し得る状態に在つたが、重子は尚ほ家を擧げて上京するか如何かと思つた。併し役員諸氏の勧告もあり、先づ何年間にても上京して見よ

と云ふ意味で上京を促した。重子は喜んで上京した。之が大正四年一月二日で、私が莊内館設立の為に上京してから正に二十年に為り、家族六人一緒に暮らすことに為つたのである。大正十一年の大震火災に家財は全部焼失したけれど、家族は幸に一同無事で、家財も知人其他の御蔭で次第に回復することを得、寄宿舎を現在の滝野川中里に新築する前に、今の監督住宅に移転した。顧れば二十年間夫婦別居をして、共に苦痛を忍んだけれど、之が為に山添の方では家政を整理し多少の財産を維持することを得、又養父の終りを完くせしむるを得、子供も地方で育つた為に今日の健康を得て居るのかも知れぬ。東京の方でも私が単身寄宿生と寝食を共にしたので、寄宿舎創業の際に大いに基礎を鞏固にすることを得たと思ふ。さすれば養母の遺志に副はんとして、二十年間夫婦別居をしたことは、決して無意義でなかつたと思ふ』

莊内館創立のために無理に先生を上京せしめた策謀者が若松久米吉氏であることは既に述べた通りであるが、大正十三年同氏長逝するや、先生は『莊内館の創立と若松久米吉君』と題する一篇を草して、之を第二十八回莊内館報告に載せた。郷里より某氏が訪問した時、談偶々莊内館創立当時に及んだので、先生は右の一篇を読んで聞かせた。其時に重子夫人も座に在つたが、先生が之を読み終ると、さも懐旧の情に堪へぬものの如く、縷々として当時のことを語り出した。某氏は斯様な事は館友諸氏で知る人はあるまい、莊内館の今日ある裏面には、斯ういうことがあると云ふことを知らしめる必要がある、必ず之を書留めて置いて貰ひたいと懇請した。先生は『実は其談の中には、私も初めて聞いたと思ふこともある、真につまらぬ一家の内事であるけれど、某氏の勧告もだし難く、即ち筆を執つて見た』と前書して、第二十九回莊内館報告に『佐藤重子の懐旧談』と題する左の一篇を載せた。

『今読まれました記事の中に、主人の出京につき快く父の承諾を得たとあります、事実父は大いに不満であったのです。五十嵐氏をして説かしむるなどあるのを見ましても、其間に事情があつたことが判るやうです。主人

が山形師範を卒業後、地方で小学校の教員をして居つてくれたならば、其の当時には衣食に窮するやうなことはなからうと思はれました。それで父はさうすることを望んで居つたのであります。然るに主人は、是非もう一ど勉強せねばならぬとて上京しました。其後学校を卒業して、一度日本郵船会社に就職されましたけれど、思ふやうに行かないので、一と先づ帰郷すると申されました。父は初め主人の上京に不同意を唱へましたけれど、思ふやうに行かないまでもやつたら宜からうという意見であります。父は主人の帰郷することを内心面白く思つて居りませんでした。それを又今度出るといふことであるから、能く諒解を得ねばならぬ訳です。私は父の云ふことも無理はないと思ひました。併し御友達の方々が御相談の上、御本人も御承知に為つたことで、遂に出らることになりました。其の出発が真に急なので、何も支度することが出来ませんでした。羽織は結婚の時に宅より差上げたのが、柔いものの一張羅で、それにスガ綿の裏は甲斐綿をつけてあつたか知れませんが、あとは薄黒いやうな夏羽織と、袴は本綿物が一着、着物は手縫の持合せ物だけ持つて行かれました。其後主人は、洋服などを造るのに、大部困られたといふことを聞いて居ります。

『翌年の夏に、初めて帰郷せられました時には、實に驚きました。身体は瘠せ衰へられ、容貌はふけられ、僅か一年の間に見違へるやうになられましたので、私は覚えず涙が出ました。荘内館の經營に何んなに心労せられましたものか、何んな物を召上つて居らるるのか、こんなことで長く続かれるであらうかと案ぜられました。之は私のみでなく三浦の妹も、加藤広記さんもさう申して居りました。併し其の翌年よりは、格別の変りもありませんでした。私共は何時まで留守をして居れば宜いのか、又何時になれば何うなるといふことが、全く判りません。されど主人の為し居ることは、御歴々の御友達と御相談の上に為されたことで、又郷里の為とか國家の為とかいふ結構なことであれば、御止めなさいとは申されません。それで一年一年と過ごした訳であります。私の父は喜怒を顔に表はすといふことは

殆ど無い人でありましたが、主人の初めて帰郷されました時には、何んなに嬉しく思つたものか、其晩に主人と並んで食膳に就かれました時の嬉しさうな様子は、今尚ほ目に残つて居ります。

『主人が荘内館を始めようと家を出ましたのは、長女かうの二歳の時であります。子供の小さい時は、留守をして居つても左程に辛いと思ひませんでしたが、娘が段々成長して物心がつくやうになりますと、情的のものと申しますが、父を慕ひますこと一通りでありませんので、時々胸を裂かるやうな思ひをしました。豌豆の盛りの時に、家族が一同其汁を食べながらおいしいと申したら、娘はお父さんと一緒に食べたらもつとおいしからうと申します。彼は父に離れて居ることを如何に心細く思つたものか、小さい時より自分は軍人の御嫁さんにはならぬと申しました。それは留守をさせられるのが厭やだからと言ふのでありました。

『其頃は家計も大分苦しかつたので、私も村の小学校に勤めることに致しました。乳呑児を有つて奉職するといふことは、真に辛いものであります。子守が子供をおんぶして学校に参ります。それに人目に立たぬやうに小使室で乳を呑ましてやります。宅に帰れば何んなに疲れて居つても、又熱くても寒くとも、帯も解かずに先づ乳をやらねばなりません。毎朝子供を宅に残して出ますのに、子供の丈夫な時は宜いですが、病氣の時などに捨て置いて出るのは、真に腸のちぎれるやうな思ひをしました。せめて日曜日だけでもゆつくり子供の側に居りたいと思ひましたけれど、鶴岡に主人の親戚が沢山あります。私の氣質として、主人が不在だから誰も来てくれぬとは思はれたくないのであります。鶴岡は宅より一里余あります。鶴岡に出ますれば色々用事があつて、なかなか早く帰れません。時々子供は自分をも連れて行つてくれと申すこともありましたけれど、連れて行く訳には参りません。大急ぎに駆け廻つても、帰りは何時も遅くなりました。

『暑中休暇で主人の帰りました時の子供の喜びは、申し様ありませんでした。それでも毎年荘内館の基本金募集で、

内に居らることは殆どありません。子供は朝早く起きてお父様と御話をしようと思へば、早朝よりの来客で、そのうち車が迎ひに来て出て行かれます。夜は眠いのを我慢して御帰りを待つて居りますが、とうとう堪へ兼ねて寝てしまひます。私より御帰りが遅くなるから寝よと言はるのが怨めしかつたと、後々まで申して居りました。娘は主人の帰郷の時に先づ第一に、お父様今年は酒田に行かれますかと尋ねます。之はたまたま帰郷されたのに、基本金募集のために鮑海郡に行けば、其の当時は鉄道もありませんし、一週間位は帰らないからであります。行くと言はるれば落胆し、行かぬと言はるれば大いに喜んで居りました。併し其頃は、何年か続けて基本金募集に廻られましたので、帰郷せられても殆ど宅に居らることが少なかつたやうであります。

『私は初め父の指図で家事をやつて居ましたが、其後会計全部を引受けたやらせらることに為りました。主人は薄給の内より必要額を送つてくれます。送る方も辛らかつたと思ひますが、受くる方も並大抵のことではありませんでした。主人は小さい帳面に、毎月の支払必要額を書いてくれられました。何月には無尽の掛金が幾何、借金の利子が幾何、税金が幾何といふことを書いてあります。其の当時は、何うして其月を凌がうと、一日も其の帳面を見ぬことがありませんでした。其後送金も殖え、無尽の結了したものもあり、多少の貯金も出来ましたので、足らぬ時は郵便局から引出せば宜いと思へば、大いに氣丈夫になりました。主人は学校の方を止めたら宜からうと申してくれましたが、其頃は子供も大部大きくなり、且折角今迄勤めたものだから、自分の勝手に任して戴きたいと願ひまして、恩給を受け得るまで勤めました。

『大正二年頃、私は一寸東京に参りました。其時主人は寄宿舎新築の計画を立て、図面を書いて居られましたが、監督室を現在同様十畳とし、それに六畳の控室を作れば、自分の監督をして居る間は沢山だ、そして下に事務員夫婦の居る二室位を設けるなど語られました。又他から到来せられました器物など、こちらに置く必要がないからとて小包

で郷里に送られ、又私の帰郷する折にも持ち帰らせられた物もあります。私は老父は居り、家事一切を処理して居りますので、容易に家を離ることが出来ません。且主人の心も略々判りましたから、自分はかういふ運命に生れた者と思ひ、家は毀れたけれど改築する資力もありませんから、せめては住心地の好いやうにしたいと思ひまして、所々修繕などをし、子供は追々成長すれば外に出るだらうが、自分は一生田舎で留守をして暮らすことに決心し、時々親しき友達とでも往来して、せめてもの心やりをしようと考えました。

『然るに大正四年に新しい寄宿舎が出来、其中に監督家族の住む所を作られ、役員の方々は貴君の御家族に住んで戴かうと思つて作ったのである、兎に角一年でも二年でも宜いから、第一回には貴君の御家族に住んで戴かなければならぬと言はれたから、早速上京せよと申越されました。其の当時は父も亡くなりまして、私も上京されぬことはないのあります。併し私は是迄主人を助けて寄宿舎の為に尽力して居つたならば、新築出来たる上に大きな顔をして住むことも出来ませうが、是迄只留守をして居つた許りで、何も尽したこと�이ありません。立派な住居が出来たからと言はれても、そんならと云つて行く気にはなれません。又子供も、宅ならば何んに大きな声を出しても、又騒ぎ廻つても、誰にも憚る所ありませんが、寄宿舎の一部では大いに氣兼ねをして小さく為つて居らねばなりますまい。それには迄何事もなく二十年間も勤めて居られた監督に傷をつけてはならぬと考へ、余り取急いで上京の支度をする気になれませんでした。そのうち監督住宅に秋保親久さんが御喜びで御出でになるから結構なことと思ひ、私の上京を見合せようと申初めの御話と違ふやうである、秋保さんが御喜びで御出でになることを聞きましたので、それではしました。其後秋保さんは他に御移りになり、愈々上京せねばならぬことになりました。同年の暮に主人が迎ひに来てくれましたので、大正五年一月一日に郷里を立ち、二日に東京に着きました。それで明治二十九年より丁度二十年目に、家族一同一緒に暮らすことになりましたのです。月日の立つのは早いもので其後今日迄又十年になりました。

実はこんな御話は、一生口に出さない積りで居りましたが、年をとつて気が弱くなつたと申しませうか、意地がなくなつたと申しませうか、時々口に出るやうになりまして、御恥かしいことあります。』

斯様にして先生は三十二歳から五十二歳まで、重子夫人は二十七歳から四十七歳までの二十年間を、佐藤家のために、また荘内館のために、夫婦別居の生活を忍ばれたのである。まことに偉大なる犠牲である。然も先生自身は淡々たること水の如く、不便を不便とも思はぬ気に、實に明朗にして簡易なる生活を送つて居た。身の廻りのことは荘内館の女中が受持つて居たが、毛頭手間のかからぬ主人であつた。衣類は郷里から送つて来る。悪くなれば送り返して洗濯又は修理をして貰ふ。洋服は自ら造らせたが、和服は一度も自ら買つたことも造つたこともない。食事は食堂で館生と一緒に同一のものを食ひ、然も館生と同様の食費まで支払つて居た。監督から食費を徴収するのは不当だといふので、評議員会で問題になつたけれど、当時は基本金が僅少で、監督の食費を支弁する途がないといふことで其保になつた。

荘内館創立時代の先生は、薄給であつた上に、郷里に送金せねばならなかつたので、会計は極めて苦しかつた。それで五十嵐九兵衛氏は、先生が毎月送金するのは容易であるまいから、通帳でも作つて毎月留守宅で必要なる金額を渡し、追つて先生が都合のつくやうになつてから返却すれば宜いと言つたけれど、先生は其の好意を受けなかつた。また斎藤九兵衛氏も、先生の家計のために毎月十五円宛補助しようと言つた。秋保氏がそれでは斎藤氏にばかり迷惑をかけて氣の毒であると言つたので、斎藤氏は秋保氏に向ひ『荘内館は吾々一同でやらうとてやり出したことではないか。身体の都合のつく人は身体で尽し、金錢の都合のつく人は金錢で尽し、皆で出来るだけの事をしなければならぬ。今自分は諸君より少し金錢の都合がつくるので、一ヶ月十五円位出しても格別のことはない。佐藤君が家族と離れて、单身館のために恩して居られるのを氣の毒と思はぬか』と言つたので、秋保氏も答弁に困つた。併し先生は、斎

藤氏の好意は感謝するけれど、補助金は断然受けられぬと言つて之を断つた。其頃は先生も随分苦しかつたに相違ないが、郷里の重子夫人も一層苦しかつたことは、前掲の懐旧談によつて知られる。

先生は苦しい中から荘内館に食費まで払つて居た上に、館用の通信費・集会費などまで自費で支弁し、出張費用までも自弁であつた。そして家族が監督住宅に住むやうになつてから、重子夫人は粒々辛苦の貯金を家賃代りとして荘内館に寄贈して居る。何処に此様な寄宿舎の監督夫婦が居るであらうか。仕事もせぬ前から勘定書を出す人間の多い世の中に、立派な仕事をして賃銀を受けようとせぬのである。但し此の賃銀は必ず天上に積み貯へられて居るであろう。

七 荘内館に於ける薰化

荘内館は往昔の学塾の如く、学生が一人の師を中心として集まり、その学説を聴聞し、その思想に共鳴し、その薰陶の下に人格を修養して往く道場ではない。そは能力も志望も多様なる学生が、就学の便宜のために宿泊して、それぞの学校に通ふ寄宿舎である。斯くの如き寄宿舎の経営指導は、打見たるところは容易なるが如くにして、実は極めて困難であり、動々もすれば創立の趣旨に副はぬ單なる合宿所となり勝ちである。荘内館が創立以来入舎せる学生四百人以上を数へ、其等の総ての館友が長く荘内館を魂の故郷として、他には見られぬ濃やかな愛着を抱いて居るのは、實に館の経営者・指導者として先生を得たからである。

先生は荘内館の『監督』であり、先生もまた常に先生を監督と呼んで居た。此の名称は、荘内館に關係なき第三者の耳には、甚だ殺風景に響くかも知れないが、先生の場合に於ては、此の無味乾燥なる呼称に特別なる雰囲気が漂ひ、館生は此外に先生の呼びやうがないやうに思つた。但し近所の人々は、何時の間にやら先生を敬慕するやうになり、

元町では元町の佐藤先生、中里では中里の佐藤先生、水上温泉に往けば水上の佐藤先生で、何処でも『先生』と呼ばれて居た。先生の主治医小柴博士は、話したこともない中里の荘内館の近所の人達から、『佐藤先生が御病気ださうですが如何ですか』『佐藤先生が逝くなられたさうで』とか言葉を掛けられて、驚いたと言つて居る。

さて荘内館の館友が荘内館に対して強き愛着を感じるのは、監督が荘内館を我家として住み、館生を家族として取扱つたからであると思ふ。監督は家長として館生に臨み、父親が其子に対する同様に、無私公平に館生を愛した。それ故に長く在館した者は、誰でも自分が一番監督に可愛がれたと思って居る。先生は教師としてに非ず、父親として館生を導いたのである。筆者は明治四十年から同四十四年まで、足掛五年に亘りて元町旧館の館生であつたが、其間唯だの一度も道学者めいた教訓を受けたことがない。先生の話は、常に一見平凡な、但し実行は決して容易でない生活上の心懸け、人生の種々なる局面に於ける自身の経験、同郷の先輩又は先生の知人の言行などであり、英雄豪傑の功業などに就ては殆ど何事も語らなかつた。

晩年先生は荘内館四十年を回想して、元町旧館時代が『荘内館の生活として最も面白き時代』であつたと述懐して居る。其頃の荘内館生活を髣髴させるために、当時の館生、今は帝国人絹株式会社社長久村清太氏の筆による『監督室の記』と題する一文を、荘内館第十一回報告から抄録する。

『不完全なる建物に包まれながらも、監督室の装飾のみは、流石に光彩を放つて居る。重い入口の板戸を開くと、正面に新調の机を前に、長火鉢を横にして、綿服に黒紋付の羽織を着、鼠色の兵兎滑をしめて、佐藤監督が端坐して居る、室の壁上には沢山の額があつて、多くは館友や本館関係者の写真である。左手に当つて異彩を放つて居る大きな額は、忠孝の二字を記し、上村中将が特に本館のために揮毫せられたるもの。床の間には林外相の揮毫にかかる漢詩の一軸、其前には新しい花瓶に季節の花を活けてある。活花は館の婆やの丹精で、何流か知らんが枝振りが大いに振

つて居る。来客は長火鉢を隔てて色あせたる座蒲団に坐ると、監督は茶を入れて、火鉢の抽出より所謂監督のパンを硝子の小皿に掲み出して供するを常とする。監督のパンは余り高尚なものでない。到來物があることを知ると、館生がゆすりに出掛けける。九重がありと知れば、一人が山吹の話をすると、一人は七重八重などと言ふ。監督は悟りが早いので、此の策略は必ず成功する。策略の巧妙の度を論すれば「鼠」の術に若くものはない。昼間は大抵監督が不在があるので、此室は時としては鼠の世界に変る。茶筒の茶、抽出のパン、押入の菓子折など、毎日のやうに姿を隠す。何れも仁木彈正の子孫で、勿論唯の鼠でない。鼠の中にも大鼠と云ふ種類である。三号室あたりの角帽の館生などは大鼠の隊長で、昼は密柑を盗み、夜は其残りをゆすりに出掛けける。鼠の正体が見あらはされると、色々の申開きが出てくる。或館友は、熨斗梅の折詰を開いて置いて、「認印が紛失したので折詰の中を探して見た」と弁解した』

先生は鉄道省に勤務して居たので、毎朝定時に出勤する。朝飯は館生と一緒に食堂で喰べるのであるが、歯が悪くて香の物を食べることが出来ないので、婆やが蟹味噌を造つて置く。先生と一緒に食卓に就けば、先生は必ず『蟹味噌を取りなさい』と言ふ。それで館生は蟹味噌を喰べるために、先生の食卓に就くころを見計らつて食堂に出た。夕刻先生が役所から帰るまでに、館生はよく監督室に忍び込んで、到来の菓子や果物を失敬した。久村氏の所謂鼠である。然も先生は大小の鼠共に対して極めて寛容であった。それは前にも述べたやうに館生を家族と考へて居たからである。此頃はまた鉄道省からの地方出張が極めて頻繁であり、大正四年度には前後實に二百十九日、同六年には百五十六日に及んだ。出張先から常に土産物があつて、館生は居ながらにして諸国の名物に舌鼓をうつことが出来た。

館生は先生が東京に居る時は、毎晩のやうに監督室に行つて様々な話を聞くのを楽しみにした。更まつて教へを乞ひに行くのでなく、父親の前に甘えに行くのである。館の事務やら、手紙の往復やら、専門の会計学の研究やらで、

実は寸陰をも惜む生活であつたけれど、先生は厭やな顔一つ見せず、欣んで話相手になり、館生は遠慮なく邪魔をして居た。他日館生が社会に出て、自分が多忙の身になつてから、当時を回顧して初めて先生の貴重な時間を潰したこととを相済まないと思ふのである。それほど先生は常に靄然として居た。

また先生は態度や言行に毛ほどの修飾がなかつた。挨拶も対話も凡て率直単純で、人に対しても上下の隔てがなかつた。夜、先生が勉強に疲れたころ、監督室を訪れる館生があれば、先づ一ト休みといふ風に、机を背によりかかり、手を左右に伸べ、脚を脇息の上にあげ、最も合理的な休息の姿態で、微笑を含みながら相手になる。夏などは時々股間の一物が、緩い褲の間から覗見することがあつても、先生は左様なことには更に気が付かず、眞面目で然も飄逸な調子で愉快に話をして居た。夜の十時過ぎには、廊下を小刻みな足取りで、いつもポンポンと腹鼓を打ちながら館内を見廻り、館生の勉強振りなどを見て歩いた。此の両手で腹を叩く音が、太鼓か鼓のやうな見事な音がしたので、館生は感心したり可笑しがつたりして居た。時々は蜜柑箱か菓子箱を抱へ、学生室の戸を開けて『勉強して居るのう』と慈愛に満ちた声をかけ、箱の中から蜜柑なり菓子なりを与へて行く。電燈を点け放しで寝転んで居る学生には『寝て居るから上げられんのう』と言つて、戸を閉めて行つてしまう。電燈はメートル式であるから、眠れば消すことになつて居たのであるが、『起きて勉強しろ』と叱らずに、蜜柑を上げられないと言つて、さつさと行つてしまふところに、先生の面目が躍如として居る。斯うして学生は仮寝の時にも電燈を消すことを忘れぬやうになる。

斯様に先生の態度や生活は、表面は平凡にして他奇なきものであつたから、初めて入館する学生の多くは、非凡なる先生の本質を摑むことが出来なかつた。館友の一人（三矢正城氏）は下の如く言つて居る——『当時の私は、教育家・薫育者と言へば、端坐訓戒を是れ事とする者と考へて居たのであるが、先生の館生に対する御様子を拝見して居ると、館費の急納でもしない限りは、殆ど日常につき御干渉にならぬやうに御見受けしたので、天下の先生を以て

育英の偉人となす所以は何處ぞやと思つたものである』時を経るに従つて、桃李物言はねども下自ら徑を成すが如く、先生の眞面目が自然に露れて来る。同じ館友が下の如く書き続ける——『在館一年位経つて十年以上も違ふ先輩館友とも、段々御近づきを願ふやうになり、その方々の先生に接せられるところなどを私かに拝見して居るうちに、段々と私にも古語に所謂君子は響の如ことは、先生のやうな方を指すのであらうと思ふやうになつた。先生こそ大きく叩けば大きく響き、小さく叩けば小さく響く方であり、この門にこそ骨々たる似而非君子は輩出せずして、不器の逸材が光芒を顯はすのであらうと、深く感ずるやうになつた。更に一年を経過し、追々卒業も近づくにつれ、館生中の古参の部ともなり、先生の御言動に接する機会も自然頻繁となるに及び、慈顔温容の先生が事理・人物の判断には頗る峻厳であり、過貶もない代りに過褒もなく、況んや他言に乗せられるなどのことは微塵もなく、剛毅な意志力を以て自家の信条を卓然把持して居られることが判つて來た』

他の一人の館友（白旗信氏）は、莊内館を出てから初めて先生に対する敬慕の念が湧いて來たことを、下の如く物語る——『学生生活を了へ、自分なりに自分の世界を創り始めた當時、日常の私生活から、ひいては仕事の生活からも、何としても消し難い或る影、切り離し難い或る印象が、心に深く刻印されて居るのに気づいた。この影は時により私を激しく叱責し訓戒し、時には鼓舞し奨励してくれる。この私自身の中に住む影に気づいたのは、学校を出て二年目ぐらゐであつたらうか。影は勿論監督佐藤先生である。これに気が付いた時、私は驚きもし喜びもした。学生として直接監督の膝下に在つた当時は、眞実のところ監督は私の中に影を宿さなかつた。否、自分の中に生きて居られたにせよ、自らはそれを意識し得なかつた。当時監督は、学生などの私には、到底及びもつかない別世界の存在だつた。日夕監督の生活態度を目の前にしながら、心のうちでは人種が違ふんだと独りぎめにし、又同感せる悪友もあった。却つて逆のゆき方を求めたことすらあつた。若し卒業後東京の地を去り、監督の膝下を離れて居たとすれば、恐らく

私の監督に対する結びつきは、現在と違つて居たかも知れない。学校を了へた。委員として館の仕事を手伝へと言はれた。爾来今日まで及んで居る。私の卒業後監督が遂に亡くなられるまでに十余年、これに館生としての三ヶ年を加へれば決して短くはない。私が導きの星たることに気づいてからでも短くはない。監督はよく御自分の仕事をことを研究を纏められるまでの精進の跡を、ひとつとのやうに淡々と、相手かまはず話された。専門が違ふことでもあり、学生時代には勿論無関心で聴き流した。しかし卒業後間もなく、私は一日監督に「近頃になつてやつと少し監督さんの偉さがわかつて來た」旨を白状したことがある。「何で?」「第一、自分で何か纏まつた仕事をしようとする、監督さんの不斷の努力・時間の活用法などが、何よりの手本だと思ひます」「色々仕事があるんだから斯うするより仕方がない」と、仕方がないで片づけられた。それ以上決して尤もらしい理窟をつけられない。私は怠け癖がついたり、仕事の能率が上がらない時には、よく荘内館に出かけた。監督の顔を見、同じ話でもかまはず何か話を聞いて戻ると、不思議に調子が出る。いつか正直に「此處に伺ふと何いうものかはりが出来ます」と言つたことがある。「ほほう、薬代でも貰ひませうかのう」と言ふ御返事。やはり押付けがましい理窟はつけられなかつた』

先生も人間である以上、人物に好き嫌ひはあつたらうと思ふが、館生に対する些かも好悪の情を示さず、文字通り一視同仁であつた。但し其の疊りなき心には、人物の醜醜善惡が、はつきりと映つて居た。然も其人の短所を責め立てるこさせず、些かでも長所があれば之を長養して、その美点を發揮させるやうに努めた。晩年に『昔から私に心配をかけた人が、それぞれ善い処があると見えて、皆偉くなつて居る』と述懐されて居た。此の青年を思ふ温かき誠意が、いつとはなく館生の人々の心の底に滲みわたるのである。斯様な愛情を以て居る上に、先生の公私の生活が、館生に取りて無上の教訓であつた。役所の仕事でも荘内館の仕事でも、先生は忠実を以て終始し、如何なる些事をも忽諸にしなかつた。また名を求める利を求める云ふ氣持が微塵もなく、斯うして置けば人のため、世のため

になるといふ考へで、役所のために尽し、莊内館のために尽し、著作にも努めた。總て此等の事どもが、先生をして莊内館の無比の監督たらしめ、期せずして青年の無上の教育者たらしめたのである。

第三章 官吏及び学者としての先生

一 官吏としての経歴

佐藤雄能先生は、莊内館監督として郷里出身の学生指導の任に当ると同時に、官吏としての生活を送つた。前述の如く先生は明治二十九年十月莊内館創立のために上京し、同年十一月同郷の先輩犬塚勝太郎氏の紹介によつて東京鉱山監督署に入り、同年十二月農商務省特許局に転じたが、明治三十二年八月四日、同じく犬塚勝太郎氏の推薦によつて通信属に任せられ、同省鉄道局に勤務することとなつた。当時犬塚氏は鉄道局長を勤めて居た。此の通信省鉄道局が、後に独立して鉄道厅となり、次で鉄道院となり、更に鉄道省となつたのであるが、先生は昭和八年六十九歳の高齢を以て退官するまで、前後三十四年の長年月を鉄道関係に終始し、此間實に二十九人の总裁・大臣に仕へて居る。いまその経歴を略叙すれば、明治三十九年鉄道国有準備局属兼通信属に仕官、同四十一年鉄道厅書記に任せられて総務部庶務課に勤務、大正八年鉄道院参事補に任せられて監督局業務課に勤務、大正十三年鉄道省功績章を授与せられ、昭和二年勳五等に叙せられ、同六年高等官三等に陞叙、同八年三月二十五日退官、同年四月七日正五位に叙せられた。

官吏としての先生の経歴は極めて平凡であり、また其の昇進も甚だ遅々たるものであつた。然も其の職務に対する

無比の忠実、鉄道会計に関する豊富なる経験と該博なる知識、及び其の公平無私なる人格が、何時とはなしに、役所に於ける上下の信頼と尊敬とを博し、遂に鉄道省の至宝と呼ばれるに至つた。鉄道次官たりし喜安健次郎氏は、先生の追悼録に寄せたる『佐藤君の思ひ出』と題する一文の中に、下の如く述べて居る——『私が監察官の時である。業務課長の石田義太郎君が、多少狼狽氣味で来室して、佐藤君が辞職したいと言うて困るから、留めてくれぬかとの話であつた。佐藤君に会うて慰留したところが、私の面目も立つたのであつた。ところが其後間もなく私が監督局長になつた。先手を打つた積りで、佐藤君に辟職などと言はぬやうにと話したら、実は左様なことを言はれはしないかと心配して居たのだが、あなたに先手を打たれて困りましたとて、苦笑して居られた。両三年して、佐藤君は遂に宿願を達して退官されたのであるが、如何に役所の都合とは言ひながら、佐藤君を酷使したやうに思ひ、本人は勿論遺族の方々に対して申訳ない心持がするのである』地位から言へば一事務官に過ぎぬ先生が、鉄道省にとりて夫れほど大切な存在となつて居たのである。

さて先生任官当時の鉄道局は、京橋区木挽町の旧遞信大臣官邸で、純然たる日本造りの建物に、椅子・卓子を並べたものであつた。局は三課に分れ、庶務課長は藤田虎力氏、設計課及び営業課は、勅任技師野村竜太郎氏が課長心得であつた。先生は営業課の主記掛といふものであつたが、課長及び技師を除けば、課員全体で八名といふ小規模のものであつた。当時は一度線路調査に出れば約半年も費して居た。先生は営業課に居れば、技師一行に従つて出張せねばならぬが、莊内館の創立勿々其の維持拡張といふ重任を負うて居る際に、半年も不在になることは甚だ困るので、庶務課の統計掛に移り、間もなくまた監査掛に転じた。同掛は私設鉄道の補助に関する事務を取扱つて居たので、先生は時折日本鉄道の各駅に帳簿検査のために出張したが、それに全く形式的のものに過ぎなかつた。其後函館・小樽間の北海道鉄道が政府の補助を受けることになつた時、先生が其の監査を担任することになつた。もと先生は会計の

ことに就ては殆ど知る所なく、帳簿其他の調査に出張した時も、全く不案内で困却したのであつたが、職務上の必要から会計学の研究を始め、研究の進むに従つて甚大なる興味を覚え、遂に陸上交通に於ける会計の権威として日本の第一人者となり、今日私設鉄道や軌道が財政的に堅実な発展を遂げて居るのは、主として先生の功績に帰すべきものなるのみにあらず、会計に関する幾多の大著を公けにして、弘く鉄道関係を裨益した。

さて先生は長く鉄道官庁に居つたが、其の専ら従事せるところは、私設鉄道の会計監督であつた。私設鉄道法及び鉄道営業法が公布され、建設規程・運転規程・信号規程・運輸規程・係員職制等が制定されたのは、明治三十三年三月のこととで、其の以前には私設鉄道条例といふ不完全なる規定があつただけで、附屬法令は殆ど具備して居なかつた。上記の各法令は、犬塚勝太郎氏が歐米各国を巡回して鉄道関係の規定を調査し、帰朝後に法制局の原田真義氏を挙用して之を立案せるものである。日本の鉄道法令の完備したのは、犬塚・原田二氏の外、野村竜太郎・藤田虎力諸氏の努力によるもので、日本鉄道史上に没すべからざる功勞である。

次で同じく明治三十三年八月、私設鉄道株式会社会計準則が公布された。之は当時鉄道作業局経理部長たりし國師民嘉氏が、主として英國の規程に準拠して立案せるもので、例へば鉄道会計を四勘定に区別して複式表示法を採つて居ること、社債発行差益金の整理方法を規定して居ること、鉄道価格に実費決算主義を採用したことなど、皆英國の規定に依るものである。先生は任官勿々のこととて、上記法令制定の事情に就ては何等知るところなかつたが、私設鉄道法の買収に関する規定は、殆ど実行不可能のものであつたので、後に鉄道国有法に於て、全然別計算方法に依ることに改められた。此の改正に当たりては先生が最も重要な役割を勤めた。

さて日本の陸上交通史上に一転期を劃する鉄道国有法が公布されたのは明治三十九年三月のことである。同法は多年研究された問題で、以前に帝国議会に提案せられ、犬塚氏の如きは大いに尽力したのであつたが、決議に至らなか

つたのである。後年同法案が通過するに至つたのは、山之内一次氏の鉄道局長時代であつたので、山之内氏は大塚氏の多年尽力されて來た問題が、自分の就任勿々決定したことは、大塚氏に対して氣の毒であると言つて居た。この法案の提出以前より、最も大なる苦心と労力とを必要としたのは、私設鉄道買収価額の調査であり、当初は先生が勤務して居た監査掛が其の事務を担当して居た。然るに監査掛主席永田源太郎氏は、恐らく上司との感情上の衝突もあつたためであらうが、常務繁多にして買収事務を執ることが出来ぬと申出たので、鉄道作業局勤務の富永謙治氏が招かれ、同氏は平賀精一・前島正雄・佐藤敬三の諸氏を伴ひ来りて其の事務を執ることとなり、後に木村波三・大府数季の諸氏も之に加はつた。かくて監査掛一同は買収事務より手を引いたが、先生は主として株式価格について研究して居たので、先生だけは其後も買収事務に関与して居た。尤も永田氏は其後間もなく内務省土木局に転任した。

さて鉄道国有法が議会を通過して、通信省内に臨時鉄道国有準備局が設けられ、当時の通信次官仲小路廉氏が長官に、鉄道局長山之内氏が次長に任せられた。そこで早速鉄道会社の実際を検査せねばならぬこととなり、如何なる標準により、如何なる方法で検査すべきかに就て、幾度か協議が重ねられたけれど、唯甲論乙駁を繰返すのみで、暗中模索の状態であつた。茲に於て事務官内海安太郎氏は、調査項目を列挙して標準を定めることを先生に命じた。よつて先生は、会社の設立費用は幾何で如何に之を整理したか、借入金利子の支払額及び其の整理方法如何、起工式費及び開業式費の金額及び其の整理方法如何といふ風に、精細緻密なる約三十の調査項目を列挙して提出した。其後四人を一組として五組ばかりに分れ、各組に事務官一人づつ加はり、先生の立案せる標準に依り、各会社を分担検査することとなつた。然るに会社からは、一応検査が済んだ後に、種々なる事情を申出でて、従来の整理方法の訂正を求めて来る。よつて其の都度再び出張して、帳簿其他の証憑書類に就て検査をした。總て此等の検査は事務官道岡秀彦氏と神山彦六氏・佐藤敬三氏及び先生が之を担任した。即ち富永謙治氏の一団が、内に在りて計算に當り、道岡氏の一

団が、外に出て検査をすることになつたのである。この準備局の人々は、一時に各方面から集つて来たので能く議論をして居た。此の鉄道国有の経緯に就て先生自ら下の如く語る――

『買収に関する高等政策については私共の知るところではありませんが、買収価額の決定については随分色々のことがありました。各鉄道の買収価額は、明治三十五年の上半期から明治三十八年の下半期に至る六営業年度の益金割合を算出し、之を買収の日に於ける建設費に乗じたものを二十倍した金額を、国債証券で支払ふことにしたのであります。それですから益金割合のよい鉄道は実際の建設費の二三倍にもなつたのであります。だから建設費を一万円増加すれば、買収価額が三万円も増加したものがありました。そこで各鉄道は盛んに増設工事を始めたもので、例へば日本鉄道が其の当時所有して居た今の山手線を、急に複線にする。総武・関西・参宮の各鉄道会社も皆複線を敷設する。又甲武鉄道は御茶の水で工事を中止して居たのを俄に万世橋までの延長をやるとか、それが皆申合せたやうに昼夜兼行で、まるで火のついたやうな騒ぎでありました。

『国有法によりますと、建設費の増減は一旦認可を受けなくてはならぬ様に規定されて居りましたが、なかなかそんな規定に抑へられるやうな、おとなしい鉄道会社は一つだつてありませんでした。と申すのも当時の各鉄道会社の社長は、皆一流の人ばかりで、例へば日本鉄道が曾我祐準子、九州鉄道が仙石貢、関西及び参宮が片岡直温、北海道が北垣国道男、甲武は井上角五郎、阪鶴が田舎吉、京都が田中源太郎、西成が岩下清周といった風で、大した人ばかりであります。

『増設工事を認可すると同時に、予算を制定させて居りましたけれど、資金ばかりドシドシ使って、工事の進行は一向に渉りません。用地買収なども、地主が百円といつたものを、百五十円にしようではないかといつた具合に買収したので、予定の半分も買収しないうちに予算が無くなつてしまつたなんてのが続出しますので、準備局の技師が半年

も出張して、嚴重に監督したことなぞありました。

『其時甲武鉄道では、前に万世橋の附近にあつたボロ屋の郵便局を移転して貰ひ度いと願出たところが、遞信省ではあの場所に見苦しくない建物を建築して寄附するなら移転してやらうといふ返事。しかし甲武では何うしても其時移転して貰はなければならなかつたので、実は不平タラタラで工事中の借家の料金や移転費も負担して、何万円かで建物を新築して献納しました。ところが買収となつて、その二三倍の代價を下附されこととなると、会社ではこんな事ならもつと金をかけて置けばよかつたと言つたさうであります。また總武鉄道では、丁度複線工事を施行して、レールを歐洲に注文して居りましたのが、香港を出帆したといふ通知はあつたが、何うしたのか現品が参りません。一方買収の日は遠慮なく迫つて來るので、隨分大騒ぎをして氣をもんだことであります。何しろ其のレールを枕木の上に並べて釘一本でも打てば、建設費として認められることになつて居りましたから、少くとも原価の二三倍にはなる。しかし現品のままでは、その原価を国債券面で交付されるきりですから、会社幹部の焦燥は一と通りのものでなかつたさうであります。私共は会社の方で無暗に慾ばるので、そんなレールは買収の日まで着かなければよいと思つて居りましたが、何うやら間に合つたと見えて、会社では胸を撫で下ろしたといふことありました。

『国有法の原案によりますと、五ヶ年間に全部買収することになつて居ましたが、貴族院でさう急に多額の国債を発行したら、経済界に動搖を来たす惧れがあるといふので、十年間に買収するやうに法文を改められました。しかしこれに述べましたやうに、各鉄道会社はドシドシ増設をやりますので、一日延ばせばそれだけ國庫の負担が大きくなる、最早片時も猶予すべきでないといふので、十年間の予定を切結めて、一年間に十七鉄道を買収してしまひました。西園寺内閣の時であつたと思ひます。其時の買収価額を二三参考までにお話しますと、日本鉄道が一億四千二百四十九万余円で、上野・青森間の幹線以外に、水戸経由の海岸線、両毛線、大宮・高崎間、それに山手線を含んで居

ります。神戸・下関間の山陽鉄道が七千八百八十四万余円、九州の殆ど大部分の線を所有して居た九州鉄道が一億一千八百八十五万余円でありまして、此等十七鉄道全部の買収総額は四億七千九百三十二万余円になつて居ります。当時の買収価額算定方法を今日に比較して見ますと、實に驚くべき大きさなもので、よくもあんな事で済んだと思ふやうな事などが沢山あります。しかしそれだからこそ、あれだけの大鉄道を無事に買収することが出来たのだと思つて居ります』

南満洲鉄道株式会社が創立されたのは、明治三十九年十一月であるが、同社の会計通則は内閣總理大臣及び大藏大臣の認可を要するものであり、先生が其の立案を命ぜられた。其の第三条に『資本勘定は資金に属する收支を整理するものとす』と規定したところ、大藏省は之では『資本勘定は資本勘定なり』といふと同じことで説明にはならぬから、帝国鉄道会計法第五条のやうに、其の収入支出の種類を挙げて説明せねばならぬとのことであつた。尤ものことではあるが、満鉄は創業の際より種々の兼業を有し、且将来如何なる事業を經營するやら知れず、一々之を列挙することは至難であると説明したけれど容易に同意せず、止むなく時の總務部長山之内一次氏が自ら大藏省に赴き、縷々懇談して漸く同意を得て來た。同条の規定は今日も其姿になつて居る。

次で明治四十四年三月に、軽便鉄道補助法が公布された。この補助法は僅に七ヶ条の簡単なもので、当時の書記官猪木土彦氏が歐州留学中に調査研究せるものだと言はれて居る。而して其の施行規則を制定するに当りては、当時の事務官原田真義氏が、特に先生を招いて思ふ存分に腹蔵なく立案せんことを求め、それを基礎にして研究協議を重ねた上に案が成立した。その施行規則がいよいよ閣令で公布されるので、法制局の審議に附せられることになり、鉄道院からは中川正左氏が説明に行つた。時恰も暑中休暇に當つたが、法制局の参事官達は、精々二三日で出来るつもりで審議に取りかかつたところ、異論続出して容易に決せず、遂に十数日を費して尚ほ決着を見なかつた。休暇中の事

とて他の人々は正午で退散するのに、先生と雇人一人だけは毎日夕刻まで残つて居た。其間に法制局から電話がかかる、中川氏が帰れば色々整理をして明日の間に合ふやう菊寫版を刷るなどで、度々遅くまで執務した。こんな事をして居ては暑中休暇は丸潰れとなるといふので、一と先づ延期といふことになる。時の法制局長官は安広伴一郎氏であつたが、八月末に岡野敬次郎氏が之に代つた。法制局の参事官達は、岡野さんでは油断がならぬ、これは初めからやり直さなければならぬといふので、又改めて詳細にわたつて審議を繰返した。参事官達は、斯様な面倒な法案は未だ曾て見たことがない。高文試験の問題にしたら、恐らく一人も合格者があるまいなどと話し合つた。斯様にして漸く出来上がると、今度は岡野長官が施行規則の規定は本法に相違するところがあるとて、二つの点を挙げて反対したが、山之内総務部長が懇々と説明して漸く承諾を得た。

当初此の法律が制定された時は、私設鉄道への補助は、国有鉄道の栄養となるものを主とする趣旨であつたが、其後に至り鉄道次官石丸重美氏は帝国議会の特別委員会に於て、政府は予定の鉄道網を速かに完成したいけれど、資本やら工事やらの関係で手が廻り兼ねるので、私設鉄道会社に補助を与へて工事を施行せしめ、以て鉄道網の達成を図ると説明して居るから、補助の目的は法の制定当時とは変つて來た。此の補助法の立案と其の施行に就て、先生の功劳が如何に大であつたかは、五島慶太氏の言葉が之を証明する——『佐藤君に付きて忘れてならぬことは、地方鉄道補助法の立案と其の施行である。立案当時は軽便鉄道と云ふたが、其の補助に付きては中々各種の態様と計算の方式とがあつて、新規の事業であるから容易に決定することを得なかつたが、同君の研究調査に依りて立案せられ、之が議会を通過した。而して法律が施行せられて見ると、疑問百出で施行することが出来ない。政府がなけ無しの予算から金を出して補助することであるから、一厘一錢といへども軽々の計算をなすことは出来ない。会計検査院が通らない。そこで此の千変万化の会社の経理に対し、一つ一つ疑問を解決して、其の先例に依りて将来を律して行かねばな

らぬ。其の困難と緻密なる頭脳を要したことは、佐藤君が居らねば私は出来なかつたと思ふ。之は特に銘記して忘れてはならぬことである』

其後大正八年四月に地方鉄道法が公布された。同法中の買収規定は、大体国有法と同一趣旨に基いて居るが、多少不合理又は不備の点を改正せるものである。但し同法には国有鉄道のために打撃を受けたる鉄道に対する補償の規定を設けて居るが、之は従来の法令に無いところである。また同年八月には地方鉄道会計規定が公布された。之は従来の準則とは全く性質を異にする。即ち従来のものは準則であつて、各鉄道は之に準拠して各自の会計規定を作らねばならず、謂はば無用の手数をして居たのであるが、今度の規定は準則ではなく、直ちに之に依つて各鉄道の会計を整理すべきものとせられたのである。而して従来の規定と異なる点を挙ぐれば、(一) 借入金利子の決算方法を明かにしたこと、(二) 資本減少の差益金使用の途を限定したこと、(三) 運輸開始前の整理方法を定めたこと、(四) 株式取得につき認可を要することにしたこと、(五) 有価証券評価の低価主義を廃したこと、(六) 鉄道財産価額の任意銷却を認めるなどを明かにしたこと、(七) 各事業又は建設営業に關聯する費用其他の分割標準を明かに定めたこと等で、従来の規定に比して大いに面目を改めたものである。

次で大正十年四月に軌道法が公布された。同法には国又は公共団体に於て、公益上の必要により軌道を買収する場合の規定、及び国有鉄道敷設のために軌道業者が廃業せざるべからざるに至りたる場合に於ける補償の規定があるが、殆ど地方鉄道法の規定を準用せるものである。また大正十二年十二月に公布せられし軌道会計規定も、また地方鉄道会計規定の全部を準用せるものである。叙上の四法令は、後の鉄道次官喜安健次郎氏が監督局総務課長時代に立案せるもので、現行の監督局関係の法令は、一として喜安氏の苦心の結果ならざるはなく、同氏の鉄道監督上に於ける功勞は實に偉大であると同時に、同氏の下に在りて立案起草に刻苦精勤された先生の功勞もまた偉大であることを

認めねばならぬ。

二 地方鉄道の指導

佐藤先生が初めて鉄道に入ったのは、前述の如く私設鉄道条例時代であり、其後明治三十三年に大塚氏や原田氏の努力によつて私設鉄道法が公布せられ、その関係法規が一通り具備するやうになつた。爾来三十年の間に、改正に改正を重ねて今日に至り、之を往時に比べれば、現在では殆ど比較にならぬほど整備せるものとなつた。就中買収価額の計算や補助金の計算の方法の如き、特に非常なる進歩を見たのであるが、此点に於て先生の功最も大なりしことは、其間の事情を知る者の等しく認めるところである。其上に先生は、實に此等の法律の立案者たるに止まらず、之を実地に施行して効果を挙げるために至心に努力した。

私設鉄道で最初に政府の補助を受けたのは日本鉄道で、その監査主任は永田源太郎氏、次は京釜鉄道で神山彦六氏、第三は北海道鉄道で先生が主任であつた。補助を受ける会社に対する監査が嚴重を極めたので、多くの会社は之を怖れて補助を出願しなかつた。此事に就て先生は下の如く語る——『補助の監査は初め大蔵省でやつて居たが、その事務が鉄道省に移されたのです。日鉄の監査の時は、監査員と会社とは丸で喧嘩腰です。調べる方では發いてやらうと思ふし、会社の方では成るべく隠さうとする。それで日鉄の監査に往くのに無論会社でバスを出しますが、監査員は決してバスなどは貰はず、切符を買って乗車する。さうして駅の監査をする。駅に往きますと駅員が、此次はどつちに行きますかと訊く。併し決して教へない、皆不意打をやる。駅の帳簿の抜検査ですから簡単で、二三十分钟間で出来るのです。日鉄の監査掛長は永田源太郎といふ人でしたが、中々喧し屋で厳重な人でした。次の列車を待つて居る間に電信室に入つた。すると電信室で「鬼三匹行つた」といふ電報を受けて居た。永田君はそれを見て、此の電報

は何ういふ意味だ、鬼三匹行つたとは何だと、駅長に喰つて掛つた。駅長も負けて居ない、「あなたは鉄道の御役人だから、鉄道の規則は御存じでせう、電信室には駅長の許可なくして入つていけないと云ふことを御存じでせう。あなたは誰の許可を受けて入つたか、先づそれから伺ひませう」と来た。丸切り喧嘩なんです。それから或時には、散駆長をいちめた。すると検査の済んだ後に駅長が乗車券を拝見しませうと言ふ。乗車券を見せると、此処は途中下車駅でありませんから、此の切符は前途無効ですと言つて、没収してしまつたこともあつた。また時間の都合で貨物列車に乗ることがある。さうすると貨物列車の車掌が、貨物乗車証をお持ちですかと訊く。持つて居ない。然らば何うして乗つた、駅長に断つて來た。駅長に断つてもいけません。貨車にお乗りになるには貨車乗車証が必要ります、鉄道の御役人は御承知の筈ですと来る。さうかうして居るうちに発車時間が迫つて來る。すると車掌は駅長に、此の三人は乗車規則の違反者ですから、確に御引継ぎ致しますといふので、犯罪者として引継がれることになる。そんな風で会社と監査員とは終始喧嘩です。それから私共が永田君に「さう会社の人は悪事をすると予想して掛からんでも宜ささうなものでないか、会社の人でも悪いことばかりするものでない、こちらでも正しいといふ積りでやつたら宜いぢやないか」と言つたら、永田君は「そんな事を言つて居ると会社の人に騙される、君は巻紙を真直ぐに只伸ばせば、それで平になると思ふかも知れぬが、事実はさうではない、巻いた巻紙を平にしようと思へば、一旦逆に巻かなければならぬ。君なんかは巻紙の巻いたのを只真直ぐにしたら、それで真直ぐになると思ふだらうが、そんなことでは駄目だ」と大いに言はれたのです。』

斯様な状態であつたから、鉄道会社に於ては補助を受けるに面倒な手数と費用とを要する上、検査は恐るべきものと思ひ込んで居たので、補助を受けようとせぬのも無理はなかつた。然るに先生が主として監査の任に當るやうになつてからは、叙上の如き態度を一擲し去つた。先生は親切を第一として会計の検査をなし、誠意を以て会社に接する

に努めた。不正を発したり、落度を拾ふといふやうな考へを全く持たずに、唯如何にすれば適法の計算をなして所要の諸表を作られるか、また誤謬があれば如何にして斯かる誤謬を生ずるかを研究して、之を会社に注意した。時としては会社が提出する補助金下附申請書の附属表を、先生自ら作成して之を会社に示し、是で間違ひないと思ふが、念のために貴方でも当つて見てくれと言ふ。検査するといふよりは、検査されるかたちである。それで宜しいとなれば、净書して正式に提出させる。其の会社の净書が汚なく、訂正の箇所が多くて、先生の作った下書の方が却つて奇麗なことさへあつた。この誠意と親切とが会社に通じてから、繰々補助を出願するやうになつた。初めは私鉄の帳簿には誤魔化しが多かつたのが、補助の検査は親切に指導してくれるものだと分つて來たので、その弊風は跡を絶ち、全く監査員を信頼して欣んで検査を受けるやうになつた。而して先生は常に同僚や部下を戒しめて、誤魔化しを發いたり、落度を拾つたりして手柄と思ふやうなことながらしました。

元の仙北鉄道は、補助の許可を得て居つたけれど、相当の利益を挙げて居た。それで先生は会社に向ひ、補助金の必要もあるまいから辞退されては何うか、さすれば此方では調査の必要がなくなるし、貴方では書類を提出する必要がなくなるから、双方で都合が好くないかと言つた。すると同社の社長は、決して辞退などは致さぬ、鉄道省から旅費自辨で出張せられ、会計の帳簿を見て整理の方法を教へ、其上に補助金まで下さるとは、此の世智辛い世の中に珍しいことで、決して辞退は致しませぬと答へた。また吉野鉄道の社長の如きは、補助金は要らないけれど、補助の検査があるといふことで社員の気持が違ふ、取締役でも監査役でもこんな安心なことはない、補助金は何うでも宜いが、検査にだけは毎年来ていただきたいと先生に言つた。かやうにして補助を受ける会社は、隠し立てをするどころでなく、何事も洗ひざらひに持出して指導を受けるやうになつた。鉄道同志会が先生の退社に際して記念品と共に贈呈した感謝状の中に『地方鉄道軌道を指導せらるるや懇切を極め、其の啓發せられたるところ偉大なるものあり』とある

のは、決して一片の辞令でなく、衷心よりの謝意を表白せるものである。

鉄道省に於ける先生は、地方鉄道の補助及び買収といふ会計関係の事務に終始したのであるが、いふまでもなく此の仕事は金銭に関するものであり、従つて最も弊害を生じ易いことである。然るに先生は未だ曾て其の清廉潔白について秋毫の疑惑を受けざりしのみならず、その同僚又は後進もまた先生の徳に化せられ、多年の間未だ曾て不正事件の発生を見なかつた。此点に関して野口光三氏は下の如き逸話を物語つて居る——『それは佐藤さんが未だお若かつた時代、当時は多分未だ地方鉄道が軽便鉄道と申した時代と思はれます。例に依て一會社に会計検査に行かれたところが、未だ軽便鉄道と申しても幾つもなかつた当時でありますから、会計検査が何ういふ方針でやられるか、先生は知る由もない。併し何にしても、酒で殺して置けば大抵のことは通過するだらうと考へたものと見え、先づ旅館の老女中に旨を含めて置いて、抜て恐る恐る座席に伺候して、お世辞の百万陀羅を並べ、先づ以て上等の煙草を出して、時に佐藤さん煙草は如何でせうか召上れと出た。すると佐藤さんは煙草はやらん。さうですか、ではお酒は如何ですか。いやお酒もやらん、と申しましたので、先方もはて困つたといふ有様でしたが、次に愈々奥の手を出して、では此方は如何でと、変な恰好をして小指を出した。佐藤さんも是には呆れて苦笑しながら、女は猶更嫌ひだと申しましたところ、傍に居つた老女中も、之には取付く術もないといふ風情で、へい世の中には不思議な人もあるもんですね。煙草も嫌ひ酒も嫌ひ、そして女も嫌ひ、すると何を楽しみに生きて居られるでせうと言つた。之には流石の佐藤さんも二の句が継げなかつたと申します』全く此話の通りであつたらうことは、先生自身の下の言葉が証明する——『補助とか買収とかいふ会計関係の事務は、まことに五月蠅い厄介な仕事で、たとひ事実がないにしても、かれこれ人から言はれるのが嫌やだと思って、私行上のことは最も厳格にやつて居るつもりです。だから或人は余り極端だと言ふが、それは私の主義だから通させて貰ひたいと言つて居る』

私設鉄道公布以後の先生は多忙を極めた。それは先生が自ら地方に出張して、地方鉄道の検査に当らなければならなかつたからである。大正初年にはそれが最も頻繁で、例へば大正三年度には四月より五月にかけて滋賀県八日市・兵庫県加古川・岡山県下津井に、五月には奈良県吉野に、六月より七月にかけて富山県滑川・岐阜県大垣・千葉県銚子に、七月には岡山県笠岡・広島県鞆に、九月より十月にかけて朝鮮経由満洲に、十月より十一月にかけて下関・宮崎・岡山県下津井に、十二月には静岡県藤枝・袋井及び愛知県刈谷に、四年一月より二月にかけ長崎県島原・福岡県宇ノ島に出張し、此の延日数は二百二十日に及んで居る。大正四年度及び五年度も略々同様であつた。出張先の精勤格勤はまた格別であつた。先生と一緒に三河鉄道の検査に行つた八木鶴藏氏は、往年を追憶して『夜の二時頃まで仕事をしました。それが一週間も続いて、社員は皆へとくになつたことがありました』と言つて居る。また石川純徳氏は下の如く語る——『私が買収關係で或る鉄道に出張した時のことです』と申しますが、その会社の支配人が申しますには「貴方の方の佐藤さんといふ人は實に規律正しい人ですね」と申しまして、それが何ういふことかといふと「会社の補助の第一回の検査に来られた時のことですが、佐藤さんといふ人は毎日九時には必ず御出勤になるし、昼御飯が済んで一時頃までは、必ず会社の周囲を散歩される。さうして又仕事に取掛かられる。實に正しい。殆ど狂ひなく毎日繰返して居られた」といふやうなことを申して居りました』

役所に居る時でも、地方鉄道会社の重役や幹部社員が頻繁に先生を訪ね、法規上の疑義を質したり、違法処置の善後策に就て教へを乞うた。先生は真に慈父の態度を以て彼等に臨み、懇切丁寧に指導し、未だ曾て先生の口から励声の出たのを聞かなかつた。従つて会社側の人達も、毫末も包み隠すところなく実情を具陳して、処置方についての決裁を仰いで居た。監督局業務課長として二年間先生の上司たりし石田義太郎氏は、此間の消息を下の如く伝へて居る——『監督者と被監督者といふ感じが何うしても起らない情景であつた。所謂官民一体といふことは、我が佐藤さ

んに於て顕現されて居たと思ふのである。統制經濟を廻つての此頃の官僚排撃の声を聞いて、私は一層在りし時の佐藤さんの存在を偲ぶものである』

三 監督局の『佐藤塾』

鉄道省の中で監督局は特別の仕事を取扱ふ箇所であり、其中でも佐藤先生が専ら従事して居た地方鐵道の会計監督は、更にまた特殊の仕事であるので、此の方面に於て抜群の知識と経験とを有する先生が、其の比類なき能力の故を以て席温まる違なきほど東奔西走せねばならなかつたのである。乍併監督局はいつまでも先生だけを酷使することは出来ない。そのためには先生の後継者たるべき有能なる会計検査者を作らねばならぬ。最も切実に此事の必要を認めたのは喜安氏で、同氏は其の業務課長時代に、先生に向つて後継者養成の必要を述べ、その実現を希望した。喜安課長の希望がなくとも、先生は後進の指導誘掖には最も心を用ゐて居たので、欣然課長の要求に応じ、早速其の実行に着手した。先づ事務室に黒板を備付け、中食時を利用して、年若い課員の教導に当ることとした。毎週会社会計に関する実際問題又は仮設の問題を出して、其等の青年職員的回答を求め、熱心懇切に指導した。先生と彼等との間には上役下役といふやうな感じはなく、恰も学校の先生が子弟を教育するやうな気持で衆を率ゐて往く。而して日常の事務処理自体が、最も重要な実物教育の資材であり、一一の仕事に就て痒い所に手の届くやうに指導した。先生の注意は電話のかけ方にまで及んだ。例へば年若い職員が電話で『其の問題は鐵道省では斯ういふ風に取扱つて居ります』と返答するのを聞いて、先生は其の電話が済んだ後に『今電話で斯う返事をして居られたけれど、前例は成程さうかも知れないが、新しい事柄が起つた場合は、その新しい具体的な事情に順応して、役所で色々相談した上で取扱ふべきものであるから、あいふ照会に対しても「鐵道省では斯ういふ風に取扱つて居るものやうである』と、若干

の余裕を残して置かなければならぬ』と教へるのである。先生の最も優秀な後継者であり、先生の内弟子ともいふべき藤川福衛氏は、先生の指導振りについて『注意される時には、こんなこと迄といふやうな気がすることまで言はれるけれど、後になつて考へて見ると、観世の宗家が弟子を仕込むのと同じで、非常に有難いことであつたと思ふ』と述べて居る。

先生は常に青年職員に向つて、『眞面目に勉強せよ、基本的の勉強が一番大切であるから、基本的の勉強を一生懸命にやり、その基本的知識を実地に応用するやうに努力を続けよ』と教へて居た。それで役所で必要な会計上の知識を授けると同時に、此の部屋の仕事は出張して実地検査をするのが一番大きな仕事だからと云つて、出張先から新入者を呼んで見学をさせた。斯うして一本立ちが出来るようになれば、初めて検査主任として地方に出張させ、其の報告を聞いたり書類に目を通したりして、適切なる注意を与へる。斯くの如き薰陶の下に先生の部下からは独立して立派に働く多くの後継者を出した。今日鉄道省に在職する人、又は去つて鉄道会社の要職に在る会計人にして、恐らく先生の直接又は間接の指導を受けなかつた者は一人もないであらう。此事は先生の不滅の功績の一つである。

然も指導者としての先生の偉大は、決して單に有能なる多くの会計人を其の部下から出したことだけでない。我等の最も感激に堪へぬことは、實に先生が循吏としての真精神を其の部下に体得させたことである。既に述べたる如く先生は、地方鉄道の会計検査に際して、その鉄道を財政的に堅実ならしめたいといふ誠意と親切とを以て事に当つた。先生に隨行せる職員は皆先生の態度を実地に於て示された。部下を派遣する際には、検査といふものは確だ厳格に調べるだけでなく、指導啓発するといふ精神を以て行はねばならぬといふことを、いつも懇ろに訓戒した。そのため一般に官庁の監督下に在る銀行や会社が会計検査を喜ばざるを通例とするに拘らず、地方鉄道だけは衷心から監督局の検査を歓迎した。それは検査といふよりは親切なる指導であつたからである。五島慶太氏の如きは、今日地方

鉄道・軌道が財政的に堅実な発展を遂げて居ることは、主として先生の功績に帰すべきであるとなし、更に『私の引受けたやうな瀕死状態の鉄道（武藏電氣鐵道株式会社即ち後の東京横浜鐵道株式会社）が更生し、それが日を追うて發展して今日を成し得るに至つたのは、監督官庁の要路に、眞面目な学究者であり且崇高な人格者である佐藤君の如き人が居られたお蔭であつたことを深く感謝し、今更に追慕の念に堪へぬ次第である』と言つて居る。かやうにして番に出張検査のみならず、役所に居る時でも先生は最も善き相談相手であつた。即ち地方鐵道から照会なり又意見を求めて来た時には、事の大小と相手の如何を問はず、懇切丁寧に説明を与へ、聊かでも疑点の存する場合は、先輩や同僚の意見を質し、十分に自信を得たる上で確答するを常として居た。此の一事を苟くもせぬ誠心誠意が、同僚や部下を感化したことは言ふまでもない。

また先生の精励恪勤が部下の模範となつた。役人の仕事は形式的なものと考へられ勝ちであるのに、先生の訓練を受けた監督局の役人の熱心な仕事振りは、地方鐵道会社の人々を驚かせた。曾て先生の同僚であり、後に南武鐵道に入つた杉本義朗氏は、鐵道省から来た検査員が、朝早くから夜遅くまで、何から何までやる其の勉強ぶりを見て、会社の人々が驚歎した事實を述べて、『鐵道省から行つても大したことは出来なかつたが、佐藤さんの部屋の皆さんの検査を受けた為に自分の会社の人間に對して大いに誇りを感じた』と言つて居る。同氏は更に下の如く言ふ——『佐藤さんの遺された家風が、監督局の会計に残つて居ります。それのみならず、此の家風は、一般の地方鐵道・軌道にも及んで居ると思ひます。佐藤さんに培はれ、又佐藤さんに養成された方が、地方鐵道の会計監督に行かれて十分に研究された。色々の事務のみならず、会社經營に対する熱心と誠意とを各鐵道に鼓吹し普及されました。会計検査の傍らに、会社經營の根本精神を鐵道界に普及されたといふことは、非常に大なる仕事であります。監督局の地方鐵道・軌道会社を監督するところの精神、又その結果として地方鐵道の会計が整然として居ることは、佐藤さんの感化

が与つて大いに力があると考へて居るのであります』まことに此の言葉の如く、先生は部下を真正の官吏たらしめ、且之によつて地方鉄道にまで其の感化を及ぼした。

また先生は、恵まれざる境遇裡に修学のために苦闘を続けて居る青少年の給仕たちに、深い同情を寄せて居た。此等の給仕には正月に餅も食べられないといつた者も少くなかったので、先生はさういふ給仕たちを莊内館に呼んで、毎年正月の一日を楽しく過ごさせるのが例であった。それは正月四日の御用始めの日、役所が退けてからのことである。先づ莊内館の会議室で莊内名物の煎餅釣りなどから始まり、十数名の少年給仕が和やかに笑ひながら色々な遊戯をする。やがて監督住宅の座敷の方に招かれて雑煮をいただく。誰かが勢よく食べ終へて、元気な声で『御馳走さま』とでも言へば、先生は『そんなに早く御馳走さまと言ふと、もつと御馳走にならうと思つて居る者が、ぢや僕も此辺で遠慮しようかなどと思ふかも知れないぞ』などと微笑しながら皆に向つて『遠慮せずに沢山おあがり』と勧めるのを常とした。此等の給仕は多く鉄道中学校の生徒であつたが、先生は退官してから前後二回、鉄中の經營母体なる鉄道教育英会に多額の寄附をした。かくて先生長逝の後、永く先生の高風を記念するため鉄中生徒のための奨学財團の設立が企てられたが、募集成績の予想以上に良好であつたことに何の不思議もない。

かやうにし鉄道省監督局の会計室は、最も勝れた教室となつた。そして誰言ふとなく会計室は『佐藤塾』と呼ばれるやうになつた。同室の職員は熟生のやうに親密であつた。官厅でも会社でも數人乃至十数人で同一事務を担当して居りながら、其間に感情の疎隔を生じて円満を欠くことは屢々見聞するところである。会計室の事務は、唯役所の中で一定の時間に仕事をするだけでなく、常に二人又は三人が一組となつて各地に出張する。従つて旅館の支払や其他のことと金銭上の関係も生ずるし、また色々なことで意見の相違を生じ易く、そのため同一の用務で出張した同僚が各別の旅館に宿泊するやうなことさへある。然るに会計室の人々は、誰と一緒に出張しても未だ曾て相互間に感情の

衝突ありしを聞かなかつた。或人は会計室の人々が余りに睦しいので、却つて弊害を生じはせぬかと杞憂を抱いたほどである。併し乍ら仕事をする上に於て同僚間の一致を欠けば能率の挙がらぬことは当然で、会計室が縦にも横にも協同一致して公務に当つたのは、塾頭の誠実と清廉と勤勉とが熟生の上に及ぼした感化によるものである。さればこそ先生の退官後間もなく、熟生諸子は送別会と言つては別れることとなり面白くないと、謝恩会といふ名称を以て一夜全員集まつて先生を囲んで歓談した。其夜は曾ての同僚で現在は弁護士又は計理士をやつて居る人々、又は民間会社に勤務して居る往時の熟生が十人も出席した。

四 鉄道会計の權威者

『事に当りては姑息苟縫に流ることなく、根本的に研究して正確に処理する』これは佐藤先生の平素の主張であり、且厳格に実践せるところである。此の精神を以て監督局に勤務すること三十年の間に、先生は自ら学者にならうとも思はずに、日本に於ける会計学の權威者となり、わけても私設鉄道の会計監理及び經營問題に関しては、比肩する者なき地歩を學界に占め、七冊三千七百余頁といふ驚くべき分量の著書を世に遺すに至つた。

先生が鉄道省に於て常に激務に従事して居たことは前述の如くである。従つて人は如何にして斯くの如き激務の間に、箇程の大部の著作をなし得たかと驚くであらう。併し乍ら先生にとりては、多忙を極むる実務自体が直ちに研究の対象であり、事務の処理其事が勉学であつた。例へば上司から或る問題に就ての意見を徵せられたとせよ。先生はたとひ百も承知のことであつても決して軽々に即答せず、早速調査研究に取掛り、文献を涉獵し先例を明かにし、更に同僚友人の意見までも斟酌して、然る後に徐ろに結論に到着し、極めて明快且實際的なる答弁を提出するを常とした。それ故に其の答弁は、何れの方面よりするも容易に破り得ぬ鉄壁の如き結論であり、動かし難い信念を以てする

極めて穩當なる断案であつた。斯様にして鉄道の会計及び經營の監督に半生を捧げて居る間に、其の知識は確實に広く且深くなつて行つたのである。されば先生の場合は、官吏生活が同時に學究生活であつた。

先生の著書は書籍によつて得たる知識を内容とするものでなく、実務の間に逢着せる事實を素材とせるものなるが故に、其の論議は常に實際に即して空論に流ることなく、其の結論は直ちに鉄道会社の難問を解決する指針として役立つのである。先生の方法は徹底して帰納的であり、實例の蒐集に不斷の努力を払つて居た。例へば新聞紙上で会計問題に関する記事を読めば、必ず之を切抜いて役所に持参し、之を同僚の人々に示して之に類する記事に逢着したら集めてくれるやうに依頼した。而して其等の切抜を初めとし、總ての調査資料を綿密に整理保存した。地方鐵道法の改正に際し、之に参与した先生の一同行は、色々な問題が起る毎に先生が『それに関しては斯ういふ資料がある』と言つて、最近のものかと思ふと二十年以前のものを、恰も今日のものの如く取出して來たと述べて、先生の克明さに驚いて居る。

問題の解釈に参考書の必要なることは言ふまでもない。實際問題に当面する毎に、先生は自ら思索し、同僚の意見を質した上に、専門学者の著書に就て根本的に研究しなければ止まなかつた。然るに鉄道省には図書館はあるけれど一々借受証を書いて借りに往かなければならぬ。その手数が容易でない上に、貸出しをして居つて所要の本のないことが多い。また同時に何冊以上は貸出さぬといふ制限があり、急いで調査せねばならぬ時は甚だ不便である。不斷に使用する参考書は、事務室に備付けて置く必要がある。それで先生は自費を以て必要な書籍を購求し、積んで数百冊に達するに及び、之を『佐藤文庫』と名けて事務室に備付け、同僚にも隨意に使用せしめ、また同僚或は会社の人々に質問を受ける毎に、其の書籍を出して説明の参考資料として居た。斯くの如きは殆ど他に見聞せざる所であり、先生の風格を物語る貴き事例である。

然るに大正十二年の大震火災に、先生の蔵書は役所に備付けて居たものも、自宅に置いてあつたものも、全部鳥有に帰してしまつた。其中には先生が多年に亘りて調査し記録した幾多の帳簿があつた。先生は『鳥が翼を切られたとはこんなものかと思つた』と言つて居る。自ら調査した貴重な帳簿は今更如何ともし難いが、書籍だけは再び買ひ集めたいと思ひ、震災後に先生は池袋に仮住居して居たので、日曜毎に令息に大なる風呂敷を持たせ、早稲田の古本屋を漁りて必要なものを買ひ求めた。後には本郷の古本屋も隈なく捜索した。震災直後に富山県鉄道同志会が、若干金を火災見舞として先生に贈つたが、先生は官吏として斯かる見舞を受くべきでないとし、好意を謝して送金を返付した。之を聞いた五島慶太氏は、鉄道同志会から見舞を送らうと思って居たが、現金で悪るければ書籍を送らうとした。監督局長の諒解を得た上に、募集の趣意書を各会社に配布したところ、会員たる会社は勿論、個人の出捐が予想外に多く、同志会の当務者も其の好成績を意外としたほどであつた。前記富山県鉄道同志会の分も書籍として再び送付して来た。書籍は総て佐藤文庫の所有として役所内に保管し、現金は『佐藤文庫管理人』といふ名義で銀行預金とし、恰も法律上の手続を履まぬ財团法人の如きものとして出納を明かにした。但し先生は現金で持つて居ることは妥当でないと考へ、若干買ひ急ぎをしたので、程なく残額が僅少になつた。それを悉く使ひ果たせば種尽きとなり成長せぬことになると言つて、其後は其金には手を付けず、また先生が私財を投じて書籍を買ひ足すこととした。

斯くて佐藤文庫は震災前以上に整備されたが、昭和五年に鉄道省の一部が焼失した際、不幸にも折角蒐集した書籍が又もや全部灰燼に帰した。但し此時は自宅の方は無事であつたので、差当り自宅に在つた参考書を悉く役所に持參した。そこで鉄道同志会の幹部は、佐藤文庫恢復のために再び寄附金を募集した。其の趣意書の中には、同志会会員が会計整理の方法其他につき佐藤氏に質問する毎に、佐藤氏は佐藤文庫の本によりて説明せられ、又同志会に於て必要あれば同文庫の書籍を借用することが出来るのであるから、佐藤文庫は同志会の附屬文庫の如きものであると書い

であつた。此の第二回の募集も極めて好成績であつた。昭和八年先生が鉄道省事務官を辞職してからは、藤川福衛氏が書籍其他の一切を引継ぎ、佐藤文庫の管理人となつた。佐藤文庫の図書は監督局内の各課は言ふに及ばず、鉄道省内の他の各局・鉄道同志会・通信省・朝鮮総督府・北海道厅・樺太厅及び各鉄道会社など、皆之を借出して利用して居る。

斯くの如く先生は役所を書斎として会計学の研究を不斷に進めて往つた。事苟くも会計に関する問題であれば、悉く捉へて研鑽の資に供し、息むことなき求知心と抜群なる綜合の能力とを以て之を一個の論文に纏め上げて往く。激務の間に大著を公けにして行くのであるから、或は走るが如く筆を呵して勿々の間に論文を書き上げたかの如く想像する人があるけれど、それは事實を去ること最も遠いものである。先生は論文が脱稿する毎に同室の吏僚に回覧させ、意見のある者は書くやうに求めた。さうして克明に其等の意見又は批評に目を通し、採るべきものあれば必ず之を採用し、また首肯すべき異論あれば自説を修正し、然る後に之を発表したのである。

先生が最初に公けにせる著書は大正六年の『鉄道会計』で、菊版五〇八頁の大冊である。当時先生は博く学界に其名を知られて居なかつたので、発行を受けた同文館は、内々其の売行を心配して居たが、一旦出版発売するや、購読者の夥しきに一驚した。大正十一年の『実用鉄道会計』は、前著にも増して需要者が多かつたが、翌年の大震火災に遭遇して紙型が全部鳥有に帰し、重ねて印刷することが出来なくなつた。而も我国では此頃より鉄道及び軌道の企劃新設が頓に盛んになり、従つて鉄道経営の虎之巻ともいふべき本書の要求は愈々増加し、古本の市価は法外に高くなつた。甚だしきは、七百頁に余る本書の全文を謄写する人さへ三四に止まらぬ状態であつたので、昭和二年に至り初版に改訂を加へ、必要の事項を追加し、統計を最近のものに改めて再び之を刊行した。

中川正左氏は先生に就て下の如く言ふ——『世間普通に実際家は兎角学理を尊重しないし、学者は実際問題に疎い

のが通弊となつて居るに拘らず、独り我が佐藤君は、実際問題の解決に当り、一々学理に基いて研鑽し、文献を涉獵し、先例を究め、以て徐ろに結論を下すといふ態度であつて、実際に即し学理を重んずるといふ謂はば学俗一体とも評すべき、稀に見る会計学の権威であつた』而して喜安健次郎氏も全く同一の趣旨を、先生の『鉄道経営の理論と実際』の序文中に述べて居る。先生は斯くの如き学者なりしが故に、其の著書は悉く実務家にとり適切無比の参考書であり、座右に欠き難き好指針として珍重されて居る。

先生の生前に発表された最後の著書は、昭和十二年五月に刊行された『鉄道会計研究』であるが、其後の研究にかかる論文にして、先生が其の臨終に至るまで絶えず留意し、孜々として仕上げられた諸篇は、藤川福衛氏が編輯の任に当り、鉄道省同僚を中心として計画された『佐藤雄能記念事業』の一として、昭和十八年十二月に『鉄道評価の諸問題』といふ書名で出版された。菊版四四〇頁の大冊である。いま企業の統合が盛んに行はれつつあるが、企業統合についての中心論点は其の評価問題である。鉄道の評価は鉄道国有法以来の古い歴史を有し、一つの成型として他の企業の評価に対し有益なる示唆を与へるに相違ない。企業の再編成が大規模に行はれつつある時、先生の此の遺著は、従前の諸著と同じく世を裨益すること大なるものがあるであらう。

第四章 人間としての先生

一 虚飾なき生活

佐藤先生は中肉中脊で目鼻立ちは尋常、清高なる氣品が自然に流露して爽かな感じを対者に与へたが、英雄豪傑に

聯想されるやうな異常な風采ではなかつた。その言語応対や挙措動作は飽迄も天真で、強ひて莊重を裝つたり、威儀を繕ふといふ風は微塵もなかつた。衣食住に極めて無頓着であつたことは、二十年の長きに亘りて夫婦別居の生活を営み、平然として学生と一緒に起臥したことが何よりの証拠である。重子夫人は『着物なども絹も木綿もわからないのは無理もありませんが、何時か糸織の寝巻を着せましたのに、何の感じもなささうに見えましたから、目で良し悪しは判らぬとも、木綿のごとくよりすべりもよく、着心地がよいでせうと申しましたら、さうかなあ、ちつともわからんがそんなに良い品か、済まなかつたなあ、誰かが見舞に来られたら、さう言つて見て貰ふかなどと、子供のやうな無邪気なことを平氣で申されました』と述べて居る。鉄道省の同僚中川隼之介氏も下のやうに言つて居る——『帽子の縁など、どんなに曲つて居ても平氣で居られました。私共当時若い者は可笑しく思つて居りました。帽子などお買ひになる時は、部屋の者が誰か御供して見立てて上げましたが、それを誰かが大変結構ですねと申しますと、いや之は誰々さんが見立てて呉れたんですよと、大そうお喜びでした』斯様に先生は毛頭辺幅を飾らうとしなかつたに拘らず、夫婦別居の時代にも、独身者に有勝ちな不精らしさは少しまなく、常に清楚な感じを他に与へて居た。それは先生の身だしなみが良かつたのと、郷里の重子夫人の心尽しによれるものであらう。

食物には無論好惡はあつたらうが、これも一切他人任せで何の不足も言はなかつた。莊内館の二十年間、歯が悪いので朝飯の時に漬物の代りに醤味噌を嘗める以外は、全く学生と同じ食事で通した。前章に述べたやうな低廉な食費であつたから、御馳走のある筈はなく、学生の中にさへ不平を言ふ者があるほどであつたのに、先生は些かも意に介せぬ様子であつた。口腹の欲は、死に至るまで先生の念頭になかつた。此事に就て重子夫人は、深い感慨を以て次のやうに語つて居る

先生の臨終は十月三十日であつたが、其の前五月の某日、主治医の本間・小柴両博士相談の結果、もう病氣の方は

すつかり病みぬいて、別に手当も薬も無用になり、唯此上は食餌によつて栄養を摂り、全身の衰弱を取り戻すより外はない重子夫人に申し渡した。之を聞いた瞬間に、重子夫人は先生の生死が自分の手に委ねられたといふ重大なる責任をひしひしと感じて、爾來食餌の栄養には寝食を忘れて、心からなる苦心を続けた。そして毎食事に、最後の箸を病床の先生の口に入れ終つた時には、まあまあ之で何の故障もなく予定の食事が納まつてくれたかと、限りなき嬉しさと有難さを感じ乍ら、昼にも晩にも、来る日も来る日も、同じ行事を繰返して、一年三ヶ月の長きに及んだが、其間先生は唯の一回も食膳を廃したことなく、唯々として夫人の差出す食事を規則正しく摂つた。或日のこと、夫人はお昼に到来のサラダを差上げ、晩にもまた先生が平素よりのお好み故とサラダを二箸三箸差上げた。夫人は嬉しさに堪らず、まあく今日のサラダはよかつたですね、併し幾らお好みでも毎日では駄目でせうから、此次にはこれ以上においしいものを差上げませうと言つたら、先生はぶつきら棒に『とんとうまくなかった』との返事である。それでは何故召上がつたのでござりますかと訊ねると、『喰べさせたから喰べた』と言ふ。此の意外の言葉に、夫人は驚きもし、情けなくも思ひ、また腹立たしくもなり、あなたの大膳職は迫も私には勤まりませんから辞職させて頂きましたと不平を洩らしたことさえあつた。然も先生の長逝後、先生の心事が初めて夫人に明瞭となつた――

『扱て不幸後には、遺骨の帰郷埋骨まで半年以上も、毎日毎日只一人で靈前を守り続け、明け暮れ在りし日の事をのみ偲び暮して居る間に、或日の事、はつと心にうなづかれ、今の今迄諒解に苦しみ居つた亡夫の偽りならぬ前述の言葉を、自分の愚の致す処より、徒らに腹立たしく思ひし事の浅ましさ、今更ながら恥かしく又申訳なく思ひますが、全く亡夫は總てに超越した心境に在られて、病氣は本間・小柴両先生に任せて吾闊せず、看病食事は家内に任せて吾闊せずの態度で、発病以来食欲減退、自然自然に衰弱加はる一方であつたのに、よくも召上られるものだと私は思ひ、主人の方では、何も欲しくないのに家内はよくもこんなに三度々々食べさせるものだ、其れがまた主治医の指導

の下に苦心しての食膳故に、生きてる限りはどうでもかうでも家の食べさせるものを食べようと、貴い広いお心より、全ペントウマクナカツタ・食べサセタカラ食べタのであつて、思へば思ふほど勿体のない事で、我身の考への至らなかつた愚かさを、死後に日を経て始めて悟り、つくづく遺るせない後悔を感じた事で御座いました。さりながらかうして規則正しい食事を取つて居られたが為に、永く続かれる限り続かれたものだと両先生に聞かされまして、せめてもの心遣りに致して居ります』

医学者にして心理学者たりし医学博士石川貞吉氏は、人間の音声言語は、其人の性格の一端を示すものであるから先生の伝記を編纂する場合には、其の音声に就て述べて置くようにと希望して、下のやうに先生の音声言語を説明して居る——『故人の音声言語は、かなきり声でもなく、鏗びもなく、寛に清朗で而して同時に活氣・勇氣あるのが特徴であつた。此の活氣・勇氣たる、亂に陥らず激越に失せず、常に調整を得たりで、而して滅多に滑稽諧謔を弄する様のことなぞなく、極めて真面目であつた。況んや皮肉をや、又況んや芝居氣即ちこわいろ等をや。さうしたものは無かつた。かく故人の音声言語には、技術がなく曲がなく、平板單調であつたけれども、併し所陳は明瞭であつた。それ故恐らく論客と言はんよりは、寧ろ事實の報告者に適して居つた様に思はる。但し之は、予は多く莊内館事業の報告の御演説にのみ接した僻見かも知らんが、何ともあれ、あの調整を保つた言語の活氣と勇氣なるものは、ふだんに精神内部に存する勇氣即ち緊張と努力とが、發して言語の音調となり、事業の推進力となつた様に思はる』

石川博士の説明の如く、先生の音声は澄んで稍々瘡高く、言語は率直平明であつた。但し先生が滑稽諧謔に縁のないやうに言はれたのは、博士が平素の先生の談話を聞かれなかつたからで、寧ろ先生は人を笑はせることに妙を得て居た。筆者の在館時代には、先生が知人の奇行や逸話などを面白可笑しく語り聞かせるので、館生はやんやと喜んだものである。其様な話の時には、語尾に『のう・とんと』と附けられるのが癖であつた。石田弘吉氏は先生が語られ

たことを、先生の語調を其儘に下のやうに伝へて居る——『館には頭の黒い大きな角が沢山居て、之が私の留守中私
の部屋に這入つて来て、押入から菓子箱を探し出し、中実を喰べてしまつて、其儘知らぬ振りをして蓋をして元通り
其菓子箱を藏つて置いたものです。私が役所から帰つて来て、そんなことは知らずに其菓子箱を出して喰べようと思つて、蓋を明けて見たら一つもなくカラムボになつて居たのですノー・トント』この『のう・とんと』が、今まで筆者の耳朶に懐しく残つて居る。また先生が晩年房州方面の或る海岸の町に著述を纏めるために出かけ、何の宿屋にしようかと思つて附近の人尋ねると、『堅いところで綿屋は可笑しにしようか』と

『竹屋の方にしよう』と言つて竹屋旅館に泊つたといふ話にも、先生の巧まぬユーモアが漂つて居る。

先生には来客が多かつた。莊内館の役員、同郷人、館生の父兄其他の訪問が平日でも多く、日曜の如きは早朝より入り代り立ち代り、引きも切らぬ夥しい來訪者であつた。先生は常に『半日留守すると來訪者四五人を失望して帰らせるやうなものだから、容易に外出が出来ない』と言つて居た。其等の多くの来客に対し、挨拶にも待遇にも全く表

れなく応対した。寸陰を惜む多忙の身でありながら、如何なる種類の来客にも遠しい様子を見せなかつた。些かの修

飾もない代りに、何の屈託もわだかまりもない先生の態度に惹きつけられて、總ての訪問者が皆満足して帰つた。先生は歩行する時は少し俯き加減で、小刻みな足取りで歩いた。前章に述べたやうに莊内館で学生の自修室を見まはる時は、ポン／＼と腹鼓を打ちながら、バタン／＼と上草履の音をさせて歩いた。もと鉄道省の同僚で後に總武鉄道会社の重役となつた石川純徳氏は大塚方面に長く住んで居たので、役所帰りの電車で自然よく先生と田端辺まで同車した。その石川氏の追憶談のうちに、先生と連れ立つて東京駅のホームを登り、向ふから電車が滑り込んで来る姿が見えると、それが随分遠方であつても、先生は必ず駆出して人込を押分け／＼、電車に向つて突進する様子は、實に驚くほど達者で、自分たちも引摺られて知らず識らず其後を駆けて往つたと言つて居る。そして石川氏は下のやう

に語り続ける——『ああいふやうな悠揚迫らざる佐藤さんが、何うしてさういふことをなさるかと思ふのであります
が、自分で考へて見ますと、ああいふ方ですから、鉄道省のお役所のお勤めも済んだ、それが済んだ以上は一刻
も早く家に帰つて、莊内館の仕事をしなければならぬといふやうな御意思が自然に働いてああいふやうになさるので
あらうといふやうに、実は考へても見たので御座います』恐らく先生の駆足は、石川氏の忖度するやうな動機からで
あつたらう。かやうにして先生の居常は水の流れる如く自然であり、行住坐臥、總じて如何なる修飾も誇張も無理も
なく、本然の姿を其儘に露呈せる生活であつた。数十年間毛筆を使はず、便利な万年筆で何もかも書き通した。手紙
も葉書も片仮名を用ゐた。碁将棋にも、音曲にも、骨董にも趣味がなく、またたとひあつたとしても之を愉しむ時間
がなく、仕事と研究とが趣味でもあり道楽でもあつた。

二 幸福なる家庭生活

夫婦別居生活二十年にも及んだ先生を、家庭的に幸福であつたと言へば、或は筆者の言葉を不当とするかも知れ
ぬ。併し乍ら最も善き妻と善き子とに恵まれた点から言へば、夫として又親としての先生は、比類なく幸福な人であ
つた。日蓮上人の言葉の如く、雲の行くは竜の力、矢の行くは弦の力、男の仕業は女の力であるが、先生をして安ん
じてその仕事に専念するを得せしめたのは、実に重子夫人の内助ありしによるものである。夫人は先生が郷党のため
に単身上京することに不平も唱へず、上京後も能く先生の心事を諒解して郷里の留守宅を守り、郷校に教鞭を執りな
がら立派に一女三男を育てあげ、毫も先生をして後顧の憂ひなきしめた。夫人が比間の苦衷を語れる前掲の追憶談は
人をして感泣せしめずば止まぬものである。やがて初老の四十五歳に達してからは、莊内館役員諸氏の再三の勧めに
より、上京して先生と同棲し、一家始めて監督舎宅に団欒するやうになつたが、只で住んで居るのが勿体ないとて、

粒々辛苦して貯へた壱千円を家賃代りとして莊内館に寄附し、更に先生長逝の後にもまた壱千円を寄附された。その夫人の高貴なる心事は、莊内館第四十一回報告に掲載された『再度の壱千円贈呈に就いて』と題する一文に陳べ尽されて居る——

『此度故監督の不幸に際しましては、皆様方の一方ならぬ同情により、あのやうに御立派な館葬をしていただき、万事万端御心からの御努力に一点何等の支障もなく葬儀の行事を終へまして戴きましたことは、私共遺族は勿論、親族一同感極まり、何と御礼の言葉も御座いません。嘸や故人も蔭ながら満足いたして居りますことと、厚く御礼を申上げます。猶又皆様がそれぞれ御多用にて寸暇もおはさぬ中に、二月十九日には丸ノ内鉄道協会にて故人のためにあのやうに盛大なる追悼会を御催し下さいまして、遺族親族共まで寄せて戴き、皆様方の御心からなる故人の思出話を色々と伺はせて戴き、今更ながら其の御懇情にしみじみと感動させられました。其節の御話中に、故人の記念事業として寄附金を募集されたとの事でしたが、それに付けても殊に此の時局柄でもあり、皆様の御苦労御骨折りの程も真に察し申され、殊に私には故監督在世中の寄附金募集に就いては、永年の間一通りならぬ苦心と手数とをつぶさに見て居りました關係上、實際に人事とは思はず、色々と深く考へました結果、今より約十年の昔、昭和七年四月三十日発行された莊内館第三十五回報告第八十七頁に、私が金壱千円を贈呈するに就いて其の理由を申述べて置きましたが今回もまた前例にならひ、再度の壱千円贈呈に就いて簡単に申上げて見たいと存じまして、限りある貴重の余白を拝借させて戴きました。

『扱前者の贈呈は、主に莊内館に対する家賃の意味で、私が大正五年一月一日郷里を出発上京して、本郷元町時代の新館家族室に起居する事となり、それ以来昭和七年まで十七年間明け暮れ念頭に忘る事なく、自分の恩給には一切手を付けず、只専心に家中の節約利用と、総ての天物を暴殄せぬやうにと、此の二つの目的を日課として、将来の

家賃蓄積に全力を尽しましたが、其間には大正の大震災により関係銀行解散等の不運に遭ひ、積年の苦心も水の泡になつたりしましたが、猶も負けずに貯蓄を続けて居ります中に、何時とはなしに塵も積れば山となりて、監督住宅台所の隅っこに結晶したる粒々辛苦の浄財が、たうとう壱千円に達しましたので、吾ながら其の苦心を思へば、只徒らに軽々しく私用するに忍び兼ねて、故監督の諒解快諾を得て、贈呈として戴いたので御座います。

『後者の贈呈即ち今回の分は、私としては故監督が一生を捧げて此の莊内館を思ふことの切なりしを思ひ、又自分自身もこんなにまで長く莊内館に起居し、監督亡き後も猶引き続き何時迄斯うして居る事が、思へば四人の子等は已にそれぞれ独り立ちとなり、其れ相応に円満な家庭をなして居りますから、私は母としての役目は已に卒業して居りましたのに、今度は又夫の臨終にも逢ひましたやうな訳で、いよいよ以て此上は何一つ顧慮する必要更になく、全く亡夫のあと整理と我身一つの始末をつけて、余分の物はきれいさっぱり分配して、成るべく簡単に身軽に余生を送り度いのは平素よりの望みにて、今已に其の時期になつた訳で、しみじみと感慨無量の今昔が偲ばれてなりません。

『私は十五歳にして母を失ひ、祖父母もなく、娘時代には次ぎくと人に語れぬみじめな気分に育ち、其後結婚当時より中年時代の二十数年間は國許に別居して、財政不如意の複雑なる留守宅を守り、全くうき春秋を過ごしたものですが、晩年の私は誠に仕合にて、今後余生を送りますにも有難い事には亡夫の扶助料と自分の恩給にて生活には心配なく、子等の力に万事を任せ得る私には余分の金品も無用と思ひ、又斯うして思ふが儘に処分が出来ますのも、人生絶頂の幸福にて、偏に神仏の御加護による事ながら、一般館友の方々や館関係の皆様方の御援助の結果と有難く心から信じて居りますので、せめては幾分なりとも、莊内館の為に又永年御援助を賜はりました皆々様に對して、いささか謝恩の微衷を現し度く、ここに再度の壱千円を贈呈する事にいたしました。若し之によつて幸にも伝記の編纂なり基本なりの一助ともなりますれば、誠に本願の至りに存じます。どうぞ皆様も共にく永久に莊内館のために御尽

力下さるやうにと、心から御願ひ申上げて終りといったします】

山内一豊の妻は、夫の立身出世のための馬を購ふために、鏡裡に祕藏して居た金子を出したといふことで、賢妻の名を竹鼎に垂れ、国民学校の教科書にまで載せられて居る。重子夫人の壱千円贈呈は、その動機の美しさに於て遙に山内夫人に優つて居る。妻として斯やうな夫人を得たことは、先生に取りて大なる幸福であつたと言はねばならぬ。此の夫人の訓育の下に、先生の一女三男は皆立派に人となつた。先生の主治医小柴博士は、先生に就いての思出を下のやうに語る——『監督は一向平氣で御自分の令息達を褒める事もありました。実によく勉強するとか、氣立てがよく出来るとか、不言実行の美德を備へて居るとか、物を活用するから何を買ってやつても楽しめるとかいふやうに自分の令息達の事を口を極めて申されるのであります。当時之を聞いて居る方の吾々は、監督が自分の子のことを褒めるのは可笑しいなどと思はないでもなかつたが、今にして考へて見れば、それは自分の子も他人の子も区別がないといふ処から來るのでありますまいか』恐らく小柴博士の言ふ通りである。先生は莊内館の館生も自分の子供も、一視同仁に『吾兒』と思つて居たであらう。その公平な先生を満足させるほど、先生の子供は見事に成人し、長女は良縁を得て泉崎三郎氏に嫁し、他目にも美しい家庭を作つて居るし、三人の令息は各自が自ら選んだ道を進み、或は教育家として、或は歯科医として、或は植物学者として、孰れも立派な生活を送つて居る。その令息達の先生を敬ひ、慕ひ、仕へる態度も、また世にも美しいものである。長男正能氏は下のやうに書いて居る——『私は時折論語を繙きますが、その度毎に父の事を述べて居るのでないかと思はれるやうな語句の多いのに驚くのであります。二三の例を挙げれば、「之を知るを之を知るとなし、知らざるを知らずとせよ、是れ知るなり」とか、「敏にして学を好み、下問を恥ぢず」とか、「樂んで以て憂を忘れ、老の将に至らんとするを知らず」とか、「敝れたる縕袍を衣て、狐貉を衣たる者と立ちて恥ぢざる者は其れ由か」とか、「温にして厲に、威ありて猛からず」など、そのほか沢山あるので

あります。

『昭和九年私が広島高工勤務当時、多少漢籍を好む素人の同僚四名と、莊子輪講会を始めたのですが、その何回目かの時、莊子外篇天運篇を私が講義する順番になりました。そしてその一節「……敵を以て孝するは易く、愛を以て孝するは難し。愛を以て孝するは易く、親を忘るるは難し。親を忘るるは易く、親をして我を忘れしむるは難し。親をして我を忘れしむるは難し。天下を兼ね忘るるは難し。天下を兼ね忘るるは易く、天下をして我を忘れしむるは難し……』の一句を読んだ時、私は父となら「親を忘れ」「親をして忘れしむる」ところまでは到り得るのでないかと、実に我身の程をかへり見ぬ思ひ上つたことながら、さう感じたのです。爾来父亡き今日まで、父となら其処までは到り得るといふ自信めいたものが、心の一隅にへばり着いて居るやうです。定めし大それた奴だと思はれるでせうが、とにかく父は私をしてさう感ぜしめるものを持つて居ました』

次男正久氏は斯う書いて居る——『兄は第二代の莊内館監督としてす暖なく、母はまた接待係の如く、私用の外出も意の如くならず、弟は莊内館委員として毎週火曜夜おそらくまで館務に従事する時、次男の私が歯科医業に専心して居る事は、誠に申訳なく思ふのであります。されば母や兄の処で、炭がないタドンがないと言へば、或は郵送したり或は炭俵を一俵かついで行つては、体をこはすと母に叱られたり、冬の夜おそらく委員会から弟が帰ると言へば、一人起きて風呂番をする事もあるのであります。私の診療所は日本橋でありますが、住居は幡ヶ谷で、弟の家と軒を接して居り、第一家は家の風呂にはいりに来るのであります。尚父を火葬した火葬場は僅一丁の先であり、私は毎夜十時頃この火葬場通りを帰つて來るのでですが、家に近づくと、父を火葬にした煙が、家の屋根の上に漂つて居るやうに思はれるのであります。』而して三男正己氏は斯く言ふ——『父は幸福だつた。この変転極まりなき時世に於て、最も幸福な生涯を持つた人である。健康に注意すれば、父のやうに永く生きることも可能であらう。父のやうに研究し、業

續を残すことも出来るであらう。併し父のやうな人間になることが、果して出来るだらうか』夫婦相和し相信じる」と斯くの如く、親子相敬し相愛すること斯くの如く、兄弟睦ましきこと斯くの如し。晩年二十年の先生の家庭生活は極めて幸福であつた。

『妻と親兄弟』と題する一文章は、先生晩年の執筆にかかるものであるが、之によつて最もよく先生の家庭観を窺ひ知るべく、然も之に述べられて居るところは、先生及び先生の諸令息によつて見事に実践されて居る。それは広く世に読ましめたい家庭訓なるが故に下に之を採録する。

『妻と親兄弟』

家庭は各人より成り、国家は各家庭に依り組成せられ、各人が健全で其の心懸けも良ければ家庭が繁昌し、各家庭が円満で繁昌すれば國家が富強に為る。各家庭が繁昌しないで国家が富強に為ることはない。各家庭の繁昌は各家族が何れも其の心懸けが良く、親子兄弟の関係が円満であることによつて生ずるものである。

各家庭に於て子供が皆独身の時は、親子兄弟何れも円満であつても、子供が次第に生長して各結婚するやうに為ると、親子兄弟の関係が初のやうに円満に行かぬことが多い。それは親は、内の子供は元はかう云ふことはなかつたが嫁を貰つてから別に為つた、之は嫁が後から操つて居る為であらうと思ふ。又弟は、自分の兄は元はかう云ふ人であつたが、結婚後に別に為つた、之は兄嫁がかれこれ言ふ為であらうと思ふ。兄も亦同じやうに思ふ。之は必ずしも妻がかれこれ云ふ為でなく、本人が妻に対しさうすることもあり、又他の推測に依ることもある。併し其の原因は何れに在るも、さうなると相互の感情が段々阻隔して円満を保ち得ぬことに為る。支那の繆彤と云ふ人は四人の兄弟があつて何れも妻を持ち、四夫婦が同居して円満に生活したと云ふことで、千古の美談と為つて居る。兎角家族が多く為

ると色々苦情を生ずる。例へば他に縁付くべき年頃の娘が家に居るとか、出戻りの姉又は妹が居るとかの場合には、家庭に風波を生じ易い。小姑一人鬼千匹と云ふ諺まで生じて居る。西洋では子供が結婚すれば別居する。私は二男三男ならば別居するは当然と思ふけれど、相続人たる長男だけは父母と同一家庭に住まはせたいものと思ふ。併し苟も感情の衝突を生ずる虞あるならば、互に感情を悪しくしてから別居するよりは、速に別居した方が宜いとも思ふ。殊に現代の如く思想変動の過渡期には猶更注意を要することである。

中には結婚すれば自分の妻のみを愛して親を忘れる者が少くない。如何にして妻の歎心を得べきかと努める。従つて妻の里方の人々を優待し、次第に実父母兄弟に遠ざかり、妻の父母兄弟に親しむことに為る。其の人の考へには只妻あるのみで、親とか家とか云ふことは殆どない、況んや国家に於てをやである。

私のことを言つては失礼であるけれど、私は妻を愛し妻を敬することは決して人後に落ちぬ積りである。併し妻を親より重しとは思つて居らぬ。若し天変地異があつて、親と妻とが危険に陥つたならば、私は断然親を先に救ひ出したであらうと思ふ。佐藤一斎の西肥客中の詩に『親を思うて又識る親の我を思ふを、妻孥を夢みずして二親を夢む』と云ふ句がある。真に尤のことと思ふ。男子が養子に為つたとか、女子が嫁入をしたとかの場合には、情に於ては実父母の方は厚くとも、義に於ては養父母とか舅姑とかを重んじなければならぬ。私は養子に為つたのであるから、養家に対しては実家よりは厚くせねばならぬので、其の覺悟で居つた積りであるが、私の或る尊親屬は私が実父母に対し尽すことが厚きに過ぐると評されたさうである。併し私は從来養家に対し、些細のことに対する多く欠點があつたらうけれど、大局に於ては相當に尽したと考へて居る。

人は又家の為、公共の為には自己及妻其他の家族の幸福快樂等を犠牲にせねばならぬことがある。私は二十年間妻をして老親を養ひ幼児を育て留守宅を守らしめ、自身は郷里を離れて公共の事業に従事した。妻は之が為に非常な

る艱難をし苦痛を忍んだ。今に至り考へれば真に残酷なことをしたと思ふ。或る人は近頃流行らぬと評されるが、現代の人には親とか家とか公益とか云ふことは考へないで、只自己の幸福快樂のみを考へ、夫婦享樂的生活を送り居る人が多いやうである。併しそれが果して其の人の永久の幸福を来たすものであらうか。それで国家は富強に為り得るであらうか。私は人には犠牲的精神と犠牲的行為となければならぬものと思ふ。孝道を百行の基とする従来の道德は維持せねばならぬと信ずる。又家族的制度は出来得る限り継続したいものと思つて居る。

前にも述べたやうに、妻を娶れば只管妻の歎心を得ることに努め父母を疏外し、父母が少しでも其の妻を訓戒することあれば、忽ち反抗的態度を採る者がある。父母に反抗するは甚しい罪悪で、人としてあるまじき行為であることは言ふ迄もないことである。本人はそれが妻の歎心を得る方法と思つて居るだらうが、之れは決して妻の幸福を來たすものではない。世事に経験のなき若き夫婦が、父母の指導を受け反省自責して修養を重んずることが、其の人自身の永久の幸福を來たすものである。殊に他より來りし者は其の家風に同化する必要がある。永く一家族として幸福なる生活を為さんとするには、どうしても父母の指導を受けねばならぬ。然るに父母の訓戒を拒絶し自ら満足し居る者は、啻に孝道に反するのみでなく愚の甚しいもので、寧ろ憤むべき者と謂はねばならぬ。

又妻なる者も夫が叙上の行為あるときは、其の不道なるを忠告し、斯る誤りたる行為を為さしめぬやうに注意するは妻たる者の当然為さねばならぬことである。妻の歎心を得んとして為したことにつき、却て妻の注意を受けたならば、夫は悟る所あらうと思ふ。殊に斯る人は妻の言は唯々として聞入れるは普通である。若し夫の行為に気付かれいで夫をして誤りたる行為を為さしむならば、妻も其の責任を分担せねばならぬことに為る。故に妻たる者は常に夫の行為に注意し、喜んで舅姑の訓戒を受くるやうにせねばならぬ。妻の注意に依り夫が其の過ちを悟れば、一家は円満なる関係を保ち、國家富強の基礎を為し、妻たる本分をも尽し得ることに為る。

私は斯の如くして各人能く注意し、各家庭を幸福にして繁昌ならしめ、延いて国家の富強を来たさんことを切望するものである。

三 無私の生活

先生は晩翠といふ雅号を有し、新聞雑誌への寄稿などに時折使つて居た。それは小学外篇『灼々たり園中の花、早く發いて還た先づ萎む。遲々たり潤畔の松、鬱々として晩翠を含む。賦命疾徐あり、青雲力めて致し難し。語を寄せて諸郎に謝す、躁進は徒為のみ』の句から採れるものである。先生の山形師範学校同窓で、寄宿舎にも同室せる前新庄中学校長佐藤孫六氏は、当時自分は晩翠と号して居たが、先生も同じ雅号を持つて居たことを知つて、自分の晩翠を止めにしたと述べて居るから、先生が此の雅号を用ゐたのは、若年のころからのことである。而して名の実を現はすこと、先生の雅号の如きはない。先生の生涯を通じて、躁進などは薬にしたくもなく、青雲のために離騒したことにも更はない。唯賦命の疾徐あるを知りて、歩々堅実に自己の踏むべき道を進んで行つただけである。官吏としては勤続三十二年にして、六十七歳の時に僅に高等官三等になり、また七冊の著書の第一冊は五十三歳の時の刊行であり、最後の著書は實に七十三歳の時であつた。まことに遅々すぎるほど遅々たるものであつたが、鬱々として晩翠を含めることもまた事実である。

昭和十三年九月発病後、昭和十四年十月三十日逝去に至る一年四ヶ月の間、医師の注意によつて面会を謝絶し、先生は全く病床の人となつた。初めから相当重態で家族の者は心配して居たに拘らず、先生は病裡病を忘れたるもののが如く、一向平氣で鉄道買収法案の議会議事録の速記を役所から取寄せ、床中で之を読みながら鉛筆で印などつけて居た。後に医師から読みものを禁じられてからは、重子夫人や令息に読ませたりした。普通の人には少しも興味がない

質疑応答で、重子夫人などは何のことやら皆日わからず、唯文字を読むだけであつたが、先生はウンウンと肯きながら聴いて居た。そして『これや、病気が癒つたら論文を書かなくちやいかん、質問者にも答弁者にも誤解がある』と言つて居た。亡くなる二週間前には『鉄道軌道經營資料』といふ月刊雑誌の特別号を五部注文した。『何にするのですか』と訊ねると、一冊は自分で読み、一冊は製本用にバラバラにし、あの三冊は某々氏等に送つて読ませるのだ、と答へた。其後数日を経た亡くなる十日ばかり前の或朝、先生は枕頭の夫人に向つて『夢の中でも立派な論文が出来たから、その続きを考へようと思つたところ、目が覚めたらすくくと消えてしまつて、筋書きや題目さえへ判らなくなるんだから、夢といふものは情ないものさ。惜しかつたなあ』と言ふ。流石の夫人も呆れはて『論文の事など考へずに、早く癒ることでも考へて下さいよ』と言つたところ、先生は『病気は本間さんと小柴さんに任せてあるし、看病はお前がしてくれるし、さうなれば論文でも考へるしかする事がないぢやないか』と答へた。かやうにして先生は、面会まで禁止されて居る重病人でありながら、悠々閑々として平生と少しも変らぬ病床生活を続けた。食事も最後まで一回も廃せず、うまいとも言はず、まづいとも言はず、規則正しく二杯づつ摂つた。一年四ヶ月の間、一度も不満・焦燥・煩悶・苦痛の言葉を発せず、また其の素振りさへも示さなかつた。そして枕頭最後の遺言がなかつたのみならず、一年四ヶ月の長い病床生活の間に、先生自身の死後に關するやうな言葉は、夫人にも令息にも、一言半句も漏らさなかつたのである。

主治医の一人本間英史博士は、死に至る重症の長き経過に於て、少しも意識を失はず、然も少しも苦しまず、悠々として長逝せる先生の大往生振りを讃嘆しながら、下の如く自問自答して居る——『然し、それなら、佐藤さんの場合、眞実少しも苦しくなかつたのか、それとも、御忍耐強くあられた結果、あの様な事になつたのではないかと考へると、それはどうも、ああ平然と、苦しくないと申され、眉毛一つ動かされない御態度を見て、眞実苦しくない、痛

くもなかつた為かと思はるるのであります、又翻つて考へると、あれ程の病氣で、苦しくもない、痛くもない、苦闊もない、煩悶もないといふ事は、そして夫れば、御臨終の際まで、少しも意識を失はず、然も苦しくないといふ事は、容易に信じられないことでありまして、是れは、どうも佐藤さんの病に処しては苦痛などを訴へるものではないちつと辛抱すべきものであるとの平素の御覺悟が、強力無比な潛在意力となつて居て、あの様な場面にしてしまつたのでないかと思はれるのであります。……どうも平凡な吾々であつたら、あの佐藤さんのやうな御病気になつたら、やつぱり人並に苦しかつたに相違ないと存じます。あれは佐藤さんが、御自分の御精神、御覺悟で、苦しくないと感じられたのであり、佐藤さんにして初めて真に苦しくなかつたのだらうと思ふより他、考へ様がないやうに思ふのであります。即ち「心頭を滅却すれば、火も亦涼し」という境地に他ならなかつたらうと思ふのであります』

此の病床に於ける先生の生活は、實に先生の生涯の縮図である。官吏としての先生は、地位は高からず、昇進は最も遅々たるものであつたが、不平不満の色は露ほどもなく、自己の境遇に安住し、孜々として其の職分を尽して來た。莊内館の仕事も同様で、他人の忍び得ぬ不自由を平氣で忍び、無理解の非難に屈託せず、不慮の災厄に動ずることなく、唯一筋に自己の路を進んで來た。日本通運会社が創立された時、役所の内部にも、会社の幹部となるべき人の間にも、先生に同会社の監事になつて貰ひたいといふ希望が強く動いて、当時の喜安鉄道次官から就任を懇望された時に、先生は『鉄道省の事と莊内館の事の外は、何をやらうとも思はず、また思つたこともない。自分は左顧右盼といふことをせぬ』と言つて辞退して居る。先生は實に前後四十年の長きに亘りて、左顧右盼せぬ生活を続けたのである。左顧右盼せざるが故に動搖がない。動搖なきが故に不安がない。先生の日常があれほど多忙を極めて居たに拘らず、他目には毫も多忙切迫の感を与へず、却つて平和と静安そのものの如く見えたのは、其の生活が決して浮動せぬ確乎不拔の精神の上に打立てられて居たからである。

利慾を追ふこころ、名譽を求めるこころは、人間を必死に努力させる力を有つて居る。自分の名利のために、驚くべき根気と熱心とを以て働き続ける人は、決して世間に珍しくない。然るに先生は極度に名利に恬淡であつた。例へば官吏の或者は、役人を辞めたら何處の会社に入つて裕福な生活をしたいとか、此の程度で役人を切り上げて外郭団体のやうな所に入りたいとか、とかく一身一家の計をする。然るに先生は、前述の如く喜安次官から日本通運会社の監事になるやう懇望され、再三辞退したけれど遂に断り切れず承諾した。此の就任交渉の場面に居合せた平山孝氏（当時の文書課長・後の東京鉄道局長）は、謂はば榮達ともいふべき非常に好都合の地位に就くことを奨められながら、淡淡として辞退し去るとは、世の中には随分変つたものだと驚いたとのことである。而して止むなく監事には就任したが、所謂平監事で常勤ではないのに、月々支給される手当を気にして、喜安次官に会ふ度に必ず其事を口にして居た。また決算期に支給される賞与金に就いても、貰ふべき理由がないとして特に気にして居たが、思案の末賞与金を貰ふ毎に其の大半を財団法人鉄道育英会に寄附することにした。そして夫れにも人目に立たぬやう気を配つて居た。

これは女婿泉崎三郎氏の実話である。同氏が瀬戸市長在職中に、要件があつて名古屋鉄道局に須田局長を訪ねた。其時須田局長は『佐藤さんは鉄道会計の權威者であり、又高潔なる人格者として知られて居るから、顧問とか相談役とか重役とか嘱託とか、名前さへ出すことを承知すれば、多くの会社が大いに歓迎するので、労少くして収入の多い途が開けるのであるが、此事をお話すると、佐藤さんは顔を背けて疋に返事もされぬ。實に不思議な人だ』と語つたさうである。

それほど利慾に恬淡であつたからこそ、鉄道省に於ける先生の担任が、屢々繰返したやうに地方鉄道の会計監督・買収補償の事務といふ金銭に関係したことであり、甚だ誘惑多き仕事なりしに拘らず、何人も先生の廉潔を疑はなか

つたのである。

先生はまた名譽を求める心もなかつた。財團法人では理事中に理事長を置くのが通例であるから、莊内館関係者は先生が理事長の任に就くやうに種々懇請したが、先生は理事長などの名義がなくとも、差支へなく仕事が運んで居るから其の必要がないと固辞して、決して承諾しなかつた。それ故に莊内館には今日も理事長がない。また著書の刊行も、名声を博したいためでも利益を收めたいためでもなかつた。最初の著書『鉄道会計』が、発売二十日ならずして初版千部を売尽し、二版五百部も日ならずして売切れようとした時、先生は友人への書簡の中に『世の中は實に意外のものと存候』と書き送つて居る。

かやうにして先生の絶倫の精進は、決して名利のためではなく、實に人のため、世のためであつた。役所の仕事も莊内館の仕事も、乃至数々の著作も、自己の利益や名譽のためでなく、斯うして置けば人のためになる。郷党のためになる、社会のためになる、国家のためになるとして精進したのである。藤川福衛氏は先生の鐵道省に於ける勤務振りを、靖献生活四十年と言つて居る。靖献とは自己の地位に安んじて、渾身の奉仕をする意味であり、まことに先生の生涯を道破して適切至極である。先生の生涯は一貫して奉仕の生活、犠牲の生活、従つて無私の生活であつた。無私なるが故に迷はず動かず、隨所に主となりて其の務むるところに最善を尽すことが出来た。若年にして夙く既に晚翠を覺悟せる先生は、疑ひもなく道德的天稟を恵まれて居た。而して其上に平常実務の間に不斷の鍛錬を重ね、積功累徳して終にあの高貴なる人格を築け上げたものであることは、先生の『真劍味』と題する一文章によつて知ることが出来る。此の一文は、先生が自ら実踐躬行せる所を青年に求めたるものにして、先生終生の心構へを最も明白に物語るものなるが故に、次に之を採録する——

『真 剣 味』

真剣味とは、白刃を執つて両々対立した時の氣持を云ふのである。此の場合には命懸けの勝負である、寸毫も油断することが出来ぬ。少しでも間隙があれば直に切込まれて生命を失ふことになる。此の真剣の勝負を為す時の氣持を以て事に当つたならば、如何なることでも出来ぬことはなからうと思ふ。即ち真剣味を持つと云ふのは、精神を集中し誠意を籠め、十分に緊張して少しも緩みのないことである。然るに世の人の事を為すのに、職務に従事するにしても、又學問をするにしても、此の真剣味が乏しいやうに思はれるのは、甚だ遺憾とする所である。

茲に一つの面白い話がある。徳川幕府時代に柔道の大家に渡川伴五郎と云ふ人があつた。此の人は平素芝居などを観ることがなかつた。その頃市川海老蔵と云ふ俳優があつて非常な評判であつた。渡川の友人が或日強ひて勧めて海老蔵の芝居を観に連れて行つた。然るに渡川は、海老蔵の舞台に出る所を見て、實に名人だと言つて感嘆措かない。

友人が、君は是迄芝居を観たこともなく、又まだ舞台にも上らぬのに何うしてそんなに褒めるのかと言つたら、渡川は、彼を見給へ、彼の身体には一寸の隙もない、何れより組付かうとしても組付くことが出来ないと言つたさうだ。恐らくは海老蔵の全身に彼の精神が籠つて居たのであらう。斯くの如くであつて初めて初めて芸術も奥義に達し、名人と謂はるるであらうと思ふ。

又之も有名な話であるが、宮本武蔵が名古屋に居つた頃、尾州藩に柳生兵庫と云ふ俊傑が居つた。或時武蔵は途中で、身の構へと云ひ、眼の配り方と云ひ、寸毫の隙もない如何にも立派な武士に出会つた。武蔵は之は予て聞いて居る柳生兵庫であらうと思ひ、進み出でて名乗つたら果してさうであつたと云ふことである。昔は武士は門を出づれば七人の敵あることを覚悟せよと諒めて、坐臥進退にも注意し、一舉一動も疎かにしなかつたさうだ。斯くの如く注意

して精神を練り身体を鍛へ、志す所の道を励んだならば、其の上達するは当然のことであらう。途を歩く間にも全身に精神を籠めると云ふことは、我々凡庸の者には容易に出来ぬだらうが、せめては仕事をするとき、又は研究をするときだけでも、真剣になつてやりたいものと思ふ。

宮本武蔵はかの有名な五輪書の序文に、『我若年の昔より兵法の道を心懸け、年十三より二十八九迄の間に於て六十余度の勝負を為すと雖、一度も其利を失はず、年三十を超えて跡を思ひ見るに、兵法至極して勝てるに非ず。猶も深き道理を得んと朝鍛夕練して見れば、自ら兵法の道に合ふこと、我が五十歳の頃なり』と云つて居る。十三より六十余度の真剣勝負を為し、猶も朝鍛夕練して五十歳以上迄も怠らないと云ふ、其の道の蘊奥を極め得たのも怪しむに足らぬことである。吾々は此等の話を聞く毎に、真に慚愧に堪へぬのである。

近來の青年は兎角輕佻浮薄に流れ、下らぬ理窟などを巧に述べるけれど、全く真剣味を欠いて居るものが多い。執務にも研究にも精神の入れ方が乏しい、余りに巫山戲過ぎて居る。もつと眞面目に慎重に重厚にありたいものと思ふ。口先の人でなく腹の据つた人に為りたいと思ふ。御世辞が甘く人の御機嫌を取ることの巧なるを以て怜俐な者と思ふなどは、以ての外のことである。事に当たり刻苦することなく、徒に安逸を貪つて居つたならば、決して大成することが出来ぬ。口先の議論や怜俐であることを止めて、精励刻苦躬行実践せば、たとひ遲鈍の者でも必ず或る程度迄は上達し得らるることと思ふ。職務がつまらぬとか、俸給が少いとか、上の人に眼がないとか、不平のみを言つて居る者は、何時迄も上進することは出来ぬ。眞に其職が自分の性質に適しないとか、俸給が余りに少いと信するならばさつと他に転職するが宜い。それも出来ずにつよくよしながら貴重の日月を徒に費すは、甚だ誤れることである。

鎌倉時代の名僧道元禪師は『一日の身命は貴むべき身命なり、貴むべき形骸なり。然あれば一日を徒らに使ふこと勿れ。此の一日は惜むべき重宝なり、尺璧の価値に擬すべからず、驪珠に換ふること勿れ、古賢惜むこと身命より過

ぎたり。静に念ふべし驪珠は求めつべく、尺璧は得ることあらん。一生百歳のうちの一 日は、一度び失はば再び得ることなからん。何れの善巧方便ありてか過ぎにし一日を還し得たる、紀事の書に記さざる所なり』と説いて居る。而して禪師は当代僧侶の墮落を嘆き、厳格なる僧堂の制度を定め、自身之を実行して其の範を示して居られた。禪師の教訓は實に我々の服膺すべき金言である。自らの行為を省れば真に慚愧に堪へぬことのみ多い。

然るに現今我が青年の多くは、剛健堅固の氣象に乏しく、又好学知新の念に薄く、姑息に流れ苟安を食り、唯其日暮しを為し居る体で、全く真剣味を欠いて居る。斯かる有様では、役所に於ても会社に於ても、其の成績の挙がる筈はなく、又本人の進歩も望み得ぬことである。今に於て大いに猛省して、道元禪師の訓言に遵ひ、宮本武蔵の所謂朝鍛夕錬する所なくば、独り其の人の為のみならず、國家の為に真に憂ふべきことである。それで如何なる職務であらうとも、其の任に在る以上は全力を尽して真剣味を以て其の職責を完うし、尚研究を重ねて改良進歩を図るべく心懸けねばならぬ。一日一刻たりとも空しく過ぐすことのなき様にせねばならぬことと思ふ。

四 天を相手とせる生活

先生は逝去の一ヶ月前に、山口白雲氏への通信の中に、『神が私を此の世を去つて來いとお召しになるなら、何時でも死んで行く。若し此のままに居れといふなら、何時までも此の世に居る。さう決心が出来て居るから安心してくれ』と書いて居る。先生の甥にして生家の当主たる辻吉次氏は先生の信仰に就て下のやうに述べて居る——『叔父は真に神を信じ、神の御心に副ふものは必ず救はるべし。故に自己の安心・幸福を享受するには神の御心に副ふべく努力せよと、毎日神様を礼拝し、且供養するのみならず、その神の心に同化し、おれがおれがをなくし、天地の公道に本づく所の孝道を始め、社会に及し、往いては祖先より御賞を得る行為に対しては、天の祐はあるものなりと、深

く天道を信じ居られたり』同氏が昭和十年一月一日莊内館に先生を訪ねた時、先生は御先祖代々の御供養料だと言つて金壱千円を同氏に贈呈し、人間は何時往生するか知れないが、彼世に往つて父母又は祖父母に会ひ、『雄能よく來たのう』と言はるれば満足だと告げたさうである。

昭和十一年、水上温泉に静養中、稀なる豪雨のために旅館の直ぐ下を流れて居る利根川が大氾濫し、立木や橋は固より、家屋の流失まで見た時、先生は雨中に傘をさして崖の縁に出で、渦巻く濁流を直ぐ脚下に見下ろして居た。川添ひの部屋に居た人々さへ、氣味悪がつて皆室を去つて居た時のこととて、旅館の人が驚いて注意したところ、先生は『神様が護つて居て下さるから大丈夫ですよ』と笑つて居た。旅館の女主人が『先生は不思議な方ですね』と附け添へて、後に此事を重子夫人に語つたさうである。

神の加護の下に在るといふ先生の堅い信仰は、決して晩年からのことでない。前述の如く先生の鉄道省属官時代には、一年の三分の一以上、多い時には二分の一以上も私鉄会社の会計検査のために地方に出張して居たのであるが、当時は今日と異なり、鉄道事故が頻繁であつたので、家族や近親の者が常に先生の安否を心配して居た。先生は其の心配に対して当時から『神様がちゃんと私を護つて下さるから、決して不慮の事故に遭ふやうなことはない』と言つて居た。

先生の生涯は、大西郷の所謂天を相手とせる生涯であつた。先生の人格を飾れる諸々の美德は、実に其根を敬天に下ろして咲き揃へる花である。此の先生の信仰を語る最も善き資料は次に掲げる『天道様の会計帳簿』と題する文章である。そは淡々として水の如き文章であるが、内に潜む信念は強烈であり、先生は此の一篇に述べられてある通りの生活を続け、俯仰天地に愧ぢざる一生を送つた。長逝の年の四月中旬頃から、先生は日中昏々と眠ることが多かつた。或時先生が『若し自分が悪人だつたら、斯う安らかに眠つては居れまいとつくづく考へたよ』と感慨深さうに述

べたので、之を聞いた重子夫人が『ほう、あなたはそんな善人でしたか』と言つたところ、先生は『善人だか悪人だか、さう改まつて考へて見たことはないが、心に懸かる事は何一つないからさ』と答へた。先生は、天の帳簿に貸を多くし得たと確信して、偉大なる往生を遂げたのである。

『天道様の会計帳簿』

私は三十幾年間地方鉄道の会計検査に従事し、会計帳簿の検査をして居つた。或る雑誌に私の人物評論を掲げて、『一度会計検査に赴くや、一切の帳簿は照魔鏡に懸けられて、一分一厘のごまかしもきかなくなり、月給百円そこそこのサラリーマンがごまかした帳簿をめつける如きは、屁の河童である』と書いて居つたが、巧にごまかした帳簿は吾々凡人にはさうざうさなく分るものではない。若し天道様の会計帳簿に対照することが出来るならば、正否は直に分るだらうと思ふ。

私は多年人間の作った帳簿は見て居つたけれど、天道様の帳簿は曾て見たことがない。簿記学者は銀行簿記又は商業簿記とか、貸借簿記又は收支簿記とか云つて研究して居るけれど、天道様の会計帳簿の記載方に付ては、曾て研究した人のあることを聞かない。因て少しく研究して見ようと思ふ。

会計学者は何と云つて居るか知らないが、私は現金の入る場合に四つの種類があると思ふ。

第一は営業収入、物品売却代金、公債社債又は貸金預金等の利子又は其の返済入金、株式の配当金、土地家屋の賃料、其の他報酬・俸給・歳費・恩給・年金・賞与金等で、之を受けても代償が既に払はれてあり、新に債務を負ふことのないものである。

第二は社債の発行とか、借入金・預り金等で、之が為に新に債務を負ふことになり、或は時期に至れば之を返済し

なければならぬ。且概ね其の利子を支払ふ義務を負ふものである。第一種の収入で未経過期間に属するものは、仮受金として第二種の収入と同様に整理される。

第三は寄附金・補助金又は恵与金の額で、之を受けても別に債務を負はず、之を返済する義務のないものである。中には或る場合には之を返済する条件を附せられることあるけれど、それは特別の場合で、苛酷なることは殆どなきものである。

第四は詐欺・強窃盗・收賄等の収入で、全く不正の原因に基き取得するものである。

以上四つの種類ありと思ふが、之を記帳するに付き、人間の帳簿に記載するのと天の帳簿に記載するのと、如何なる相違あるかを次に研究する。

大体に於て人間の帳簿は、法令の規定に基ける権利義務に依り記載するが、天の帳簿は天道に照鑑し、正理に基いて記載せられるもので、必ずしも権利義務に拘泥しないものと思ふ。

第一の種類に付て人間の帳簿は、法令に違反することがなければ別に債務を負ふことなく、利益として記載する。然るに天の帳簿は、仮令法令の規定に基ける手続よりすれば受取して差支へないものであつても。其の実質を調査して不当であれば、之を第一種の収入として記載しない。例へば会社の重役が不当の報酬を受けるとか、其の資格も実力もない者が上司に取入つて過分に受けて居る俸給とか、或は怠けて居つて十分に職務を尽さない者の俸給とか、不當に高価なる物品代、過当に高率の賃金利子といふやうなものは、第二種又は第四種として記帳せられ、早晚之を辨償しなければならぬものと為つて居る。昔も斯様なことがあつたと見えて。祿盜人と云ふ辭が残つて居る。此等は何処かで差引を立てられる。世の中には此の記帳方法のあることを知らないで、自分の行為を悪いと考へずに、平然として居る者の多いのは概嘆に堪へぬ次第である。

第二の種類に付ては、天人共に債務を負ひ、之を返済せねばならぬものであるが、中には初より返済の意思なくて借入れる者がある。此等は天の帳簿に於ては、第四種として懲罰附の口座に記帳せられる。

第三の種類に付ては、種々の性質のものがある。前に受けたる恩返しに寄附補助又は恵与するものもあり、或は将来便宜を得んが為にするものもある。既往に付するものは決算済となり、将来に義務を負ふことはないけれど、将来に対するものに付ては、其の希望を満たさしむべく努めねばならぬ。故にそれだけの義務を負はねばならぬ。世間に於は、借りるのならいやだけれど、貰ふのなら喜んで受けると云ふ人がある。私はそれは大なる誤りと思ふ。既往に於て代償と為るべきことを為した場合は格別だけれど、然らざれば只貰つても、天の帳簿では必ず第二種として借りたものと同様に記帳せられるに相違ない。何時か之を返さなければ帳消しにならぬものである。

私の妻は他より物を貰ふと心配だと常に言つて居る。なぜかと言へば、只貰ふことは出来ぬ、其の人によりては、貰つたより多く返礼せねばならぬことがあると言ふ。さう思つて居れば間違ないと思ふ。只貰つたから大いに儲かつたなどと思つて居るは大なる誤りで、天の帳簿には第二種として借の部につけられて居るに相違ないのである。

第四種に之を收入しても人間の帳簿には記載しない。若し記帳するならば、必ず事実を曲げて他の性質の収入として記帳する。私は或人より会社の重役が社印を濫用して手形を発行したときに、如何に記帳するかと問はれたことがある。斯かる場合には決して記帳しない。会社の計算以外のものとして居る。

某会社の重役が屢々不正の手形を発行して、其の支払時期に他に知られぬやうに書換をする為に、非常に苦心したといふ話を聞いたことがある。不正なことをすれば、之を隠蔽し又其の発覚を恐れる為に、どれだけの苦心をして居るか知れない。斯くの如く此種の収入は、人間の帳簿には記載せられぬけれど、天の帳簿には正確に記載せられ、元金だけを償還しても、外に余程多くの利子即ち善事を為さなければ、帳消しにはならぬものである。

以上四種の場合に付き一応説明したが、法律上では時効と云つて、一定の時期を経過すれば物の所有権を取得し、又は債務を免除せられることがある。人間の帳簿は法令の規定に従つて整理すれば宜しいけれど、天の帳簿は之を認めて居らぬのだらうと思ふ。此等は慈善事業に寄附するなどが最も適当なる処理方法と思ふ。遺失物拾得の場合も同様である。又人は心付かないで不当の事を為し、天の帳簿には明に借として記帳せらるることがあらうと思ふ。かの不當利得の場合などに、本人が知らずに居ることがある。故に資産相当に慈善事業に寄附するとか、無報酬で他の為に尽力するとかは、其の負債を銷却することに為るものである。

又人は金錢を受入れたときには、帳簿に記載するとかして、重大に考へて居るけれど、物品や饗應を受けるとか、人の世話になるとかは、轻易に考へて余り心に留めぬ人も少くないが、之も負債同様のものであつて、何時か返さねばならぬものである。場合によりては受けた其の人に返すことが出来ず、其の子孫又は他の人の為に尽して返済することに為ることもある。自分が人の為に尽して報酬を受けぬとか、金錢其他を貸与して利子又は使用料を少く受けるとか、又は全く受けぬとか、其他公益慈善等の事業に尽すものは、皆天の帳簿には貸となつて記載せられる。其の返済を受けねばならぬ子孫が、之を受けることもある。

支那の昔の人は、陰徳を冥々の中に積んで、子孫長久の計を為すと謂つて居るが、人間の帳簿には間違もあり、又ごまかしもあるけれど、天の帳簿は誠実正確のものである。積善の家に必ず余慶ありと云ふも、其れより生ずることである。基督は火にも焼けず水にも流れざる宝を天国に積めと謂つて居るさうであるが。天の帳簿に貸を多くすることは、人間の最も大切なことで、大いに努めねばならぬことと思ふ。

兎に角天の帳簿の記載方法は、人間の帳簿のやうに杜撰なものでなく、天道に基いて正確明瞭なものであることは、一点の疑ひがないと信する。私の亡友故秋保親正氏は、物理学校出身で長く数学の教員をして居つたが、能く天

の帳面には云々と書つて居た。本篇を稿してそぞろに亡友を懷ひ起したので、一言茲に附記する。（『鉄道知識』昭和八年八月号所載。先生齢六十九歳）

五 一切を愛せる生活

先生の体質は既に述べたやうに決して岩乘ではなく、謂はば蒲柳の質であつた。先生の生命を奪へる病氣も、昭和十三年に発したのではなく、主治医本間博士によれば、實に少くとも三十年以前に發病して居たのである。博士は語る——『それを私が初めて發見したのが明治四十二年で、その後今日まで、實に其の御病氣が続いて居たのであります。然もそれは間断なく進んで来て、遂に今日の御不幸を見るまでに發展して來たのに他ならぬのであります。其間實にいろいろの事がありまして、普通の人ならば到底出來さうもない事を、よく御辛抱なられたり、又普通の人ならば心配でたまらぬと云ふ様な時でも、平然として居られたのであります。然し之は決して御病氣を、世の常の豪放者流や無闇心者の如く、等閑に附して居られたのではなく、實に當方で申上げた通りの細心な注意を払ひ、慎重な態度を以て御養生せられて居つたのであります。今日まで約三十年に亘る、その重症の悪化を見ず、御健康を保たれて来たのは、全くその為に他ならぬのであります』かやうな体質でありながら、天から賦せられた生命を大切にして、七十五歳の長寿を保つた上に、世に在る間は一日一刻も無駄にしまいと努めて來た。先生の鐵道省勤務は前後殆ど四十年に亘るが、其間病氣欠勤・遅参・早引など皆無と云つてよいほど評判の勤勉家であつた。而して役所から莊内館に歸れば、監督室に在りて館の事務を執り、引きも切らぬ來訪者と応接し、夥しき書信を処理した。その仕事振りは迅速にして正確、其日のことは其日の中に整理し去るといふ几帳面さであつた。

それ故に先生を知るほどの人は、此の多忙裡に在りて如何にして七冊の大著を書き上げる暇があつたかと驚くので

あるが、先生は常に下のやうに書つて居た——『忙しくて時間がないといふ人は、暇でも時間のない人である。時間といふものは恰も濡タオルを絞るやうなもので、もう滴が出まいと思つても、絞り出せば猶ほ滴が出て来ると同様に、どんな忙しい時でも絞り出せば時間は出て来るものである』先生が如何にして時間を絞り出して居たかの一例を、曾て鉄道省の同僚で屢々先生と共に出張せる小林清雄氏が下のやうに語る——『地方に出張する回数も非常に多かつたのでありますが、私の今だに感心して居ることは、佐藤さんといふ人はどんな時でも暇さへあれば、読むか書くかして居られる。私のやうに、ぼんやり煙草をのんで時間を空費して居るといふことは一分もなかつた。起きて居られる間は、必ず読むか書くかして居られる。その点のみを考へても、目に見えるやうに熟し感服して居ります。それから仕事が終つて夜寝るといふ時に、地方には隣室に芸者を連れて来て、襖一つ隔ててどんちやん騒ぎをすることがありますが、さういふ時でも佐藤さんは平氣でグー／＼寝て居られた。これには感心して居つたが、さういふ風なことで十分休養を取られる。さうして又十分に働かれるのであります。それで如何にもさういふことには無関心のやうだが、ふと目を覚ますと、夜も白らぐと明けようといふ時に、自分で卓袱台を出して其上で読むか書くかして居られる。その時分には電燈がついて居りませんから、雨戸を明けて卓袱台を運んで居られるが、その時に私共が直ぐ隣に枕を並べて寝て居るので、それを目を醒ませないやうにと、そつと戸を開けてやつて居られる。一度目を覚まして居つたことがあります、それがまるで泡樽でも入るやうな恰好でそつと開けてやつて居られる。隣の三味線の音にも平氣で寝られる人が、人に目を醒まさせないやうにと、細心の注意を払つて居られるといふことは、佐藤さんの思ひ遣りの点も考へられて、今でも印象から去らない次第であります』また先生は三浦鶴林氏に向つて、定刻一時間前に役所に出勤し、誰も来ない中を読書の時間として居ると告げたさうであるが、数年後に三浦氏が東京駅前の一會社に通勤するやうになつてから、毎朝早く出勤する先生の姿を見受け、先生の言が偽りでなく、永年実行されて居た

ことを知つて感心したと言つて居る。先生の著作は、斯くして絞り出された貴重なる時間の所産である。

先生は生命を大切にし、時間を大切にしたと同様に、物をも大切にした。実例を挙げれば、先生は昭和十年より亡くなる前年まで、四夏水上温泉に静養に行つたのであるが、其間の先生宛の郵便物廻送用符箋は、最初の年に留守宅から貼つてやつたものを、四年間使つた。荘内館には事務上の幾冊かの帳面がある。それを綴るのには、文房具屋に行けば一銭か二銭で其為の紐が買へるのに、いつも紙撫りを用ゐて居た。吸取紙は当時東京駅の出口あたりで通行人に配つて居た広告用の刷り物の吸取紙を用ゐ、吸取つたインキで紙の全面が真黒になるまで使つた。原稿用紙は、表裏二度使ふのを常とした。東京高等学校教授白旗信氏は、入館早々『漬物にダブく醤油などをかける人は良いお嫁さんを貰へませんぞ』とたしなめられた。或る集会の時の座談に先生は農学博士加藤茂苞氏に向ひ、某局の某事務官に面会した時、某は茶を机上に零せるため、机の抽斗より無造作に官用の新しい野紙二三枚を掘み出し、それを拭ひ捨てたのを見て、此人は決して成功する人でないと思つたが、果して数年にして失脚したと語つた。其時の先生の話振りが非常に真剣であつたので、加藤博士は其後物を取扱ふ毎に此話を想ひ起すと言つて居る。物は總て天物だから大事にしなければならぬ、先生の令息たちは常に斯く言ひ聞かされて居た。而して此点に於て重子夫人は、先生にも優る天物愛護者である。夫人は物に対する時、先づ何ういふ風に使はれたら物が一番嬉しがるだらうかと、其の物の身になつて考へて見ると言つて居る。まことに先生夫婦の物の愛護は、消費節約とか廃物利用とかいふ如き、經濟的立場よりするのではなく、濃やかな宗教的情操の自然の流露である。

物を愛護する先生が、人間を愛せぬ道理はない。前述の如く長く荘内館に居た学生は、皆自分が一番先生に可愛がられたと思ふやうになるのは、青年を愛する温かな誠意が一人一人の心に植付けられて行つたからである。さり気ない様子をして居ながら、先生は各人の性質をはつきりと看破して居た。人間はとかく人の美点に目をつむり、欠点の

みに多く着目して之を責め立てるのが常であるが、先生にはさういふ点は毛頭なかつた。在るが儘に人の性質を見て取つた上で、悪い所は悪いとして聊かでも善い所があれば、之を取り上げて其人の美点を伸ばさせ、一人前の人間にしてやりたいと念じて居た。そして晩年には『昔から私に心配をかけた人は、それぐえい処があつたので皆偉くなつて居る』と喜んで居た、愛は教育の根本である。先生は育英家としての最も重要な資格を具へて居たのである。

莊内出身者の閲歴・性行について、先生が驚くべく豊富にして正確なる知識を有つて居たことも、恐らく先生の人間愛の一つの現れと見るべきである。故人たると今人たるとを問はず、先生は莊内出身者の経歴はもとより、其の父母・兄弟・家柄等を仔細に記憶して居た。それは同郷人の動静に就て並々ならぬ関心を有つて居たからである。重子夫人は戯れに先生を『莊内の戸籍係』と呼んで居たが、それほど先生は莊内の人事に詳しかつた。そして莊内館の学生に対しても、歴史上の英雄豪傑の話は殆どせず、郷党の先輩や友人、又は側近の人々の実例を語り聞かせて、反省修養の資たらしめて居た。それは真偽不確実な歴史物語や、抽象的な説法などよりは、学生にとりて遙に有益な訓話であつた。晩年には新聞や雑誌に、郷党の人物伝や郷土史に関する文章を寄稿して、その発表を楽しんで居た。山口白雲氏の主宰する『新莊内』誌上に連載せる奇傑長坂六翁及び亡友若松久米吉氏の伝記は、詳細委曲を極めた長篇で、最も読者の感興を惹いた。

先生は人に接しては懇切、自己の職分以外のことには差出口をせず、其口からは殆ど励声の洩れたことなく、身辺には常に明るく穏かな雰囲気を漂はして居た。併し乍ら先生は決して所謂好々爺に非ず、尚更以て郷愿の類ひでなかつた。世態人情を知悉し、善惡黑白を明辨し、事理人物の判断は極めて厳正であつた。先生は私なき、従つて曇りなき心を以て、如実に人生を看破しながら、自己の為すべき事を當々孜々として努めて居た。それ故に其の温顔慈容に拘らず、富貴も淫する能はず威武も屈する能はざる毅然たる魂を以て自己を守り、自己の本分を尽す上に於て何者をも

畏れなかつた。莊内館は寄附金によつて創立・維持せられて居るに拘らず、先生は最も率直に、莊内館は金持の子弟だけの面倒を見ることは御免であると明言して憚らなかつた。また鉄道省の会議の席上でも、自己の関係せざる事項については黙々として口を緘し、横槍に類する思付きの意見を述べて人を迷惑せしめることは断じてなかつたが、事一たび自己の専門に関するや、理路整然と、然も迫力を以て意見を吐露した。此点について曾て先生の上司たりし石田義太郎氏は、下のやうに述べて居る——『……佐藤さんは一種の風格を備へた哲人として私に映じたのである。佐藤さんは官吏によくある自己宣伝など微塵もしない人であつた。唯黙々として資料の検討をしたり、又人の説の当否を味はつて居る人であつた。しかし一旦叩くと、佐藤さんは所謂風発の概を以て自己の所信を堂々と述べられる。それが上官の意に反しようが、同僚の説と異ならうが、そんな事には一向お構ひなく、自己の信ずるところを、あの一流の説法で堂々と述べられたものである。こんな事は誰にでも出来るやうなことであるが、役人生活をして居る者にとつては、実は相当以上に困難なことである。それを佐藤さんは平氣でやりのけた人である。私が哲人といふのは此の意味である。所謂達識あり、明察あり、弁論あり、尚且勇氣を有する哲人であつた。教育界あたりには時々こんな人はあるが、官界としては蓋し稀な存在であつたと思ふ』

六 真実を求める生活

先生が月刊雑誌『鐵道教育』大正十二年三月号に発表せる『議論をするに就ての注意』と題する文章がある。此の一篇は題目の甚だ索然たるに似ず、先生の生活態度を最も具体的に示せるものとして、極めて大切な文献である。先生にありては實際と學問との間に些の間隙がなかつた。此の文章は先生が學問上の問題並に實際上の問題を、如何なる態度で解決して往つたかを物語るものである。もとより『議論』は問題解決の一つの方法たるに過ぎないが、之

によつて吾等は、先生が如何なる心構へを以て真理又は眞実を求めて往つたかを知ることが出来る。其上に此の一篇は、文字の無修飾、行文の平易、引例の卑近、論歩の確實、説明の丁寧、眞実の熱愛等の諸点に於て、先生の全き面目を如実に髣髴させて居る。よつて之を下に採録する。

『議論をするに就ての注意』

私の議論といふのは、實際上又は學問上の問題に就て正当の解決を得るため、二人以上が論究することである。一人で考へて見ても、先輩の著書に就て研究しても、分らぬことが尠くない。其の時同僚又は友人等に質問する。其の説明に分らぬことがあれば更に反問し、又自分の意見をも述べる。そこで議論が生ずる。又弁論を練習する為に議論をすることがある。学生間に催される討論会は即ちそれだが、私の次に述べるのは、弁論練習の為でなく、一定の問題を研究する場合の議論に就ての注意である。

第一 熟考の上で意見を述べ問題外に重らぬやうにすること

議論をするのは研究の一方法である。他の人は自分の思ふやうに必ずしも解して居らぬ。他の人の説明を聞き、又不審の点を質して、初めて自分の誤りを悟ることが甚だ多い。他人と議論をするには、能く考へて秩序を立て、明確に意見を述べることが必要である。又他人より質問を受けた時は、能く質問者の趣旨を聴き、疑問の点を認め、誤解のないやうにして、然る後に意見を述べるべきである。法律上の問題に就て議論をするならば先ず第一に法令の規定を十分に研究し、大審院・行政裁判所等の判例を調査して、是等を基礎として議論をすれば、論拠は實に鞏固なものである。然るに基礎的研究を忽にして、唯自分が斯う思ふとか、さうでなければならぬと信ずるとか、取扱上どうして居るといふ位のことでは、論拠が甚だ薄弱なものと言はねばならぬ。甚だしきは問題に接するや何の考慮もなさずに

直ぐ意見を述べ、段々相手方の説を聴いて自分の説を改めて行き、何か相手方に言ひ損ひもあるとか、落度がある場合には、早速言葉尻や揚足を取つて彼れは云ふ人がある。頭より先に口が働くやうでは、全く議論の価値がない。

真面目に問題を研究するには、頭を多く使って口数を少くしたいと思ふ。法律学生等が集まつて口角泡を飛ばし、長時間激論した結果、それは事実問題であるとか、程度問題であるとか言つて結末のつくのを、屬々目撃することがある。弁論の練習なら格別だが、眞に問題を議論するには、先づ能く研究した上に立論の根拠を確定し、然る後に簡明に述べれば宜い。下らぬ議論に長時間を費すなどは、大いに慎むべきことである。さもないと自分の執務又は勉強が遅滞するばかりでなく、他人の迷惑になる。根本的研究をせずして一知半解の知識を振廻し、得々として議論をするのは、誤つたことである。自分より学力の低い人と議論して啓発されることは少いけれど、併しそれでも能く注意して居ると、かういふ点に誤解を生じ易いとか、どういふ点に力を入れて説明せねばならぬとか、色々悟ることが尠くない。兎に角注意して議論すれば、考へを緻密にすることが出来る。唯出たら目に饒舌る人は、何等の得る所もなからうと思う。

又一度議論をした事は、曖昧模糊に附することなく、徹底的に研究して置きたいものと思ふ。幾回かの問答を重ねて、何れとも決定せずにそれなりに止めるといふことは、詰らぬことである。學問上又は實際上の問題で直ぐに分らぬことならば、尙追つて調査することにするのに口むを得ぬけれど、例へば文字に就ての議論の如きは、正確な辞書に就て調べるとか、幸に先輩が居るならば其人に問ふとか、其時に十分に調べて見ることが必要である。併し之も手近に正確な辞書がないとか、先輩が居ない時は、如何とも仕方のないことである。

議論は能く問題を定めて、他の事に亘らないやうに注意する必要がある。色々饒舌つて居るうちに、段々と外の事

柄にそれで肝腎の問題を離れ、何を議論して居たのか分らなくなることがある。それは甚だ詰らぬことと云はねばならぬ。私の一友人は『君と議論すると真に窮屈で困る。そんなら斯うかと段々追詰められると、後には動けなくなることがある』と言つたことがある。併し互に漠然たることを言ひ合つては、何時まで議論をしても尽きることがない。だから予め問題を確定して置いて、他の事に亘らぬやう注意せねばならぬと思ふ。

第二 感情に馳せず又威圧的にならぬやうにすること

理論を研究する為に議論をするには、何処までも研究的態度でなければならぬ。相手方の言ふことや態度に心を乱しては、研究は出来ぬものである。少しでも自分の意見に反対する者がある時は、忽ち顔色を変へ言語を暴くして、熱狂する人がある。相手方がどんなことを言はうとも、又どんな態度を採らうとも、此方は言語を平穏にし、冷静なる態度を採らねばならぬ。感情に馳せては正当な解決は出来ぬものである。又他人もさういふ人の相手になることを避けるやうになる。さうなると人と議論をして研究することが出来ない。甚だしいのは一度議論で衝突した為に、長くそれを心にもつて、両者の間柄を悪くする者がある。蕃又は将棋をやる人は、随分お互に悪口を言つて居る。併しあ互に盤面を離るれば忘れてしまふ。議論もさうでなければならぬ。議論中には論難攻撃しても、それは其の問題の解決についてのことであつて、根本の解決がつけば枝葉のことは打消さねばならぬ。問題を離れて人身攻撃をやるなどは、以ての外のことである。私の友人は一つの問題に就て議論をして、自分の形勢が非になると、『君は一体』と言つて私の攻撃を始める。それで私は、其人が『君は一体』と言ひ出すと、又始まつたと笑つて議論を止める。議論の為に徒らに悪感情を残すといふことは、真に宜くないことである。故に議論中は相手方に対し十分に敬意を表し、人身攻撃に亘らぬやう注意せねばならぬ。

又地位が上であるとか、年が長じて居る人は、下の者又は年少者の言ふ事を、能く聞いてくれぬことが多い。それ

は大きな誤りであると思ふ。仮令下の人でも年少者でも、其の人の言ふことを能く聞けば、参考になることがある。若し間違つて居たら能く之を教へてやれば、其の次にまた言ふことになる。能く聞きもせずに威圧的態度に出るなどは、甚だ誤つたことと思ふ。私は曾て先輩の意見に反対して意見を述べた為に、非常に叱られたことがある。併し私は少しも反抗的態度を擯らず、冷静に且平穩に意見を述べたら、其の人も後には『実は此事に就て今君に反対せられては困るのだ』と、笑つて語られたことがあつた。又或る若い人は『あなたに對つてならどんな議論も出来る』と言つて居つた。兎角上の地位になると、虚心に下の者の意見を聞き容れぬやうになり易い。又上の人に向つては意見を言ひにくいものであるから、上的人は努めて温厚な態度を以て、仮令価値なき議論でも十分に述べさせて聞いてやり尚将来の研究を奨励してやるが宜いと思ふ。

第三 虚心に人の説を聞き己の欠点を知ることを努むべきこと

議論をする前に自分の意見を立てることは必要であるけれども、他の意見を聞くのには虚心になつて聞かねばならぬ。さもなければ心に入らぬものである。曾て聞いた話に、大学の或る若い先生が、白山の南隱禅師を一つやりこめてやらうと思つて訪問した。禅師は快く引見して、小僧をして茶を齋せしめた。某氏がまだ茶を飲まぬうちに、禅師は小僧に更に茶をつけよと命じた。某氏は『茶はあります。此上いらぬ』と言つた。此時禅師は『邪念充てり、亦何ぞ入らん』と大喝した。某氏は大いに悟つて深く無礼を謝し、今度は虚心になつて教へを受けたといふことである。己れの考へを固持して他の説を容れる意思がなければ、他の説を聞いても何にもならぬ。私などは多くの事に自分の確信がないから、人の所説を聞く。そして良いと思ふことはそれに従ふ。時には聞いた事が、あれもこれも尤もで、取捨に迷ふことすらある。人の説を聞かずに、自分の説のみを良いものとして居れば、進歩することが少ない。

だから人が好意を以て言うてくれることは、多少不服の点があつても、大抵のことなら聞き容れる。さうすれば又其の次に言ふてくれるようになる。或る高等学校の教授をして居る人が、学校卒業匆匆であつたと思ふが、私に向ひ『あなたは比較的時代思潮に後れて居ない。之は吾々が代るぐ青年の活氣を吹き込んで上げるからだ』と言つた。此間も北海道選出の某代議士が『あなたは威張らないで能く人の言ふことを聞き容れるから、研究が出来るのである。

北海道に視察とか調査とか言つて来る人は沢山あるが、中には自分ばかりえらさうなことを饒舌つて、聞きに来たのか聞かせに来たのか分らぬやうな人がある。何議員とか何委員とか、大きな名刺を出して威張りちらして居る。あんな風では連も調査も研究も出来るものでない』と語られた。私は前にも言つた通り、自分の確信がないから人の言ふことを能く聞くのである。併し前述の如く、他の人が私に対し遠慮なく色々の批判をしてくれるのは、幸福と思つて居る。人には斯ういふやうな批評を受けることが、修養上にも又研究上にも最も大切なことと思ふ。虚心になれば先方の言ふことが能く諒解出来る。又先方でも快く話してくれる事になる。我説を固持し他の説を容れぬ時は、他の人は言うてくれなくなる。自分で反省では、自分の欠点又は短所を悟ることは甚だ困難である。それで如何にして自分の欠点を知るべきかといふことを、工夫しなければならぬ。或時幾人か集まつて一つの表を作り、上方に氏名を列記し、右方の縦に長所・短所・嗜好・癖などの色々の事項を挙げて、各人の相当欄に記入したのを見たことがある。私の癖に語尾に『トント』といふ詞をつけるとある。私はそんなことに更に気付かないから、私は『トントなんて、ちつとも使はぬ筈だが、トント』と言つたので、一同吹き出して笑はれたことがある。同じ時に或人の癖に『ヤア』と言つて頭をなでるといふのがあつた。然るに其人がそれを見て、早速ヤアと言つて頭を撫でたので、一同又咲笑した。自分の癖が分らぬと同様に、自分の欠点又は短所といふものは容易に分らぬものであるから、之を知るのに努めることが必要である。それで虚心になつて人の説を聞き、又喜んで人の批評を受くべきである。

第四 勝敗に念を置かず執拗に流れぬやうに注意すること

國際上の談判とか、政黨間の折衝とかいふ場合には、是非とも當方の主張を通さねばならぬことがあるであらう。又討論会に於て弁論の練習旁々娛樂的に勝敗を争ふなどは全く特別のことであるが、學問上又は實際上の研究をする議論には、念頭に勝敗といふ考へを置いてはならぬ。唯正しい解決を得ればそれで宜いのである。世の中には自分の言ひ出したことは、其非を悟つても無理に通さうと努める人がある。又議論に負けたといふことが殘念で、何とか理窟をつけられぬかと苦悶する者もある。甚だしきは明に反対の証拠があつても、尚抗弁して居る者がある。私の郷里の諺に『梨がなつても枳殻』といふことがある。之は此木が梨の木であるか枳殻の木であるかと議論をした時に、現に梨の実が結んで居つても、尚枳殻であると主張する者を指すのである。此等は全く議論にならない。中には議論に負けると口惜しさに堪へず、何時までもそれを頭に残し、折に触れて其事を言ひ出し、或は何かで敵打をしようと考へて居る人がある。此等は甚だ誤ったことと思ふ。

往年法学博士田口卯吉氏は、東京經濟雑誌上に政治・經濟・文學等の批評を書き、隨分皮肉なことも言つて居つたが、博士は敵を作るといふことが殆どなかつた。之は同氏が資性高潔で且淡白であつた為であらうと思ふ。或時地租問題に関し、子爵谷千城氏と大いに議論をしたことがある。子爵は日本新聞で意見を発表されて居つた。そのうち歴史に関するところで論戦したことがある。其後子爵が其の問答を単行本として刊行しようとした時に、田口博士は子爵に書を寄せて、『何時ぞやの歴史の話は全く自分が悪かつた。併しあの時あからさまに其事を言へば、論戦悲境に陥るから強ひて抗弁したけれど、今度単行本にせらるるに就ては、其仮載せられては人を誤るから、其点だけは訂正して貰ひたい』と申込んだので、子爵は大いに博士の坦懐を賞讃せられたことがあつた。博士は斯ういふ無邪氣な美しい性質を有つて居られた。併し論戦悲境に陥るとても、既に其非を悟られたならば、其点は潔く誤つたとして、他の

点で戦はれたら一層宜かつたであらうと思はれる。

私は議論は成るべくあつさりと、程よい所で切り上げるが宜いと思ふ。殊に相手方が既に其非を悟つたと思はれる時は、速に止めるが宜い。余り追窮すると、却つて辱めを受くるやうなことを生じたり、相互の間柄を悪くすることがある。私は常にさうしようと思つて居るけれど、一度言ひ出したことは容易に止められぬので困つて居る。自分自身では議論の勝敗は全く念頭にない積りである。又其の議論がどうならうとも、自分に何等の関係がないと信じて居るが、半途で止めると不親切のやうになり、又先方の人を侮辱した形になるので、引くに引かれぬことがある。今一つには、若い相手に能く諒解して貰ひたいと思ふ所から、長く言うて居ることもある。若し私が負けるのが残念で、何時までも議論をして居るやうに思ふ人があるなら、甚だ不本意のことである。又私は東北出身の者であるが、私の同郷人で某会社の技師をして居る人が、曾て上役と職務上のことで議論をしたら、上役の人が『君は実にしつこく議論をする、君の出身地は東北であらう』と言はれたが東北人は果してそんなにしつこく議論をする癖があるのであらうかと尋ねられた。私は同郷の或る先輩の語る所を聞いたことがある。それは我が同郷人は議論の為に其身を忘れることがある、他地方の人は上長に対して議論をする時は、宜い位の時に理論上はかう思ふけれど、成程實際上はさういふものでせうかといふ風に、巧に切上げる。然るに同郷人は切上げることを知らない、飽迄自説を貫かうと、何時までも議論を継続すると言はれたことがある。東北人は概して愚直であり、巧妙なことは出来ない。某先輩の話は怜悧なる処世法であらう。併し其弊に陥らぬやうに注意を要することと思ふ。

又或事を施行したいと思つて言ひ出した時に、それを自分の意見としなくとも、同僚又は上長の意見としても、実行せらるれば自分の希望は達し得ることである。斯かる場合にも自分の意見を陳べて、上長の人が初めは分らなかつても後に分つたなら、之を自分の功とせずに、上長の人の意見として実行せられるやうに仕向ける。之も怜悧な方法

であらうと思ふ。又上長の人に対する断定的言はすに、『自分は斯うかと思ひますが、どういふものでせう』と質問的といふか相談的とかいふか、謙遜なる態度を探り決して反抗的にならぬやうに注意することが必要だと思ふ。

七 荘厳なる死

先生の主治医は、莊内出身の本間英史・小柴健治郎両医学博士であり、両博士とも先生を親とも師とも仰いで居た間柄であった。わけても小柴博士は曾ての館生であり、莊内館より程遠からぬ田端に開業して居たので、平素より先生の健康に至心の注意を払ひ、晩年先生の健康が稍々衰へ初めてからは処置慎重を極めたので、先生の病氣と聞けば郷里の館友たちは『また例の小柴式でせう』などと言つた位であった。それ故に先生が昭和十三年初秋水上温泉で発病して帰館して以来、翌年十月臨終に至るまでの長い月日を、文字通り毎朝毎夕、時としては一日数回も先生を病床に見舞ひ、眞実の親に対しても是れ以上は出来ないほど真心籠めて診療に当つた。そして先生が亡くなつてからも、百ヶ日間は毎日榊を二本づつ靈前に上げて拝んだ。誰かが『君は榊を二本持つて来るが、一本だけで良いではないか』と言つたら、博士は之に答へて『一本は自分の志、他の一本は拝みたくとも拝みに来られない館友が沢山あるから、其人たちの代りに上げて居るのだ』と言つた。先生は此の誠実なる二人の主治医に絶対に自分の病氣を任せ切りであつた。

水上温泉で起きた先生の病氣は、既述の如く左側湿性肋膜炎で、初めは病勢劇甚、殆ど胸一ぱい滲出液が溜まり、呼吸も非常に困難であつたから、胸内苦悶も甚だしかつたことと思はれるが、医師や家人が何度尋ねても、先生はいつも『苦しくない』『何ともない』と答へて、少しも苦痛を訴へなかつた。此の重症の肋膜炎が、奇蹟的に年末から春先にかけて快方に赴き、三月初めの晴れた日には、小柴博士の処まで、そろそろ歩いて行くほどになつたのに、下

旬に至りて突如として腹膜炎が起つた。それは非常に急激且高度に来たので、腹は太鼓のやうに張り切り、何千瓦といふほどの滲出液が溜まり、腹部の臓器は勿論、胸部までも圧迫されて、呼吸は困難となり、チアノーゼなども起すといふ有様であつたが、先生は此度もまた痛いとも苦しいとも言はなかつた。或時は排便して腸出血を起したので、看護の重子夫人は大いに驚き、どうしたらよいかと痛心したに拘らず、先生は平然として『腹に一物も無くなつて、こんな気持のよいことはない。聖人の気持といふものはこんなものだらうか』と繰返して居た。本間・小柴両博士が、診察の帰りに別室で夫人や令息と病状について話し合ふために、相当長い間病室を明けることがあつても、先生は一度も『医者は何と言つたか』『今まで何をして居つたか』などと訊ねることはなかつた。

五月に入つてからは、最早恢復の見込ないことが主治医には明かになつた。そこで本間博士は小柴博士と相談の結果、此上は一切の無駄に見える処置や無益な服薬を止めてしまひ、苦痛や煩はしさを与へることは一切避けて、少しでも先生を楽にして上げようといふことに決し、食餌栄養だけで生命を繋ぎ続ける重任を重子夫人に委ねることにした。此事を聞いた先生は本間博士に『まづい薬は服まなくともよい、うまい御馳走ばかり食べればよいなんて、それではよければこんな有難いことはない』と言つて、両博士の診療を絶対に信頼したやうに、夫人の看病に絶対に信頼して、最後まで夫人の差上げる食事を摂つた。

令息正能氏は病床の父を伝へる一節に、下の如く書いて居る——『三日目乃至四日目のひげ剃りは、私の楽しくもあり又同時に淋しくもある役目であつた。病氣の始めのうちは、私の剃つたあとを自分でさすつて見て「これでよいけれども、鳥の毛でもむしつた様に、まだ方々に残つて居るやうだな」などと、おかしさうに言はれた。私が「ただですよ、少しばは我慢して下さらなくちや」と冗談口をきけば、父は「さうか、ただといふわけか」と大笑ひしたものだが、最後近くなると「出来ました、これでいいですか」と言ふと、顎のあたりを一撫として、必ず「どうも有難

う一と言はれた。これまでの病氣とちがひ、だんだん瘠せて来る。皮膚がすつかりつやを失つた。衰へがありありと見える、ちいと目をつむつて居る。それでも口の端を剃る時は、舌で唇を押上げて剃りよいやうにしてくれた。剃刀の動くにつれて舌を動かしてくれた。何度もタオルで蒸してから剃るのであるが、剛いひげなので剃刀を動かす毎に、如何にも痛さうにかりかりと音がした。「痛いですか」と問へば「いや別に——」と答へた。少し痛いかなと思ひながらも、勿体ないので一枚の刃を磨ぎく何回も使つて居た。或時一枚二十銭のやや上等の刃を使つたところ、「よく切れるね、ちつとも痛くない」と、一寸驚いたやうな表情を示された。この一言で私はハタと悟つた。何たる馬鹿な自分だらう、小しでも刃が鈍つたら自分が使へばよいぢやないか。此の重い病の父に痛い思ひをさせて、何たる心ない事をしたものかと、自分の至らなさをつくづく恥ぢ入つたのである。それからは最後まで、剃る音もしないほどよく切れる上等の新しい刃ばかり使つた。剃り終へてから、持てないほど熱い蒸タオルで、ちいとしばらく顔一杯おさへて上げると、さあつと血色がよくなり、「ああいい氣持だ」と言つてくれた』

かやうに夫人や令息の世にも美しき心尽しの看護を受けながら、先生は何の苦痛も苦労もなささうに、長閑に病裡の日月を送り、全く死生を超える境地に安住して居た。病氣は重つても意識は常に明瞭であり、頭脳は少しも衰へず、夢に論文を書いて居たほど静かに思索し、わけても莊内館の事務に至りては、實に最後まで自ら之を処理し、或は委員や館生にかれこれと依頼し指図して居た。

逝去の前日即ち昭和十四年十月二十九日のことである。元貸費生大八木得治氏から振替で貸費金の一部を返柄して来た。同氏は毎月几帳面に定額を返納するので、裏面の通信欄には別に何も書いて居なかつた。この振替の処理を先生は館生の一人に頼んだのであるが、其時に其の振替用紙の欄外余白に『貸費返納・用紙封入』の八字を寝たまま万年筆で書いて渡した。其の八字は、此金は貸費の返納であり、基本金への寄附又は学生への学資でない、また此人は

毎月返納する人だから、受取証と一緒に来月分の振替用紙を封入せよとの意味である。此の八字が實に先生の絶筆となつた。越えて十月三十日、清く澄み切つた秋の空に、曉の星が消えかかるころ、多くの人々に敬はれ、慕はれ、惜しまれながら、先生は七十五年の長き生涯を終へて、安らかに此世を逝つたのである。

それは日輪の西に沈むが如き莊嚴なる臨終であつた。人々に悲しみの念を起さすよりも、寧ろ神々しき感情を抱かせる死であつた。夫人も令息も、哀別離苦の涙に両眼を濡らしながらも、長い生涯を正しく歩み、有終の美をなしとげて、静かに此世を逝つた先生を、肅かな氣持で祝福せざるを得なかつた。正能氏が有難く想ひ起せる法華經の左の一句こそ、まことに先生を頌へるにふさはしいものである——

行ひを作し終りて

ここに悔なく

顔に喜笑あり

おもひたのしく

その果報をうく

まことかかる行ひは

善く作されたるなり。

佐藤雄能先生年譜

慶応元年 一歳

五月三日、鶴岡藩士辻新右衛門四男として同市鍛冶町に生る。父は藩校致道館の句読師たり。母は名は五十、同藩士都築氏の出なり。

明治七年 十歳

五月十日、鶴岡市秀苗小学校に入る。

明治九年 十二歳

八月八日、同市朝暘学校に転す。

明治十一年 十四歳

四月より祖父克己翁に就き友人斎藤九郎兵衛・若松久米吉・秋保親正の三氏と共に漢籍の素読を受く。翌十二

年六月迄続行。

明治十二年 十五歳

三月より白井重高に就き漢籍を学ぶ。同十七年二月迄続行。

明治十三年 十六歳

五月五日、朝暘学校卒業。

五月十日、同市西田川中学（現鶴岡中学校の前身）に入る。

七月より中村一麟に就き漢籍を学ぶ。同十七年二月迄続行。

九月一日、朝暘学校教員補助となる。

明治十七年 二十歳

二月二十日、山形県師範学校に入学。其頃『小学』外篇の『遲々タル潤畔ノ松、鬱々トシテ晚翠ヲ含ム』の章

句に感銘し、自ら号を晩翠と称し、潛に大器の晩成せんことを誓ふ。

八月十一日、東田川郡山添村の名家佐藤正孝の養子として入籍す。

明治十九年 二十二歳

四月十二日、山形県師範学校中等師範科を卒業。

五月十九日、五等訓導を拝し、天童小学校教員となる。

明治二十一年 二十四歳

三月十五日、東京専門学校（現早稲田大学の前身）に入学す。

明治二十二年 二十五歳

八月十八日、佐藤正孝長女重子と結婚す。

明治二十三年 二十六歳

七月廿日、東京専門学校行政科を卒業。

友人若松久米吉・白井重任・三矢重松の三氏中心となり、午込区原町に荘内館の前身とも云ふべき自炊庵を作
る。先生既に学業を終へしが、毎日の如くそこに出入す。

明治二十四年 二十七歳

六月十六日、日本郵船株式会社事務員として長門丸に乗り込み、日本内地の諸港を巡る。

明治二十五年 二十八歳

七月、赤谷達郎・石川貞吉・小倉正夫・大沼惣太郎・加藤幹雄・熊谷直太・小松林蔵・佐藤孫三・佐藤孫六・
田中周得・寺島成信・長谷部良助・平山保雄・本間与吉・俣野景蔵・宮本祐吉・若松久米吉・渡会慎也の諸友
と図りて荘内出身学生の寄宿舎を設けんと決議し、その資金の募集に着手す。

十二月廿日、日本郵船株式会社を依願退職す。この数日前十二月十七日に帰郷す。

明治二十六年 二十九歳

郷里山添村村長五十嵐九兵衛の依頼により、同山添小学校に再度教鞭をとり、郷里の子弟の育成の為に尽瘁す。

十一月廿四日、長男正雄生る。

明治廿七年 三十歳

八月、前記赤谷・石川・加藤・熊谷・渡会の諸氏に、諏訪部栄吉・高山林次郎（櫛牛）・三矢重松・渡辺文敏の諸氏相加はり、再び郷党出身者の寄宿舎設置を決議し、寄金の募集に着手す。

同月、鶴岡町の嘱託により鶴岡酒田間鉄道敷設の調査をなす。
其頃山添小学校の校舎の朽頽せるを見、多年至難として残されたる新築運動に尽瘁し、遂に之を成らしむ。

明治二十八年 三十一歳

五月、鶴岡米穀取引所発起人の依頼により、設立手続を調査す。

八月、当時帝國大学生なりし熊谷直太、山添村に先生を訪ひ、多年の懸案たる寄宿舎設置の件を相談す。同十七日湯野浜にて熊谷・若松・赤谷達郎・高山林次郎・富樫良三・渡辺文雄・加藤幹雄の諸氏と共に再び協議を開く。

十一月十八日、長女かう生る。

十一月三十日、長男正雄死亡す。

明二十九年 三十二歳

二月、鶴岡鉄道株式会社発起人の依頼により、収支計算書其他を調製す。その査定条文共に専門家の夫れと毫末も異なるところなかりしと云ふ。

佐藤雄能先生伝

十月廿四日、山添小学校を辞し、斎藤・久米・若松・熊谷氏等の推薦を受け、家族を残し、莊内館創立の為に
単身上京す。

十一月一日、郷党の先輩大塚勝太郎の紹介により東京鉱山監督署の雇員となる。

十二月十四日、本郷区元町二丁目六十六番地の日向光俊の長屋を借り受け、莊内館を創設す。

明治三十年 三十三歳

三月三十日、農商務省属に転じ、特許局に勤務す。

明治三十二年 三十五歳

六月廿日、中等学校高等科の教員試験検定に合格す。

八月二日、遞信省属に転じ、鐵道局に勤務す。

明治三十三年 三十六歳

三月十四日、実父新右衛門死亡、享年七十一。

此の年私設鉄道法並私設鉄道会計準則制定せらる。先生局長大塚勝太郎・事務官原田真義等と共にその制定に
貢献す。

明治三十四年 三十七歳

五月十日、次男正能生る。

明治三十七年 四十歳

五月五日、三男正久生る。

明治三十九年 四十二歳

鉄道国有準備局設けられ、私設十七鉄道買収案が制定実施せられる。先生同局兼通信属に任せられ、これが為に寝食を忘れて大いに貢献するところあり。

明治四十一年 四十四歳

十二月四日、鉄道庁書記に任せられ、総務部庶務課に勤務す。

明治四十三年 四十六歳

七月十六日、四男正己生る。

この年鉄道補助法の制定と、補助法に関する規定方針の確立並運用手続等の制定あり。この法案は大部分先生の立案に成るものなり。以後大正年間に制定せられし、地方鉄道法及び軌道法の制定、其の会計規定と運用、買収補償に関する事務規定等皆先生の立案を骨子とせるもの少なからず。

明治四十四年 四十七歳

三月九日、養父正孝死亡。

大正三年 五十歳

八月、夫人重子、次男正能と共に伊勢大廟及び桃山御陵に参拝し、該地方に遊ぶ。

九月、満鮮地方を出張調査視察す。

十一月廿八日、元町莊内館旧館の改築に奔走し、遂に新館の落成式を見るに至る。

大正四年 五十一歳

八月、正能、正久上京同居。

大正五年 五十二歳

一月二日、夫人重子四男正己上京し、ここに一家始めて同居す。先生莊内館創立の為に上京せしよりここに至るまで實に二十年なり。

大正六年 五十三歳

七月十三日、『鐵道會計』刊行（菊版五〇八頁）。

大正七年 五十四歳

六月八日、『株式會社會計』刊行（菊版八一六頁）。

大正八年 五十五歳

十二月廿二日、鐵道院參事補に任せられ、監督局業務課勤務。

大正十年 五十七歳

十一月十八日、莊内育英会理事に推薦せらる。

大正十一年 五十八歳

五月五日、『實用鐵道會計』刊行（菊版七一〇頁）。

大正十二年 五十九歳

九月一日、東京大震災により、本郷元町莊内館、鐵道省監督局の佐藤文庫其の他先生執筆發表の論稿約一千頁並に執筆貯蔵せし龐大なる研究資料を焼却す。次いで莊内館の復興並に佐藤文庫の再建を画す。

大正十三年 六十歳

十月十四日、鐵道省功績章を授与せらる。

大正十四年 六十一歳

十一月十日、『株式会社』刊行（菊版六二六頁）。

大正十五年 六十二歳

三月、莊内館の復興の為に奔走し、遂に滝野川中里に内外完備の新寄宿舎落成す。

十一月、山添小学校創立五十周年記念号に文稿『懐旧一節』を発表す。

昭和二年 六十三歳

八月十九日、勳五等に叙せられ瑞宝章を授けらる。

昭和三年 六十四歳

二月一日、『改訂増補実用鉄道会計』刊行（菊版七八四頁）。

四月、財団法人札幌莊内寮相談人に推薦せらる。

十月、山形師範学校創立五十周年記念号に文稿『所感』を発表す。

昭和四年 六十五歳

三月十日、工藤米治還暦画帳所載の小文を起草す。

四月十七日、文稿『天童小学校の思出』を起草す。

六月五日、『鉄道経営の理論と実際』刊行（菊版七三〇頁）。

昭和六年 六十七歳

五月、畏友小松林藏氏追悼録を編纂し、同書に文稿『小松林藏君の経歴及性行』、『小松林藏氏と莊内館』の文を載す。

十二月廿二日、高等官二等に陞叙せらる。

昭和七年 六十八歳

四月二十三日、小文『上野文雄氏古稀記念の書帳に付て』を起草す。

八月十四日、文稿『淳心院及双松院法要当日の挨拶』を起草す。

昭和八年 六十九歳

三月廿五日、鉄道省事務官依願免官

四月七日、正五位に叙せらる。

六月五日、文稿『鼈宮谷氏の死亡広告を見て館生に語る』を起草す。

七月十一日、鉄道省『地方鉄道軌道及び自動車運送事業の会計事務』を嘱託せらる。

八月一日、『週刊朝日』に文稿『鉄道国有の経緯』を載す。

昭和十年 七十一歳

五月、莊内館報告に『莊内館の経歴一』を発表す。

十一月三日、文稿『都築正方君結婚の祝辞』を起草す。

昭和十一年 七十二歳

五月、莊内館報告に『莊内館の経歴二』を発表す。

昭和十二年 七十三歳

五月十八日、『鉄道会計研究』刊行（菊版三六〇頁）。

五月、莊内館報告に『莊内館の経歴三』を発表す。

十月一日、日本通運株式会社監事に選挙せらる。

十一月十一日、文稿『畏友斎藤九兵衛の弔詞』を起草す。

昭和十三年 七十四歳

八月下旬、群馬懸水上温泉にて左側湿性肋膜炎を発病す。

八月卅一日、帰京臥床。

昭和十四年 七十五歳

三月、腹膜炎併発。

十月三十日、午前五時三十分永眠す。』